

排水設備工事施工基準

2022 改訂版

(2025 年 9 月 26 日 一部改訂)

岐阜市上下水道事業部

第1章 総 則

第1条	(目 的)	1
1.	法令、条例及び規程等	1
2.	適用の疑義	2
第2条	(排水設備の定義)	2
1.	用語の定義	2
第3条	(排水設備の種別)	4
1.	排水設備の区分	4
2.	排水設備の管理	4
第4条	(排水設備工事の種類・施工区分)	5
1.	工事の種類及び施工種別	5
1)	新設	5
2)	増設	5
3)	変更	5
4)	撤去	6
2.	工事の施工区分	6
第5条	(排水設備の設置又は構造)	6
1.	設置及び構造の基準	6
第6条	(排除方式)	7
第7条	(排水方法)	9

第2章 排水設備工事の手続

第8条	(手 続)	10
1.	手続の流れ	10
第9条	(事前協議)	11
1.	事前協議の方法	11
第10条	(申込み)	11
1.	必要書類	12
第11条	(審 査)	12
第12条	(公道及び河川敷等の許可申請等)	13
1.	事務の流れ及び申請書類等	13
第13条	(公道内及び取付ますの施工)	15
1.	工事施工日の申込み	15
2.	工事工程写真等の提出及び撮影方法	15

3. 舗装本復旧の方法	15	
第14条 (変更又は中止)		16
1. 変更又は中止時の再審査	16	
2. 変更申請又は取下届	16	
第15条 (完 成)		17
1. 検査の方法及び目的	17	
第16条 (引渡し)		18
1. 義務者等への説明及び重視事項	18	
2. 当該工事による瑕疵責任	18	

第3章 排水設備工事の設計

第17条 (基本事項)		19
1. 設計の基本	19	
2. 設計の範囲	19	
第18条 (事前調査)		20
1. 調査項目	20	
1) 区域の告示に関する調査	20	
2) 取付けしようとする排水施設の調査	20	
3) 既設の排水設備及び他の埋設物の調査	20	
4) 申込者、使用者、建物の所有者、土地所有者の 関係についての調査	20	
5) 事業場からの排水に関する調査	20	
6) 掘削規制についての調査	20	
7) 既設取付管に関する調査	21	
第19条 (設計書の作成)		22
1. 作図	22	
1) 位置図	22	
2) 平面図	22	
3) 詳細図	22	
4) 縦断面図	23	
5) 構造図	23	
6) 立面図	23	
2. 表示記号等	23	
3. 汚水排水	27	
1) 排水管	27	

2) 排水管の大きさと勾配	27
(1) 排水人口による排水管の大きさ	27
(2) 排水量の特により多い箇所の管の大きさ	28
(3) 管径及び勾配	28
① 排水管の管径	28
② 排水管の勾配	29
③ 管口径の決定	31
3) 伸張継手	34
4. 汚水ます	34
1) 汚水ますの設置箇所	34
(1) 取付ます	34
(2) 宅地ます	34
2) 汚水ますの大きさ及び形状	34
(1) コンクリートます	34
① 大きさ形状及び構造	34
② 蓋	36
③ 基礎	36
④ その他	36
(2) 硬質塩化ビニルます	36
① 大きさ形状及び構造	36
② 蓋	37
③ 基礎	38
(3) 特殊ます	38
① ドロップます・底部有孔ます	38
② トラップます	39
5. 掃除口	40
1) 掃除口の設置箇所	40
2) 掃除口の構造	40
6. 防臭装置（トラップ）	42
1) トラップの必要条件	42
2) トラップ各部の名称	42
3) トラップの種類	42
7. ストレーナー（除塵装置）	43
8. 阻集器	44
1) 阻集器設置上の注意事項	44
2) 阻集器の種類	44

(1) グリース阻集器	44
(2) オイル阻集器	44
(3) サンド阻集器	45
(4) ヘア阻集器	45
(5) ランドリー阻集器	46
(6) プラスタ阻集器	46
3) グリース阻集器の容量算出(参考)	47
(1) 店舗全面積に基づく算出方法	47
(2) 利用人数に基づく算出方法	49
(3) 阻集器の容量の算出	51
(4) オイル阻集器の容量算出(参考)	52
9. 排水槽	54
1) 排水槽の有効容量	54
10. ディスポーザー	54
11. 水洗便所施設	54
1) 基本事項	54
12. 通気	54
1) 通気の目的	55
2) 通気の設置箇所	55
3) 通気管の種類	55
(1) 通気立管	55
(2) 各個通気管	56
(3) 共用通気管	58
(4) 環状及び回路通気管(ループ通気管)	58
(5) 湿り通気管	59
(6) 逃し通気管	60
(7) 連係通気(結合通気)	60
(8) 伸頂通気管	61
(9) 返し通気管	61
4) 通気の一般的留意事項	61
5) 通気管の管径	62
(1) 管径決定の基本的事項	62
(2) 口径の決定	63
13. 間接排水	65
1) 配管方法	66
2) 排水口空間	67

3) 水受け容器	67	
第20条 (除害施設)		67
1. 下水道と除害施設	67	
2. 下水道へ排出する水の水質基準	68	
3. 届出の義務	68	
第21条 (雨水排水)		73
1. 雨水の定義	73	
2. 設計の範囲	73	
1) 雨水量	73	
2) 雨水管の口径	73	
3. 雨水排水の工事	74	
4. 雨水貯留浸透施設	75	
第22条 (雨水放流の許可)		75

第4章 排水設備工事の施工

第23条 (基本事項)		76
1. 変更協議	76	
2. 注意事項	76	
第24条 (施 工)		77
1. 公道内の工事	77	
1) 掘削	77	
2) 埋戻しと残土処理	78	
3) 舗装仮復旧	78	
4) 舗装本復旧	79	
2. 公共下水道への取付け	79	
1) 道路取付管の基本事項	79	
2) 支管による接続	79	
3) 公共下水道マンホールとの接続	81	
4) 取付管への接続	82	
5) 道路取付管の特殊な施工法	82	
(1) 支管及び取付管による接続	82	
(2) マンホールへの接続	83	
(3) バックサイホン	83	
3. 配管工事	84	
4. 汚水ますの施工	84	

- 1) 掘削工 84
- 2) 基礎工 84
- 3) 据付工 84
- 4) 底部の築造 85
5. 汚水ますと排水管の接続 85
 - 1) 取付ますとの接続 85
 - (1) コンクリート製取付ます 85
 - (2) 塩化ビニル製取付ます 86
 - 2) 宅地ますとの接続 87
6. 排水管の施工 87
 - 1) 硬質塩化ビニル管の接合 87
 - (1) 管の切断及び面取り 87
 - (2) 接着（T S）接合 87
 - (3) ゴム輪（R R）接合 88
 - 2) 屈曲箇所の施工 89
 - (1) 直角に流下方向を変える箇所 89
 - (2) 合流箇所 90
7. 通気管の施工 90
8. 浄化槽からの切替工事 91
 - 1) 浄化槽の廃止工事 91
9. 汲取り便所の改造工事 92

第5章 材料器具

第25条（材料器具）	93
1. 材料及び器具の選定基準	93
2. 材料の承認について	93
関係提出書類	94
関係条例・規程等	112
関係法令	
関係要綱	

第 1 章 総 則

第1条 （目 的）

この基準は、岐阜市下水道条例第9条第2号の規定により、排水設備工事の技術上の基準及び手続を定め、適正な運営を図ることを目的とする。

[解説]

排水設備は、下水道法の目的を達成するため、宅地内の汚水を公共下水道に流入させ排除すべき汚水を円滑かつ速やかに流下させるとともに、耐久・耐震性を有し、維持管理が容易な構造でなければならない。

この基準は、このような排水設備を確保するため、具体的に規定するとともに、排水設備工事の手続を定め、排水設備工事の適正な運営を図ることを目的とする。

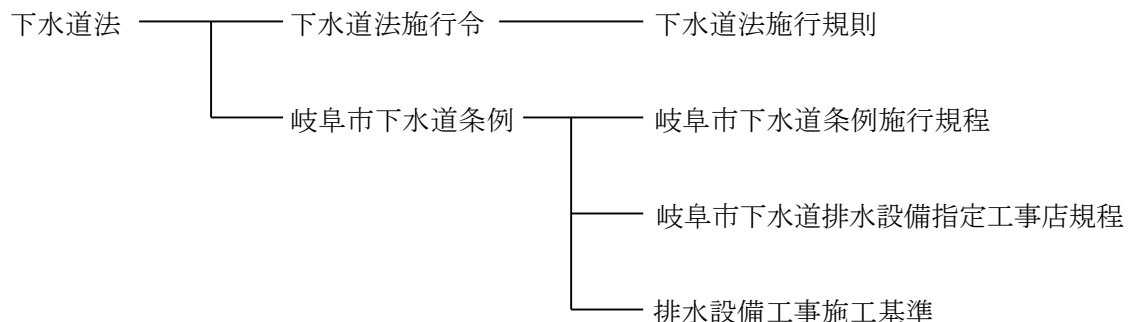
なお、この基準に適合しない排水設備工事の施工により発生する諸問題については、下水道排水設備指定工事店の違反行為に係る処分基準により、指定の取消し、停止等の処分対象となるので、留意が必要である。

1. 法令、条例及び規程等

この基準に揚げる法令、条例及び規程等は次のとおりとする。

- ・ **法**とは、下水道法（昭和33年法律第79号）をいう。
- ・ **政令**とは、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）をいう。
- ・ **条例**とは、岐阜市下水道条例（昭和36年条例第35号）をいう。
- ・ **施行規程**とは、岐阜市下水道条例施行規程（昭和36年岐阜市水道部管理規程第3号）をいう。
- ・ **指定工事店規程**とは、岐阜市下水道排水設備指定工事店規程（平成10年岐阜市水道部管理規程第4号）をいう。
- ・ **施工基準**とは、排水設備工事施工基準（本基準）をいう。

<法体系図>



2. 適用の疑義

この基準の適用に疑義が生じた場合、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者の指示による。

第2条 （排水設備の定義）

排水設備とは、法第10条第1項に規定する「その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設」をいう。

[解説]

排水設備は、法第10条第1項及び条例第2条第7号により定義されている。

1. 用語の定義

この施工基準に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

・ 管理者(下水道事業者)

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者をいう。

・ 指定工事店

岐阜市下水道条例第13条により、排水設備の設計及び工事を施行する下水道排水設備指定工事店をいう。

・ 下水

生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（汚水）又は雨水をいう。

(ア) 廃水（汚水）

人間の消費生活又は生産活動に伴って生じるすべての不要な水

(イ) 雨水

単なる雨水の集まりのみならず、雪解け水、湧水等いわゆる自然水

・ 下水道

下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く）又は、これらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。

・ 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

・ 分流式

雨水と汚水とを別々の管で排除する方式をいう。（岐阜市の下水処理区域は、全て分流式）

・合流式

雨水と汚水を同一の管で排除する方式をいう。

・ 取付ます(公設汚水ます)

道路取付管と排水設備の排水管を接続するますをいう。なお、柳津地域の一部においては、市で管理している取付ますを公設汚水ますという。

・ 宅地ます

排水設備の排水管を接続するますのうち、取付ます（公設汚水ます）以外のますをいう。

・ 道路取付管

公共下水道から分岐して、取付ます（公設汚水ます）までに布設する管をいう。私道においても公共下水道からの分岐は同様に道路取付管という。

・ 取付管

支管による接続及びマンホールに接続する枝管の部分（道路取付管の一部）をいう。

・ 宅内排水管

宅地内の下水を公共下水道に流入させるために宅地内に布設された管をいう。

・ 器具排水管

衛生器具に付属又は内蔵するトラップに接続する排水管で、トラップから他の排水管までの間の管をいう。

・ 排水横枝管

器具排水管から排水を、排水立管又は排水横主管へ導く横管をいう。

・ 排水横主管

排水横枝管及び排水立管からの排水をまとめて敷地排水管（屋外排水設備）へ導く横管をいう。

・ 排水立管

器具排水管や排水横枝管からの排水を排水横主管へ導く鉛直又は鉛直と45° 以内の角度で設ける管をいう。

・ 使用者

排水設備の所有者、代理人、管理人及びそれを使用する者をいう。

・ 義務者

公共下水道の排水区域内の建築物・土地の所有者、使用者又は占有者をいう。

第3条 （排水設備の種別）

排水設備は、次の2種に区分する。

- | | |
|----------|----------------------|
| 1 専用排水設備 | 1戸又は1箇所専用するものをいう。 |
| 2 共用排水設備 | 2戸又は2箇所以上で共用するものをいう。 |

[解説]

1. 排水設備の区分

- ・ 専用排水設備
1施設の使用で専用とした排水設備をいう。
- ・ 共用排水設備
2以上による施設の使用で共有とした排水設備をいう。

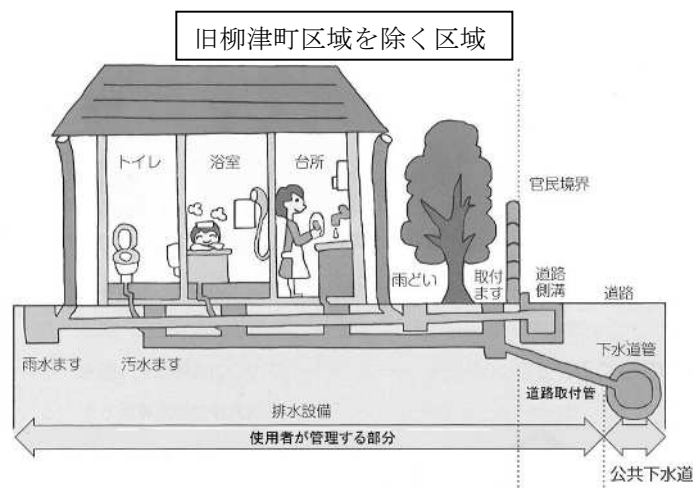
2. 排水設備の管理

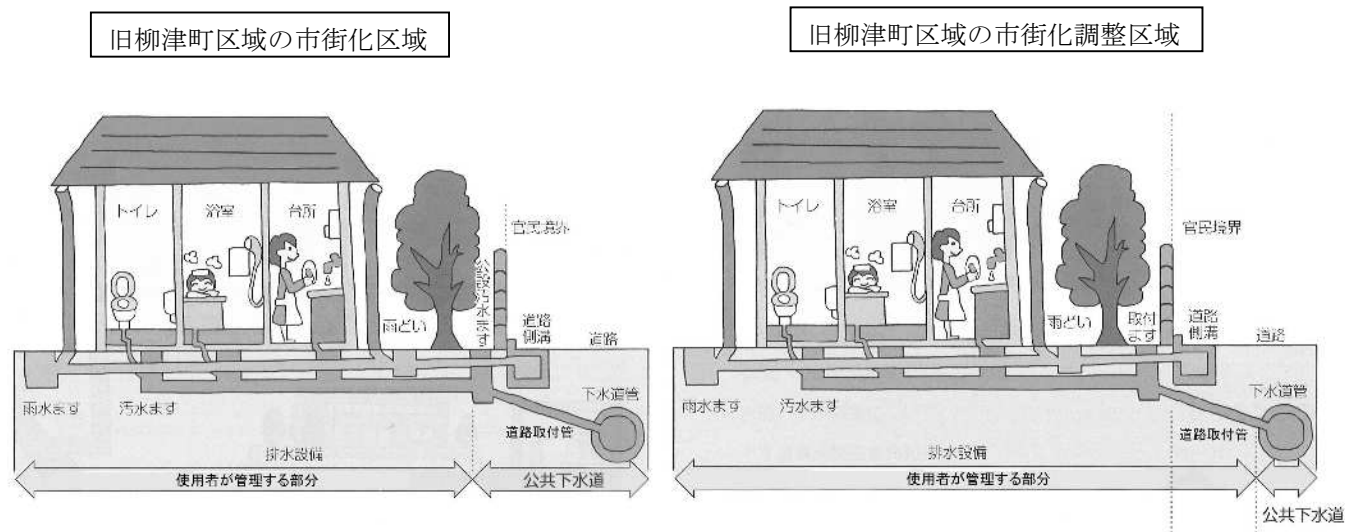
公共下水道は、法第3条第1項により管理者が管理するものとし、排水設備は、条例第19条第1項により、使用者が管理する。

ただし、条例第10条第1項により管理者がその必要を認めたときは、排水設備の施設で義務者のなさなければならない部分を築造又は管理することができる。

また、条例第19条第2項により、管理者がその必要を認めたときは、使用者が管理する排水設備について、管理者が修繕その他必要な処置をすることができる。

岐阜市の公共 排水設備





※旧柳津町区域の市街化調整区域において、平成22年2月17日付事業認可区域内、あるいは平成22年3月31日以前に設置された取付管、及び取付ますは市街化区域の取扱いと同様に公共下水道とする。

第4条 （排水設備工事の種類・施工区分）

1 排水設備工事の種類は、新設、増設、改造、変更、撤去とする。

2 工事の施工区分

排水設備工事は、道路取付管工事と宅地内工事に区分する。

[解説]

1. 工事の種類及び施工種別

排水設備工事の種類は、新設、増設、改造、変更及び撤去の5工種に分類されるが、工事施工種別を、次のとおり区分する。

1) 新 設

- ・ 新規に排水設備を設ける工事
- ・ 建物の新築・改築に伴って、既設の道路取付管を再使用し、建物内の排水設備（全排水口）を撤去したうえで、新たに排水設備を設ける工事
- ・ 既設の排水管から分岐して、新たに排水設備を設ける工事

2) 増 設

既設の排水設備において、既設部分の変更を伴わないで排水口を増やす工事

3) 変 更

- ・ 改 造 既設の排水設備の原形を変える工事で、排水管の口径、管種及び位置などを変更する工事
- ・ 変 更 既設の排水設備において部分的な修復及び位置などを変更する工事(施

行規程第9条に規定する排水設備の軽微な変更を除く)

条例第12条の規定により排水設備の工事の申込みをするときは、給水条例施行規程様式第1号による工事申込書並びに施行承認申請書を管理者に提出しなければならない。ただし、排水管に影響を及ぼさない洗面器、水洗便所のタンク及び便器の取り替え等の軽微な工事については、この限りではない。(施行規程第9条)

4) 撤 去

- ・ 既設の排水設備において、一部又は全部を除去及び切断する工事
- ・ 排水設備を分岐箇所から取り除き廃止する工事

2. 工事の施工区分

排水設備工事は、道路部分で公共下水道から分岐して、取付ます（公設汚水ます）までに管を布設する道路取付管工事と、それ以外を宅地内工事とした施工区分とする。

第5条 （排水設備の設置又は構造）

排水設備の設置又は構造については、法第10条第3項で規定し、政令第8条で定める排水設備の設置及び構造の技術上の基準による。

[解説]

1. 設置及び構造の基準

排水設備の設置及び構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- ・ 排水設備は、条例で定めるところにより、公共下水道又は他の排水設備に接続させること。

排水設備で汚水を排除すべき排水設備にあつては、取付管又は他の施設で汚水を排除すべきものに固着させ、雨水は、雨水を排除すべき排水設備により道路側溝又は溝渠、水路、河川に放流するものとする。(条例第9条第1号)

- ・ 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- ・ 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐久性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。
- ・ 排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- ・ 汚水を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。
- ・ 暗渠である構造の部分の次に揚げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
 - (ア) もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所。
 - (イ) 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障

がないときは、この限りでない。

(ウ) 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所。

- ・ ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。
- ・ ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては、深さが十五センチメートル以上の泥だめを、その他のますにあつては、その接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。
- ・ 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

第6条 （排除方式）

排除方式は、汚水と雨水を分離して排除する分流式としなければならない。ただし、管理者が許可した場合であれば雨水を排水管に放流することができる。

〔解説〕

排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除するものとする。ただし、管理者においてやむを得ないと認めたものに限り雨水を、汚水を排除すべき排水設備によって、污水管に放流することを許可することができる。（条例第8条第1項）

（雨水の公共下水道への放流許可については、施工基準第22条参照）

下水とは、下水道法第2条において、『生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。』と規定しており、発生形態により生活若しくは事業に起因するものと、自然現象に起因しているものに分けられる。また、性状等で区分すると、し尿を含んだ排水、雑排水、工場・事業場排水、湧水及び降雨等に分類することができる。

下水道法上の種類		発生形態により分類	下水の分類
下 水	汚 水	生活若しくは事業に起因	し尿を含んだ排水
			雑排水
			工場・事業場排水
	雨 水	自然現象に起因	湧水
			降雨・雪解け水

この下水を汚水と雨水に区分し、例示すると、次のとおりとなる。

1) 汚 水

- ・ 水洗便所からの排水
- ・ 台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水

- ・ 屋外洗場等からの排水（周囲からの雨水の混入がないもの。）
- ・ 冷却水
- ・ プール排水
- ・ 地下構造物からの湧水
- ・ 工場、事業場の生産活動により生じた排水
- ・ その他雨水以外の排水

上記汚水のうち、雨水と同等のものについては、管理者との協議により雨水と同様の取扱いをする場合がある。

2) 雨 水

- ・ 雨水
- ・ 地下水（地表に流れ出てくる湧水）
- ・ 雪どけ水
- ・ その他の自然水

間接冷却水等の汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同等のもの）も雨水管に流入させてもさしつかえない場合がある。その場合は、水質汚濁防止法上の水質規制を受ける。

（（社）日本下水道協会「下水道排水設備指針と解説」による）

給湯器等から排出されるドレン排水については、生活に起因する排水であることから、下水道法第2条により「汚水」に分類され、汚水系統の排水設備に排出することとなる。しかし、排出量が微量であること及び水質を一定に保つ機構を装置内に有しておることから、雨水と同様の取扱いとし、雨水系統の排出設備への排出を認めている。

ドレン排水の排出先を雨水系統の排水設備に排出する場合、下記の留意事項を踏まえ決めること。

- ・ 雨水管等からの排出先である河川又は海域の環境基準など公共用水域への影響がないこと。
- ・ 側溝等宅地の地先に排出される場合などにおける周辺の生活環境への影響がないこと。例として、側溝や側溝ますに滞留する水に起因する害虫発生等のリスクなど。

「国土交通省（社）日本下水道協会共同「潜熱回収型ガス給湯器等のドレン排水の取扱い」」による。（H24.3）

第7条 （排水方法）

排水は原則として、自然流下方式とする。

[解説]

敷地又はます、排水器具等の開口が下水道管より低い場合は、下水道管から汚水が逆流してくるので、排水槽を設置して機械排水によるものとする。又、地階のあるビル等の排水は、地上階部の排水は自然流下とし、地階の排水は機械排水とする。

第 2 章 排水設備工事の手続

第8条 （手 続）
排水設備工事の申込みから完成までの手続は、申込者からの委託を受けた指定工事店が行うものとする。

[解説]

排水設備工事及びそれに係る設計は、指定工事店が施行し、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事完成后直ちに管理者の検査を受けなければならない。（条例第13条関係）

したがって、排水設備工事の申込みから完成までの手続は、申込者が指定工事店に委託し、委託を受けた指定工事店が当該工事の施行に必要な書類を作成し、管理者に提出することにより行う。

本来、申込み等の手続は、申込者が自ら行うものであるが、不慣れな申込者が行うよりも、これに熟知した指定工事店が行うことにより、手続がスムーズかつ正確に実施されることを目的とする。

1. 手続の流れ

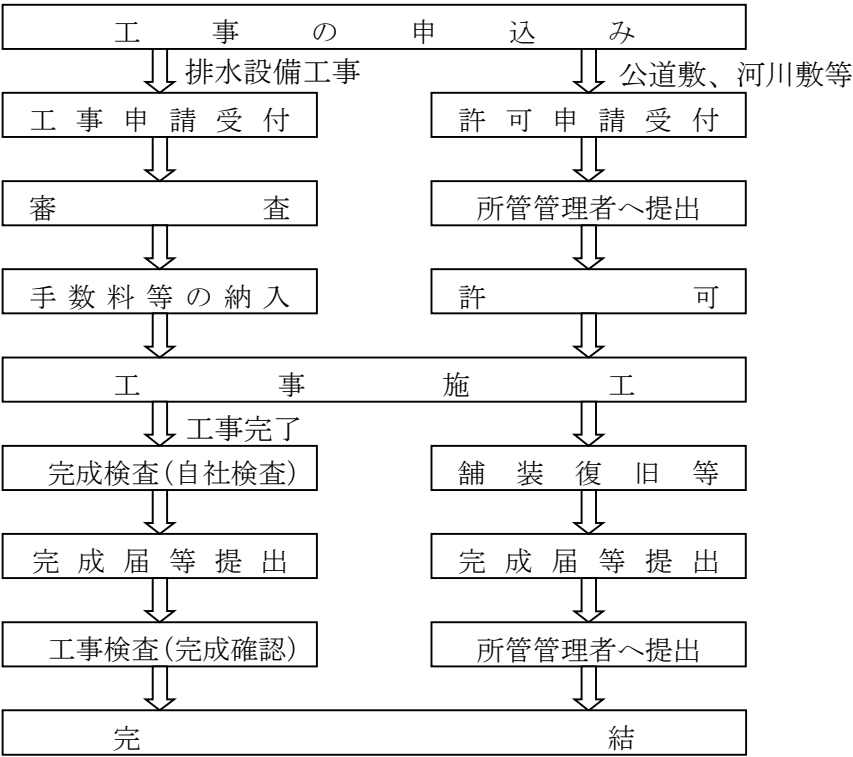


図8 - 1 排水設備工事の手続の流れ

第9条 （事前協議）

排水設備工事の申込みに際し、次の事項に該当する場合は、事前協議をしなければならない。

- 1) 公共下水道の布設に伴う排水設備工事
- 2) 公共下水道の排水能力に問題があると思われる排水設備工事
- 3) サイホン式配管による排水設備工事
- 4) 雨水を、汚水を排除すべき排水設備に放流する排水設備工事
- 5) ディスポーザ設置による排水設備工事
- 6) 特別使用許可による排水設備工事
- 7) 特定施設、除害施設設置に伴う排水設備工事
- 8) 道路掘削三年規制中に道路取付管施工に伴う排水設備工事
- 9) 公設汚水ますの設置に伴う排水設備工事

[解説]

1. 事前協議の方法

排水設備工事の事前協議は、次の方法による。

1), 2), 3), 4), 7), 9)に該当する場合は、関係部署と協議のうえ、所定の手続（届出）により申込み等を行うこと。また、一般住宅、集合住宅、事務所等（日最大排水量が50㎡未満）以外については、排水設備工事の申込み前に排水設備工事設計書を水質管理課に持参し協議すること。

5)に該当する場合は、岐阜市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱及び岐阜市直接投入型ディスポーザー取扱要綱に基づき行う。

6)に該当する場合は、岐阜市公共下水道の特別使用許可に関する取扱要綱に基づき行う。

8)に該当する場合は、市道掘削事前協議書を工事申込前に提出すること。

9) 旧柳津町の一部地域。

第10条 （申込み）

申込者は、施行規程第9条及び施行規程第11条の規定により、工事申込書及び施行承認申請書（施行規程様式第1号。以下「申請書」という。）、排水設備工事設計書（施行規程様式第2号。以下「設計書」という。）及びその他必要な書類を、あらかじめ管理者に提出し、その承認及び設計審査等を受けなければならない。

[解説]

施工基準第8条[解説] 参照

※(条例第12条第1項)

※(条例第13条第1項)

※(条例第13号第2項)

1. 必要書類

排水設備工事の申込み時に必要な書類は、下記のとおり。

- ・ 工事申込書及び施行承認申請書（施行規程 様式第1号）
- ・ 排水設備工事設計書（施行規程 様式第2号）
- ・ 利害関係人等の同意書
- ・ 代理人又は管理人選定届（施行規程 様式第4号）
- ・ 排水設備工事設計書の写し
- ・ 公道及び河川敷等の許可申請書
- ・ 岐阜市下水道台帳の写し（道路取付管工事又は閉止工事等）
- ・ 既設状況図面（以前に施工したときの排水設備工事設計書の写し）
- ・ 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証（又は申請受理書）の写し
- ・ 浄化槽及び汲み取り便所の最終汲み取り通知書
- ・ 公共下水道の特別使用許可書の写し（公共下水道の処理区域外の場合）
- ・ 雨水放流許可書の写し（公共下水道に雨水を放流する場合）
- ・ その他管理者が提出を求めたもの

なお、給水装置工事を伴う場合は、別に定めた給水装置工事施行基準に基づき、排水設備工事と合わせて申込み及び申請し、その審査等を受けるものとする。

第11条 （審 査）

管理者は、前条の規定により、提出された申請書及び設計書等を審査し、その結果を通知する。

[解説]

施工基準第8条[解説]参照

※(条例第13条第2項)

所定の申請書等の提出があったときは、管理者において審査し、その結果を指定工事店が申込者に通知する。

第12条 （工事施工時の許可申請等）

- 1 工事を施工しようとする者は、各所管管理者の定める許可申請書等を作成し、管理者に提出しなければならない。提出された許可申請書等は、管理者において確認後、各所管管理者に申請し許可を受けるものとする。
- 2 申込者又は指定工事店は、管理者が許可申請に必要な書類の提出を求めた場合、速やかに提出しなければならない。
- 3 指定工事店は、許可書等を確認後、各所管管理者の許可条件及び関係法令等を遵守し施工しなければならない。
- 4 前項の工事が完成したときは、速やかに各所管管理者の定める完了届等を作成し、管理者に提出しなければならない。提出された完了届等は、管理者において確認後、各所管管理者に提出するものとする。
- 5 指定工事店は、工事を施工しようとするときは、事前に埋設物の確認調査を行い、各埋設物管理者と協議しその指示に従わなければならない。

〔解説〕

占用・掘削、道路通行制限等に必要な許可申請等は、管理者を経由し各所管管理者に申請又は提出し許可を受ける。ただし、道路使用許可申請については施工者（指定工事店）が行う。

各所管管理者の定める許可申請書等を、管理者に提出するように定めているが、所管管理者によっては施工者において直接提出しなければならない場合がある。

1. 事務の流れ及び申請書類等

許可申請等の事務の流れは図12-1、申請書類等は表12-1のとおり。

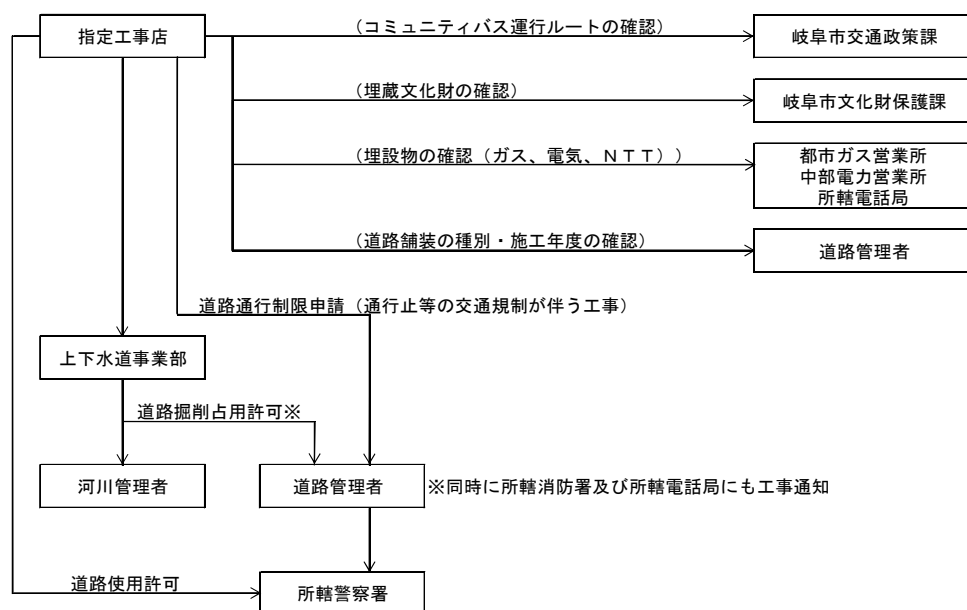


図12-1 事務の流れ

表 1 2 - 1

	申請窓口	許可受領窓口	申請書類等	部数 （組合復旧）	適用 （組合復旧）
市が管理する道路を掘削する場合	上下水道事業部 営業課	岐阜市土木管理課	道路占用・掘削申請	6（7）	副1を含む
		岐阜市道路維持課	市道掘削事前協議書 承諾書・掘削願書	2	舗装完成後3年 未満の道路
			完了届	1	
	岐阜市土木管理課		道路通行制限申請書	6	
	所轄警察署		道路使用許可申請書	2	
県が管理する道路を掘削する場合	上下水道事業部 営業課	岐阜県土木事務所 施設管理課	道路占用・掘削申請・協議書	4（5）	
			完了届	2	着工前からの写 真が必要
			道路通行制限申請書	9	
	所轄警察署		道路使用許可申請書	2	
国が管理する道路を掘削する場合	上下水道事業部 営業課	国土交通省 中部地方整備局 岐阜国道維持出張所	道路占用申請・協議書	3	上・下別申請
			完了届	1	
	所轄警察署		道路使用許可申請書	2	
区画整理が管理する道路を掘削する場合	上下水道事業部 営業課	区画整理組合	道路占用・掘削申請書	5（6）	副1 工事原簿1
			完了届	1	
			事前協議書	3	区画整理組合が 必要とした場合
私道を掘削する場合	上下水道事業部 営業課		道路占用・掘削申請書	1（2）	
河川敷及び保全区域で掘削する場合	上下水道事業部 営業課	岐阜市土木管理課	法定外公共物敷地占（使）用・ 工作物新築等許可申請書	3	
			完了届	1	埋設深さが分かること
		岐阜県土木事務所 施設管理課	河川区域内の占用許可申請書	3	第24・26条 申請
			河川保全区域内の許可申請書	3	第55条申請
		区画整理組合	普通河川敷地占（使）用・工作 物新築許可申請書	3	
			完了届	1	
		国土交通省木曽川 上流河川事務所 長良川第一出張所	工作物新築許可申請書	4	
			作業届出書	2	河川管理者が認 めた場合
			完了届	1	
用水路敷で掘削する場合	上下水道事業部 営業課	各用水 土地改良区	水路敷占用承認申請書	3	
			完了届	1	

第13条 （公道、私道及び取付ますの施工）

- 1 指定工事店は、公道及び私道において施工しようとする道路取付管及び取付ますの設置工事がある場合は、事前に必要書類を整え、その旨を管理者に届け出なければならない。
- 2 指定工事店は、前項の届出により施工した場合は、速やかに工事工程写真等を管理者に提出しなければならない。

[解説]

1. 工事施工日の申込み

指定工事店は、当該工事を施工するときは、施工予定日の3日前までに申請書、設計書、所管管理者の許可書（道路使用許可、道路通行制限に係る回答等の写し）及びその他必要書類を整え、施工日を申し込まなければならない。

2. 工事工程写真等の提出及び撮影方法

指定工事店は、道路取付管工事及び取付ます設置工事が完了したときは、施工後7日以内に工事写真を管理者に提出しなければならない。写真撮影は、次の事項に注意すること。

- ・ 基準線を決め、深さ、幅寸法が明確になるようにスタッフ等をあてる。
- ・ 着工前、完了後の写真撮影は、黒板等を入れ同一地点、同一方向とする。
- ・ 各工種の作業写真には、作業ごとに必要に応じて次の事項を明記した黒板等を入れて撮影すること。

- | | |
|-----------------|-------------|
| (ア) 施工年月日 | (イ) 施主の氏名 |
| (ウ) 道路占用・掘削許可番号 | (エ) 本管口径・管種 |
| (オ) 道路取付管 | (カ) 施工工事業者名 |

3. 舗装本復旧の方法

舗装本復旧が自社施工の場合は、仮復旧終了後7日以内に管理者が定める「舗装復旧計画書」（施工基準 様式第1号）を提出し、本復旧工事を1ヶ月から6ヶ月までの間に完了させ、速やかに舗装完了届（施工基準 様式第2号）を管理者に提出すること。

第14条 （変更又は中止）

- 1 申込者は、設計等を変更しようとするときは、遅滞なく管理者に申し出なければならない。
- 2 申込者は、工事の施行を中止するときは、遅滞なく管理者に工事申込書及び施行承認申請書取下届（施工基準 様式第3号）を提出しなければならない。
- 3 申込者は、第1項の変更又は第2項の中止をするときは、前2項の規定するもののほか、申込みにおいて提出した許可申請書等の変更又は取下げ等の手続きを行わなくてはならない。

[解説]

排水設備の工事の申込者は、設計等を変更しようとするとき又は工事の施行を中止するときは、遅滞なく、管理者に申し出なければならない。（施行規程第10条）

1. 変更又は中止時の再審査

申請書及び設計書を変更又は中止するときは、変更の申請書、設計書等の再審査を受けるものとする。

2. 変更申請又は取下届

申込者は工事の変更又は中止する場合においては、各所管管理者が定める変更許可申請書又は取下届*を管理者に提出しなければならない。提出する変更許可申請書又は取下届は管理者において確認後、各所管管理者に提出する。

*岐阜市道路管理者指定様式は、関係提出書類を参照。

第15条 （完 成）

- 1 申込者は、排水設備工事が完成したときは、施行規程第11条第2項の規定により排水設備工事完成届(施行規程 様式第3号)を管理者に提出し、条例第13条第2項の規定による検査を受けなければならない。
- 2 指定工事店は、排水設備工事が完成したときは、速やかに自社内における適正な完成検査を実施し、その結果を排水設備工事完成届にその他必要書類を添付し、管理者に提出しなければならない。
- 3 第2項の完成検査は原則、当該排水設備工事を担当した責任技術者が実施するものとする。
- 4 管理者は、第2項の完成検査の結果に基づき、必要な範囲に限って現場検査を行い完成確認を行うものとする。検査の結果、不適当な事項がある場合は直ちに改善し、再度検査を実施しなければならない。

[解説]

1. 検査の方法及び目的

- ・ 指定工事店は、排水設備工事が完成したときは、別に定める排水工事自社完成検査(施工基準 様式第4号)の検査事項に基づき適正に自社完成検査を実施する。その結果を排水設備工事完成届とともに管理者に提出し、管理者の工事検査を受けるものとする。
- ・ 自社完成検査は、工事完成後の排水設備が規程及び基準等に適合していることの確認のほか、申込者との工事契約の内容の最終確認として行うものである。
自社完成検査の項目は、必要最小限のものであるので、他の項目についても必要に応じて検査を実施すること。
- ・ 自社完成検査は原則、責任技術者が実施するが、やむを得ない場合は責任技術者の指示により現場の工事責任者が実施することができる。
責任技術者は、工事施工途中においても、排水管の埋設・不可視箇所等必要な箇所の現地検査をその都度実施しなければならない。また、施工した排水設備工事に係る記録(工事写真等)を整備し3年間保存すること。
- ・ 管理者が行う工事検査は、指定工事店が実施した自社完成検査の結果に基づき維持管理の適正化を図るため安全性を確保することを主目的として必要な範囲に限って現場検査を行うことにより完成確認を行う。なお、検査員が不適当と認めて手直し等を命じたときは、指定工事店は指定期日までにこれを行い、再検査を受けなければならない。
- ・ 管理者が行う工事検査は、下水道の維持管理の適正化を図るためのものであり、指定工事店と工事申込者との工事契約内容を検査するものではない。

第16条 （引渡し）

- 1 指定工事店等は、完成した排水設備の引渡しに際し、義務者及び使用者に設備の使用方法及び維持管理上の義務について、十分理解が得られるよう説明しなければならない。
- 2 指定工事店は、排水設備の引渡し後、義務者及び使用者からの当該工事の契約に基づく瑕疵に係る修繕の請求については、迅速、かつ、誠実に応じなければならない。

[解説]

1. 義務者等への説明及び重視事項

完成した排水設備の引渡し時における義務者等への説明及び重視事項は、次の各号による。

- ・ 排水設備の使用方法及び修繕工事等の依頼先などについて、説明すること。
- ・ 排水設備の管理区分や維持管理の義務、その他必要なことを説明及び指導すること。

2. 当該工事による瑕疵責任

排水設備工事は、工事毎に施工方法が異なり、また、設備の大部分が地中または壁中に埋設されているため、引渡し時に義務者及び使用者が、全ての設備について瑕疵が無いことを確認することは非常に困難である。従って、施工責任に係る瑕疵またはその瑕疵による損害が発生した場合は、迅速、かつ、誠実に対応すること。

なお、工事に起因して発生した損害賠償等は、指定工事店で解決すること。

第 3 章 排水設備工事の設計

第17条 （基本事項）

- 1 排水設備は、日常生活において生じる下水を円滑に公共下水道等へ排除する設備であり、その構造及び材質等は、排水設備がその機能を完全に果たすことができるものでなければならない。
- 2 設計は、関係法令等に定められている技術上の基準に従い、耐震性、施工、維持管理及び経済性を十分に考慮し、適切な排水機能を備えた設計とする。

[解説]

責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規程その他管理者が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施行（管理を含む）に当たらなければならない。

（指定工事店規程第11条第6項）

工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施行してはならない。

（指定工事店規程第12条第2項第5号）

1. 設計の基本

- ・ 当該排水設備が公共下水道の施設又は他の排水設備に接続されていること。
- ・ 排水管、衛生器具及びます等は耐水性を有し、堅固なもので、漏水のおそれがなく下水を支障なく流下させることができるものであること。
- ・ 悪臭及び害虫等が侵入しないものであること。
- ・ 排水管の排水を円滑にし、トラップの封水を保護するための通気装置が施されていること。
- ・ 公共下水道等に著しい影響を及ぼさないものであること。
- ・ 汚水と雨水とを分離して排除する構造とし排水管系統を明確に区別すること。
- ・ 工事費が適正であり、美観を損なわず使用上便益であること。
- ・ 将来とも維持管理に支障がないこと。
- ・ その他、公共下水道の施設の機能を妨げ又は施設を損傷するおそれのないよう必要な措置がなされていること。

2. 設計の範囲

- ・ 汚水を排除する排水設備にあつては、汚水流入口より公共下水道又は他の排水設備に接続するまでとする。
- ・ 雨水を排除する排水設備にあつては、雨水流入口より道路側溝又は水路・河川その他の雨水を排除する排水施設に接続するまでとする。

第18条 （事前調査）

排水設備工事の設計にあたっては、現場状況を確実に把握するため必要な調査を行い、適正かつ正確に設計しなければならない。

[解説]

排水設備工事は、現場ごとの状況が異なり、適正な排水設備を構築するため、また工事を円滑に行うため、現場状況を十分調査し把握する必要がある。

1. 調査項目

1) 区域の告示に関する調査

供用を開始した区域であるかどうかを確かめると共に、その区域が排水区域及び処理区域であるか調査する。

なお、柳津地区で供用開始した区域の中には、道路取付管から公設汚水ますまでが公共下水道である区域があるため、新たに設置が必要な場合は、事前に管理者と協議をして区域の確認を行う。

2) 取付けしようとする排水施設の調査

道路取付管を取付ける公共下水道の位置、大きさ、深さ、取付管が出してある場合は、その位置、深さや、大きさを下水台帳で確認した後、現地で調査して取付け位置を確認し、雨水の排除先等については、取付け位置を確認する。

3) 既設の排水設備及び他の埋設物の調査

既設排水設備の位置、勾配、深さ、大きさ、ます、状態及び他の埋設物について調査する。

4) 申込者、使用者、建物の所有者、土地所有者の関係についての調査

排水設備の設置義務者は、建物の所有者、若しくは土地の所有者であり、水洗便所の設置義務者は建物の所有者であるので、申込者が所有者でない場合はあらかじめ所有者に承諾を得なければならない。また、他人の土地や排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難な場合においても同様であるのでよく調査して後日紛争のないよう配慮する。

5) 事業場からの排水に関する調査

事業場からの排水の水質について、条例で定める基準に適合しない場合、排水を処理する施設として除害施設が必要となるため、水質について事前に調査をする。また、事業場が水質汚濁防止法施行令別表第1及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2に該当する施設を設置する事業場であるか事前に調査する。施工基準第20条[解説]参照

6) 掘削規制についての調査

市道において、舗装工事完成後、三年間は道路掘削が規制されており、事前協議が必要になるため事前の調査をする。

7) 既設取付管に関する調査

既設取付管を継続利用する場合、十分な調査を行い、必要に応じて更新・修理の措置を講ずること。

調査項目と内容

調 査 項 目		調 査 内 容
1	公共下水道供用開始区域	該当処理区の調査
2	公共下水道の布設状況	公共下水道の位置・管径・深さ等必要な関係事項
3	関係ある既設排水設備	所有者、使用者、布設年度、形態（専用・共用）、口径、管種、布設位置、使用排水量等
4	工事申込者等	工事申込者、使用者及び共用使用者等
5	他の地下埋設物	種類（上水道、ガス、電気、N T T等）
6	道路使用条件	道路の幅員、舗装種別及び交通規制等（路線バス、工場、倉庫等への大型車の出入り）等
7	道路、河川、水路及び河川保全区域等の申請に関すること	種類（市・県・国道等）、幅員、舗装種別、舗装年次、河川保全区域
8	工事による公害対策等	排出・騒音規制、産業廃棄物の処理方法
9	工事に関する同意、承諾の取得確認	他人の排水設備への取付け又は他人の所有地に布設する場合 その土地・建物の所有者等
10	排水条件	排水人口、汚水量、用途等
11	建築確認等	建築設備図と関係図面
12	雨水排除の現況	既設雨水排水設備の位置・管径・深さ等必要な関係事項

※（注）調査に伴い排水設備工事等関係図書の閲覧にあたっては、閲覧目的を明確にするとともに、個人情報（特定の個人が識別できる住所及び氏名などのほか家屋の間取り等、利害関係事項）保護の理念を尊重し慎重に行うこと。

第19条 （設計書の作成）

- 1 指定工事店が排水設備の工事を施行しようとするときは、工事着手前に申請書に設計書を添付して提出し、設計審査を受けなければならない。設計審査の結果、設計内容や記載事項に不備がある場合は、指示に従い速やかに設計内容の変更又は記載事項の訂正をしなければならない。
- 2 設計書は、位置図、平面図、必要に応じて詳細図等を正確かつ簡潔明瞭に記載するとともに設備の概要等必要事項を必ず記入しなければならない。
- 3 撤去、変更及び増設工事は、原則全ての既設排水設備を記載しなければならない。
- 4 前2項に定めるもののほか、設計書は管理者が定めた方法により作成しなければならない。

[解説]

施工基準第8条[解説]参照

※（条例第13条第2項）

排水設備の工事の申込者は、条例第13条第1項の規定により下水道排水設備指定工事店に施行させるときは、工事着手前に第11号様式による排水設備設計書を管理者に提出し、設計審査を受けなければならない。（施行規程第11条第1項）

1. 作図

設計書は、位置図、平面図、必要に応じて、詳細図、縦断面図、構造図、立面図を作成し、各図に記入するものは、次の各号による。

1) 位置図

施工場所及び目標となる附近のもの

2) 平面図

- ・ 縮尺は、200分の1を標準とする。
大規模なもので図面の明確さがそこなわれる場合は、適当な縮尺を用いる。
- ・ 方位を記入し、原則として上方を北として描くこと。
- ・ 土地の境界、隣接する道路及び民有地並びに近接する土地、建物の所有者あるいは居住者の氏名等。
- ・ 建物の大きさ、間取り等。
- ・ 道路の種類及び幅員、歩車道の区分、側溝及び水路等。
- ・ 公共下水道の下水道台帳のページ番号、埋設年次、位置、管径及び管種等。
- ・ 取付管又は支管接合の深さ、距離（下流マンホールから）。
- ・ 既設排水設備及び給水装置（管径、管種等）。
- ・ 新設排水設備（管径、管種等）。
- ・ その他工事に必要な事項。

3) 詳細図

平面図のみでは不明瞭な場合及びグリース阻集器等を設置した場合は、その部分を

拡大し明記する。

4) 縦断面図

- ・ 縮尺は、横は平面図に準じ、縦は20分の1を原則とする。
- ・ 管渠の管種、口径、勾配、地盤高並びに管底高を記載する。
- ・ 地盤が平坦で簡易なものは省略することができる。

5) 構造図

構造図は、条例第6条の2、同条第6条の3に定める除害施設及びその他の排水設備にあつては必要に応じ、排水設備の全部又は一部について作図するものとし、その構造を明記する。

6) 立面図

平面図で判明できる簡易なものは、省略することができる。

2. 表示記号等

設計図面に表示する記号は、表19-1(排水設備の表示、排水設備以外の表示、設計図記載数位、設計図記載方法)によること。

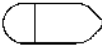
なお、給水装置については、給水装置工事施行基準による。

表19-1 排水設備の表示

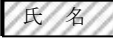
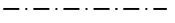
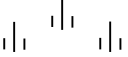
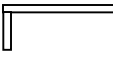
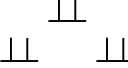
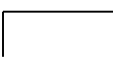
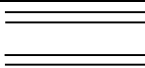
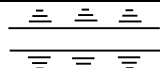
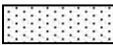
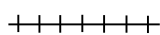
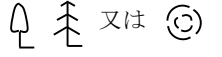
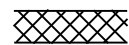
名 称	図 示 記 号	適 要
公 共 下 水 道		管種・口径・布設年度・台帳ページ 流れる方向を記入 (黒色)
新 設 排 水 管		管種・口径を記入 (赤色)
既 設 排 水 管		管種・口径を記入 (青色)
雨 水 管		新設 赤色 既設 青色
通 気 管		新設 赤色 既設 青色
保 護 管		新設 赤色 既設 青色
撤 去 及 び 廃 止		斜線は赤色、既設管は青色で記入
新 設 ・ 既 設 区 分		新設方向に向かって三角形を表示
汚 水 ま す		番号・大きさ・材質・深度を記入 新設 赤色、既設 青色
ト ラ ッ プ ま す		番号・大きさ・材質・深度を記入 新設 赤色、既設 青色
雨 水 ま す		新設 赤色 既設 青色
阻 集 器		種別・詳細図を記入 新設 赤色・既設 青色
通 気		新設 赤色 既設 青色
掃 除 口		新設 赤色 既設 青色
露 出 掃 除 口		新設 赤色 既設 青色
汚 水 流 入 口		新設 赤色 既設 青色
デ ィ ス ポ ー ザ		DSPと記入 新設 赤色、既設 青色
雨 水 流 入 口		新設 赤色 既設 青色
立 上 り 部		新設 赤色 既設 青色
立 下 り 部		新設 赤色 既設 青色

※ (注) 柳津区域の公設汚水ますは黒色で標記する。

衛生器具の表示

名 称	図 示 記 号	適 要
和 風 大 便 器		
和 風 兼 用 便 器		
小 便 器		
手 洗 器		
洗 面 器		
流 し		

排水設備以外の表示

名 称	記 号	名 称	記 号
隣 接 家 屋		井 戸	
敷 地 境 界		空 地	
コンクリートブロック 石 塀		田 畑	
さ く		河 川 及 び 橋	
道 路 及 び 側 溝		築 堤	
コンクリート床		J R 軌 道	
階 段		私 鉄 軌 道	
庭 木		既 設 給 水 装 置	茶 色
石 垣		新 設 給 水 装 置	緑 色

設計図記載数値

種 別	単 位	小数位	種 別	単 位	小数位
線 路 延 長	m	2	地 盤 高	m	2
マンホール・ます	mm	0	管 底 高	m	3
管 渠 の 形 状	mm	0	構 造 図	mm	0
土 被 り	m	2	道 路 幅 員	m	2

設計図記載方法

	種別	記号内容	記載例
平面図	排水管	内径(単位:mm) 管種 勾配 線路延長(単位:m)	
	枝管 (例えば、 器具排水 管)	内径(単位:mm) 管種 線路延長(単位:m)	
	汚水ます	ます番号 内径(単位:mm) 深さ(単位:mm)	
	雨水ます	ます番号 内径(単位:mm) 深さ(単位:mm) 泥だめ深さ(単位:mm)	
縦断面図	排水管	管径(単位:mm) 勾配 線路延長(単位:m)	
	汚水ます	ます番号 内径(単位:mm) 深さ(単位:mm)	
	雨水ます	ます番号 内径(単位:mm) 深さ(単位:mm) 泥だめ深さ(単位:mm)	

3. 汚水排水

1) 排水管

- ・ 排水管は、暗渠とする。
- ・ 排水管には、陶管、鉄筋コンクリート管、硬質塩化ビニル管を用いる。いずれも耐久性の不透質材料で、漏水が生じないようにする。また、原則排水管は硬質塩化ビニル管(VU)を使用し管の継手類は内面に段差ができないVU継手を標準とする。ただし、道路取付管の継手類は上流側受口継手を使用すること。
- ・ ビニル管の規格は、表 19-2 のとおり日本産業規格(JIS K 6741)硬質塩化ビニル管(VU)とする。

管継手は、排水管用継手でゴム継手、接着継手とし二次成形品、射出成形品により製作されたものとする。

表 19-2 JIS K 6741 VU 管規格寸法表

呼び径 mm	外 径 mm	厚 さ mm	長 さ mm	参 考	
				内径 mm	重量 Kg/m
100	114	3.1	4.0	107.0	1.737
125	140	4.1	4.0	131.0	2.739
150	165	5.1	4.0	154.0	3.941
200	216	6.5	4.0	202.0	6.572

- ・ 配管計画は、建築物の用途・構造、排水管の施工・維持保守管理等に留意し、排水系統、配管経路及び配管スペースを考慮して定める。
- ・ 原則、埋設深さ(土被り)は、公道内では 90cm 以上、宅地内では 30cm 以上(現況及び将来において荷重がかからないところは 20cm 以上)、私道内では 60cm 以上を原則とする。

2) 排水管の大きさと勾配

(1) 排水人口による排水管の大きさ

排水管の大きさは表 19-3 による。ただし、一部の汚水を排除するための枝管で、延長 3m 未満のものは管径 75 mm を用いてもよい。

表 19-3 排水人口による排水管の大きさ

人 口(人)	150 未満	300 未満	600 未満	600 以上
管 径(mm)	100 以上	150 以上	200 以上	250 以上

※道路取付管は管径 125 以上とする

- (2) 排水量の特に多い箇所の管の大きさ
排水量の特に多い箇所は表 19-4 による。

表 19-4 排水量による排水管の大きさ

1 日排水量(m ³)	1, 000 未満	2, 000 未満	4, 000 未満	6, 000 未満	6, 000 以上
管 径 (mm)	150 以上	200 以上	250 以上	300 以上	左記の率で管径 又は本数を増加

- (3) 管径及び勾配

管径及び勾配は、排水を円滑かつ速やかに流下するよう表 19-5 を参考に定める。ただし、器具吐水口の口径によっては、この限りではない。

表 19-5 排水管の内径及び勾配 (参 考)

使 用 区 分	排水管の内径	布設勾配
小便器、手洗い、洗面器取付管	50 mm	1/50 以上
流し場、浴室、洗濯場取付管	75 mm	1/75 以上
流し場 (ディスポーザー)		1/50 以上
大便器取付管とます相互を連絡する排水管	100 mm	1/100 以上

※(注)地勢その他の関係上、前記の勾配により難しいときは、必要に応じてその起点に掃除口を設けるものとする。

① 排水管の管径

- ・ 衛生器具の器具トラップの口径は表 19-6 のとおりとする。器具排水管の管径は、器具トラップの口径以上でかつ 30mm 以上とする。
- ・ 排水管は、立管、横管いずれの場合も、排水の流下方向の管径を縮小しない。
- ・ 排水横枝管の管径は、これに接続する衛生器具のトラップの最大口径以上とする。
- ・ 排水立管の管径は、これに接続する排水横枝管の最大管径以上とする。又、立管の上部を細く、下部を太くするようないわゆる「たけのこ配管」にしない。その理由は、排水立て管内の約 2/3 のスペースは空気のためのものであり、通気管としての役割も兼ねているためである。排水負荷は、立管の上部より下部に向かって大きくなるが、通気の負荷はこの逆となる。
- ・ 地中又は地階の床下に埋設する排水管は、50mm 以上が望ましい。

表 19-6 トラップの最小口径 (SHASE-S 206-2009 給排水衛生設備規準・同解説より)

器 具	トラップの最小口径 [mm]	器 具	トラップの最小口径 [mm]
大便器※a	75	浴槽 (洋風)	40
小便器 (小形) ※a	40	ビデ	30
小便器 (大形) ※a	50	調理流し	40
洗面器 (小・大形)	30	掃除流し	65
手洗器	25	洗濯流し	40
手術用手洗器	30	連合流し	40
洗髪器	30	汚物流し※a	75
水飲器	30	実験流し	40
浴槽 (和風) ※b	30	ディスプレイ	30
※a トラップの最小口径は、最小排水接続管径を示したものである。			
※b 住宅用のもの。			

参考：節水型大便器のトラップ口径が 75 mm で、同口径で排水管を接続する場合には、宅地内での汚物のつまり等が生じることのないよう、浴槽の排水先を大便器の排水先よりも上流側に設けるなど、配管経路を考慮して設計すること。

② 排水管の勾配

汚物が管内に停滞することがないように、清掃作業が働くためには、適当な流速が必要である。また、流速は勾配によって支配される。排水管は、凹凸がなく、かつ適切な勾配で配管し、原則として次の規定によるものとする。

- ・ 管径 50mm までは 1/50、100mm までは 1/100、200mm までは 1/200 の勾配を標準とする。
- ・ 建物排水横主管及び敷地下水管が上記の勾配をとれない状態の場合は、算出流速が 0.6m/s～1.5m/s(*)ならば、上記規定勾配でなくてもよい。

* 「マニング式による流速・流量表 (硬質塩化ビニル管・満管流量時)」を参照。

＜参考＞ マニング式による流速・流量表（硬質塩化ビニル管・満管流量時）

		n= 0.010															
サイズ		75	100	125	150	200	250	300	350								
A(m)		0.005411	0.008992	0.01348	0.01863	0.03205	0.04909	0.06975	0.09511								
P(m)		0.2608	0.3362	0.4115	0.4838	0.6346	0.7854	0.9362	1.0933								
R(m)		0.0208	0.0268	0.0328	0.0385	0.0505	0.0625	0.0745	0.0870								
R(C/D)	V(m/s)	Q(m³/s)	V(m/s)	Q(m³/s)	V(m/s)	Q(m³/s)	V(m/s)	Q(m³/s)	V(m/s)	Q(m³/s)	V(m/s)	Q(m³/s)	V(m/s)	Q(m³/s)	V(m/s)	Q(m³/s)	
1.0	0.239	0.001	0.283	0.003	0.324	0.004	0.361	0.007	0.432	0.014	0.498	0.024	0.560	0.038	0.621	0.059	
1.1	0.251	0.001	0.297	0.003	0.340	0.005	0.378	0.007	0.453	0.015	0.522	0.026	0.587	0.041	0.651	0.062	
1.2	0.262	0.001	0.310	0.003	0.355	0.005	0.395	0.007	0.473	0.015	0.546	0.027	0.613	0.043	0.680	0.065	
1.3	0.273	0.001	0.323	0.003	0.369	0.005	0.411	0.008	0.493	0.016	0.568	0.028	0.638	0.045	0.708	0.067	
1.4	0.283	0.002	0.335	0.003	0.383	0.005	0.427	0.008	0.511	0.016	0.589	0.029	0.662	0.046	0.735	0.070	
1.5	0.293	0.002	0.347	0.003	0.397	0.005	0.442	0.008	0.529	0.017	0.610	0.030	0.686	0.048	0.760	0.072	
1.6	0.303	0.002	0.358	0.003	0.410	0.006	0.456	0.008	0.546	0.018	0.630	0.031	0.708	0.049	0.785	0.075	
1.7	0.312	0.002	0.369	0.003	0.422	0.006	0.470	0.009	0.563	0.018	0.649	0.032	0.730	0.051	0.810	0.077	
1.8	0.321	0.002	0.380	0.003	0.435	0.006	0.484	0.009	0.580	0.019	0.668	0.033	0.751	0.052	0.833	0.079	
1.9	0.330	0.002	0.390	0.004	0.447	0.006	0.497	0.009	0.596	0.019	0.686	0.034	0.772	0.054	0.856	0.081	
2.0	0.338	0.002	0.401	0.004	0.458	0.006	0.510	0.009	0.611	0.020	0.704	0.035	0.792	0.055	0.878	0.084	
2.2	0.355	0.002	0.420	0.004	0.481	0.006	0.535	0.010	0.641	0.021	0.739	0.036	0.830	0.058	0.921	0.088	
2.4	0.371	0.002	0.439	0.004	0.502	0.007	0.559	0.010	0.669	0.021	0.772	0.038	0.867	0.060	0.962	0.091	
2.6	0.386	0.002	0.457	0.004	0.522	0.007	0.581	0.011	0.697	0.022	0.803	0.039	0.903	0.063	1.001	0.095	
2.8	0.400	0.002	0.474	0.004	0.542	0.007	0.603	0.011	0.723	0.023	0.833	0.041	0.937	0.065	1.039	0.099	
3.0	0.414	0.002	0.491	0.004	0.561	0.008	0.625	0.012	0.748	0.024	0.863	0.042	0.970	0.068	1.075	0.102	
3.2	0.428	0.002	0.507	0.005	0.580	0.008	0.645	0.012	0.773	0.025	0.891	0.044	1.002	0.070	1.111	0.106	
3.4	0.441	0.002	0.522	0.005	0.597	0.008	0.665	0.012	0.797	0.026	0.918	0.045	1.032	0.072	1.145	0.109	
3.6	0.454	0.002	0.537	0.005	0.615	0.008	0.684	0.013	0.820	0.026	0.945	0.046	1.062	0.074	1.178	0.112	
3.8	0.466	0.003	0.552	0.005	0.632	0.009	0.703	0.013	0.842	0.027	0.971	0.048	1.091	0.076	1.210	0.115	
4.0	0.478	0.003	0.566	0.005	0.648	0.009	0.721	0.013	0.864	0.028	0.996	0.049	1.120	0.078	1.242	0.118	
4.2	0.490	0.003	0.580	0.005	0.664	0.009	0.739	0.014	0.885	0.028	1.021	0.050	1.147	0.080	1.272	0.121	
4.4	0.502	0.003	0.594	0.005	0.680	0.009	0.756	0.014	0.906	0.029	1.045	0.051	1.174	0.082	1.302	0.124	
4.6	0.513	0.003	0.607	0.005	0.695	0.009	0.773	0.014	0.927	0.030	1.068	0.052	1.201	0.084	1.332	0.127	
4.8	0.524	0.003	0.620	0.006	0.710	0.010	0.790	0.015	0.947	0.030	1.091	0.054	1.227	0.086	1.360	0.129	
5.0	0.535	0.003	0.633	0.006	0.725	0.010	0.806	0.015	0.966	0.031	1.114	0.055	1.252	0.087	1.388	0.132	
5.2	0.545	0.003	0.646	0.006	0.739	0.010	0.822	0.015	0.985	0.032	1.136	0.056	1.277	0.089	1.416	0.135	
5.4	0.556	0.003	0.658	0.006	0.753	0.010	0.838	0.016	1.004	0.032	1.157	0.057	1.301	0.091	1.443	0.137	
5.6	0.566	0.003	0.670	0.006	0.767	0.010	0.853	0.016	1.022	0.033	1.179	0.058	1.325	0.092	1.469	0.140	
5.8	0.576	0.003	0.682	0.006	0.780	0.011	0.868	0.016	1.040	0.033	1.199	0.059	1.348	0.094	1.495	0.142	
6.0	0.586	0.003	0.694	0.006	0.794	0.011	0.883	0.016	1.058	0.034	1.220	0.060	1.371	0.096	1.521	0.145	
6.5	0.610	0.003	0.722	0.006	0.826	0.011	0.919	0.017	1.101	0.035	1.270	0.062	1.427	0.100	1.583	0.151	
7.0	0.633	0.003	0.749	0.007	0.857	0.012	0.954	0.018	1.143	0.037	1.318	0.065	1.481	0.103	1.643	0.156	
7.5	0.655	0.004	0.776	0.007	0.887	0.012	0.987	0.018	1.183	0.038	1.364	0.067	1.533	0.107	1.700	0.162	
8.0	0.676	0.004	0.801	0.007	0.916	0.012	1.020	0.019	1.222	0.039	1.409	0.069	1.584	0.110	1.756	0.167	
8.5	0.697	0.004	0.826	0.007	0.945	0.013	1.051	0.020	1.260	0.040	1.452	0.071	1.632	0.114	1.810	0.172	
9.0	0.718	0.004	0.850	0.008	0.972	0.013	1.082	0.020	1.296	0.042	1.494	0.073	1.680	0.117	1.863	0.177	
9.5	0.737	0.004	0.873	0.008	0.999	0.013	1.111	0.021	1.332	0.043	1.535	0.075	1.726	0.120	1.914	0.182	
10.0	0.756	0.004	0.896	0.008	1.025	0.014	1.140	0.021	1.366	0.044	1.575	0.077	1.771	0.123	1.963	0.187	
10.5	0.775	0.004	0.918	0.008	1.050	0.014	1.168	0.022	1.400	0.045	1.614	0.079	1.814	0.127	2.012	0.191	
11.0	0.793	0.004	0.939	0.008	1.075	0.014	1.196	0.022	1.433	0.046	1.652	0.081	1.857	0.130	2.059	0.196	
12.0	0.829	0.004	0.981	0.009	1.122	0.015	1.249	0.023	1.497	0.048	1.725	0.085	1.940	0.135	2.151	0.205	
13.0	0.862	0.005	1.021	0.009	1.168	0.016	1.300	0.024	1.558	0.050	1.796	0.088	2.019	0.141	2.239	0.213	
14.0	0.895	0.005	1.060	0.010	1.212	0.016	1.349	0.025	1.617	0.052	1.863	0.091	2.095	0.146	2.323	0.221	
15.0	0.926	0.005	1.097	0.010	1.255	0.017	1.396	0.026	1.673	0.054	1.929	0.095	2.168	0.151	2.405	0.229	
16.0	0.957	0.005	1.133	0.010	1.296	0.017	1.442	0.027	1.728	0.055	1.992	0.098	2.240	0.156	2.484	0.236	
17.0	0.986	0.005	1.168	0.010	1.336	0.018	1.487	0.028	1.781	0.057	2.053	0.101	2.308	0.161	2.560	0.243	
18.0	1.015	0.005	1.202	0.011	1.375	0.019	1.530	0.028	1.833	0.059	2.113	0.104	2.375	0.166	2.634	0.251	
19.0	1.043	0.006	1.234	0.011	1.412	0.019	1.572	0.029	1.883	0.060	2.171	0.107	2.441	0.170	2.706	0.257	
20.0	1.070	0.006	1.266	0.011	1.449	0.020	1.612	0.030	1.932	0.062	2.227	0.109	2.504	0.175	2.777	0.264	
22.0	1.122	0.006	1.328	0.012	1.520	0.020	1.691	0.032	2.026	0.065	2.336	0.115	2.626	0.183	2.912	0.277	
24.0	1.172	0.006	1.387	0.012	1.587	0.021	1.766	0.033	2.117	0.068	2.440	0.120	2.743	0.191	3.042	0.289	
26.0	1.220	0.007	1.444	0.013	1.652	0.022	1.838	0.034	2.203	0.071	2.539	0.125	2.855	0.199	3.166	0.301	
28.0	1.266	0.007	1.499	0.013	1.715	0.023	1.908	0.036	2.286	0.073	2.635	0.129	2.963	0.207	3.285	0.312	
30.0	1.310	0.007	1.551	0.014	1.775	0.024	1.975	0.037	2.366	0.076	2.728	0.134	3.067	0.214	3.401	0.323	
32.0	1.353	0.007	1.602	0.014	1.833	0.025	2.040	0.038	2.444	0.078	2.817	0.138	3.167	0.221	3.512	0.334	
34.0	1.395	0.008	1.651	0.015	1.889	0.025	2.102	0.039	2.519	0.081	2.904	0.143	3.265	0.228	3.620	0.344	
36.0	1.435	0.008	1.699	0.015	1.944	0.026	2.163	0.040	2.592	0.083	2.988	0.147	3.359	0.234	3.725	0.354	
38.0	1.474	0.008	1.746	0.016	1.997	0.027	2.223	0.041	2.663	0.085	3.070	0.151	3.451	0.241	3.827	0.364	
40.0	1.513	0.008	1.791	0.016	2.049	0.028	2.280	0.042	2.732	0.088	3.150	0.155	3.541	0.247	3.927	0.373	
45.0	1.604	0.00															

③ 管口径の算定方法

管径の決定方法には定常流法と器具排水管負荷単位法による方法がある。これらの方法によって管径を求め前記①の基本則を満足していることを確認して管径を定める。

＜参考＞ 器具排水負荷単位法による管口径の算定方法

器具排水負荷単位法とは、器具排水による負荷の大きさを示す器具排水負荷単位数と器具の同時使用率から排水負荷を求め、排水管の許容流量から管径を決定する方法である。

なお、他にも定常流量法による排水管径の決定方法もあり、詳しくは、社団法人 空気調和・衛生工学会出版の「SHASE-S 206-2009 給排水衛生設備規準・同解説」を参照すること。

器具排水負荷単位法による排水管径の決定手順は、次による。

- 1) 各衛生器具の器具排水負荷単位数を表 19-7 より求める。
- 2) 区間ごとに器具排水負荷単位数を累計する。
- 3) 累計した器具排水負荷単位数により、排水横枝管及び排水立て管の管径は表 19-8 から、排水横主管の管径は表 19-9 から求める。
- 4) 求めた管径が、〔(3) 管径及び勾配 ① 排水管の管径〕の基準に適合しているか確認する。

劇場、デパート、学校などで同時使用率の大きいときには表 19-7 で求めた合計器具排水負荷単位を 1.5～2.0 倍するとよい。

すべての器具の排水負荷単位を表 19-7 で求めることはできない。

新式の衛生器具あるいは特殊な器具は、器具排水管若しくはトラップの口径から器具排水負荷単位をとるとよい。

表 19-7 各種衛生器具などの器具排水負荷単位数 (SHASE-S 206-2009 給排水衛生設備規準・同解説より)

器 具 名	トラップ の最小口 径 [mm]	器具排 水負荷 単位数	器 具 名	トラップ の最小口 径 [mm]	器具排 水負荷 単位数
大便器 (私室用)	75*	4	調理用 (住宅用)	40*	2
(公衆用)	75*	6、8b)	流し (住宅用デイスポーザ付き)	40	2
小便器 (壁掛小形)	40*	4	(住宅用デイスポーザ付き)	40	3
(ストール大形)	50*	4、5b)	かつ食器洗浄機付き)		
洗面器	30(32)*	1	(パントリー、皿洗用)	40～50	4
洗面器 (並列式)	40*	2	(湯沸し場用)	40～50	3
手洗器	25*	0.5	(バーシンク私室用)	40	1
手術用洗面器	30*	2	(バーシンク公衆用)	40	2
洗髪器	30*	2	食器洗浄機 (住宅用)	40	2
水飲み器又は冷水器	30*	0.5	デイスポーザ (営業用)	50	3
歯科用ユニット、歯科用洗面器	30	1	(営業用) c)	1.8L/min	2
浴槽 (住宅用)	30*、40	2		ごと	
(洋風)	40*、50	3	床排水	40	2
囲いシャワー	50	2		50	3
連立シャワー (ヘッド 1 個当た り)		3		75	5
ビデ	30*	1	標準器具以外のもの	30	1
掃除流し (台形トラップ付き)	65*	2.5		40	2
	75	3		50	3
洗濯流し	40	2		65	4
掃除・雑用流し (P トラップ付き)	40～50	2		75	5
洗濯機 (住宅用)	50	3		100	6
(営業用)	50	3	1組の浴室器具(洗浄タンク付き、 大便器、洗面器、浴槽)		6
連合流し	40*	2	1組の浴室器具(洗浄弁付き大便 器、洗面器、浴槽)		8
連合流し (デイスポーザ付き)	40	4			
汚物流し	75	6	排水ポンプ・エゼクタ吐出し量		2
実験流し	40*	1.5	3.6L/min ごと		
手術用流し	40	3			
注a) *印は、SHASE-S 206 に規定した。					
注b) 使用頻度が高い場合に用いる。					
注c) 連続使用に用いる。					

表 19－8 排水横枝管及び排水立て管の許容最大器具排水負荷単位数

(SHASE-S 206-2009 給排水衛生設備規準・同解説より)

管径[A]	受持ちうる許容最大器具排水負荷単位数			
	排水横枝管 a)	3 階建又はブランチ間 隔 3 を有する 1 立て管	3 階建を超える場合	
			1 立て管に対する合計	1 階分又は 1 ブラン間隔の合計
30	1	2	2	1
40	3	4	8	2
50	6	10	24	6
65	12	20	42	9
75	20	30	60	16
100	160	240	500	90
125	360	540	1100	200
150	620	960	1900	350
200	1400	2200	3600	600
250	2500	3800	5600	1000
300	2900	6000	8400	1500
注記 1 伸頂通気方式、特殊継手排水システムには適用できない。				
注記 2 National Plumbing Code を基に作成したものであるが、その後の米国規格を参考にして一部変更した。				
注a) 排水横主管の枝管は含まない。				

表 19－9 排水横枝管及び敷地排水管の許容最大器具排水負荷単位数

(SHASE-S 206-2009 給排水衛生設備規準・同解説より)

管径[A]	排水横主管及び敷地排水管に接続可能な許容最大器具排水負荷単位数			
	こ う 配			
	1／200	1／100	1／50	1／25
50			21	26
65			24	31
75		20	27	36
100		180	216	250
125		390	480	575
150		700	840	1000
200	1400	1600	1920	2300
250	2500	2900	3500	4200
300	2900	4600	5600	6700
注記 1 伸頂通気方式、特殊継手排水システムには適用できない。				
注記 2 National Plumbing Code を基に作成したものであるが、その後の米国規格などを参考にして一部変更した。				

3) 伸縮継手

管の伸縮、その他変形により管に損傷が生じる恐れがある場合は伸縮継手を設け、また地盤の沈下、地震の変異に対して可撓継手、伸縮可撓継手を設けるなどして損傷防止のための処置を講じること。

4. 汚水ます

取付ます及び宅地ますからなる汚水ますは、流入管を取りまとめて円滑に下流管に誘導し、排水管の点検・掃除等が容易に行えることを目的とする。二重蓋の場合は特に開閉が容易に行える構造とすること。

1) 汚水ますの設置箇所

汚水ますは原則として宅地内に設け、次の地点に設置する。

(1) 取付ます

公私境界（施行年度が確認できる道路拡幅計画等がある場合は、道路後退線）から概ね1 m以内の宅地内で、道路取付管と宅内排水管を接続する箇所。

(2) 宅地ます

- ・ 排水管の合流点及び屈曲点、ただし、設置条件、構造的条件等により、45° Y又は45° Lを使用することができる。
- ・ 排水管の内径、勾配、管種が異なる箇所。
- ・ 直線部においては、管径の120倍以下の間隔とし、表19-10による。

表 19-10 宅地ますの設置間隔

管 径 (mm)	100	125	150	200
最大間隔 (m)	12	15	18	24

2) 汚水ますの大きさ及び形状

(1) コンクリートます

① 大きさ形状及び構造

- ・ 形状は原則、円形で内径は300 mm、350 mm、450 mm及び600 mmの4種類とする。ただし取付ますは内径450 mm以上とし、汚水ますの大きさは、接続管の管径、本数、埋設の深さに応じて維持管理に支障のないよう、表19-11を参照し図19-1、図19-2を標準に定める。なお住宅が道路より相当高く、取付ますの設置が困難な場合には、(3)の特殊ますを参照する。
- ・ 底部には、接続する排水管の管径に合わせて半円形のインバートを設け、汚水が円滑に流れるようにすること。
- ・ 上流管底と下流管底との間には、原則として2 cm程度の落差を設け、インバートで滑らかに接続すること。

- ・ 便所、汚物流し等からの汚水が直接流入する箇所のますには、3 cm以上の落差を設けることが必要である。
- ・ 取付ますにおいては、インバート部は横型を標準とする。ただし、設置条件、構造的条件等により困難な場合は、道路取付管において上流側受口曲管（S T又はS R）を使用し、縦型（底抜け式）の構造にしてもよい。

表 19-11 深度による汚水ますの大きさ

深度 H(cm)	最小内径 (mm)	会合可能本数
$H \leq 70$	300	3 本
$H \leq 90$	350	4 本
	450	5 本
$H > 90$	600	5 本

※(注 1) 地表面から下流側の管底までを汚水ますの深さとする。

※(注 2) 会合可能本数は、会合する排水管の管径が 100 mm以下の場合とする。

図 19-1 宅地ます

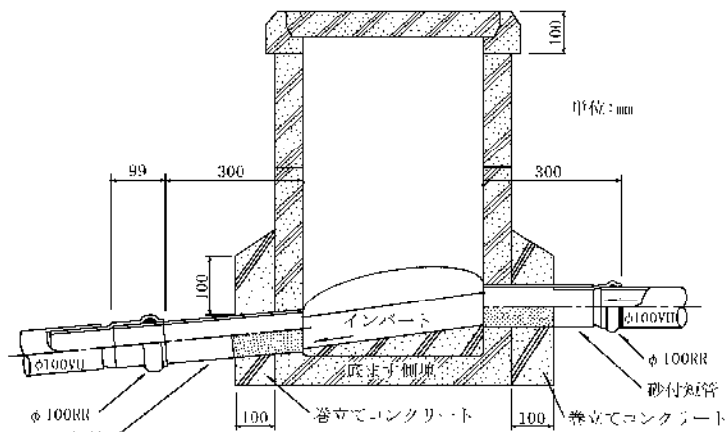
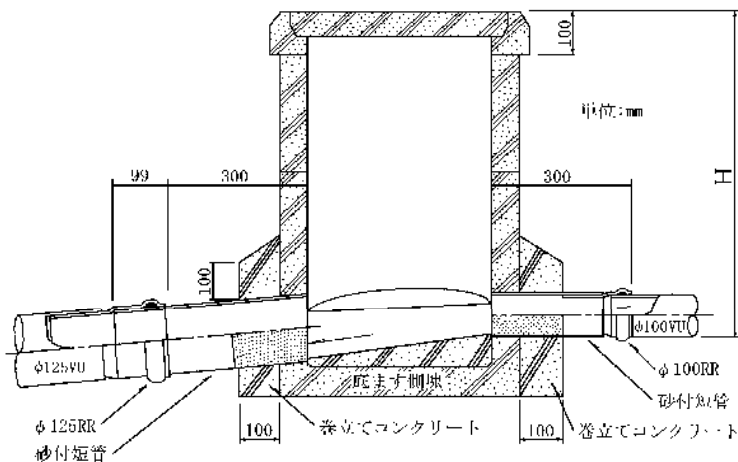


図 19-2 取付ます



※(注) 公共下水道の支管でRR継手が使用されており、道路取付管の延長が2.0m以下の場合は取付ます下流側のRR継手を接着接合とすることができる。

② 蓋

鉄筋コンクリート又は、鑄鉄の密閉蓋とする。

③ 基礎

ますの種類、設置条件を考慮し適切な基礎を施すこと。

④ その他

道路敷に設置する汚水ますは、コンクリート製で内径 600 mm以上とし、蓋は鑄鉄製の T-14 又は、T-25 とし管理者と協議し決定するものとする。

(2) 硬質塩化ビニルます

① 大きさ形状及び構造

- ・ 形状は円形（ます本体は V U 管）で、宅地ますの内径は、150 mm以上とし、表 19-12、図 19-3 を参考とする。又、取付ますは 200 mm以上とし、表 19-13、図 19-4 を参考とすること。なお住宅が道路より相当高く、取付ますの設置が困難な場合には、(3)の特殊ますを参照する。
- ・ 汚水ます底部は、インバート部が一体形成されていること。
- ・ 上記に該当する汚水ます（以下「インバートます」という。）は規程勾配が設けられていること。
- ・ 排水管及び汚水ます本体は、図 19-3、図 19-4 による構造であること。
- ・ 宅地ますは、図 19-3 における A の箇所が曲線構造であること。
- ・ 便所からの排水管が合流する箇所に設置する場合は、下流側 3cm 落差付き 45° 合流インバートますを使用することが望ましい。ただし、起点ますに便所排水を接続する場合は、落差付きを使用しなくてもよい。

表 19-12 深度による宅地ますの大きさ

深度 H (cm)	接続管径 (mm)	ます内径 (mm)
H ≤ 150	100～125	150 以上
	150	200 以上

※(注)この基準以外の深度 H については、上限を定めていないが、ますの内径が 900 mm以上を設置するなど、維持管理や詰まり等も考慮して適切な大きさを選定すること。

図 19-3 宅地ます

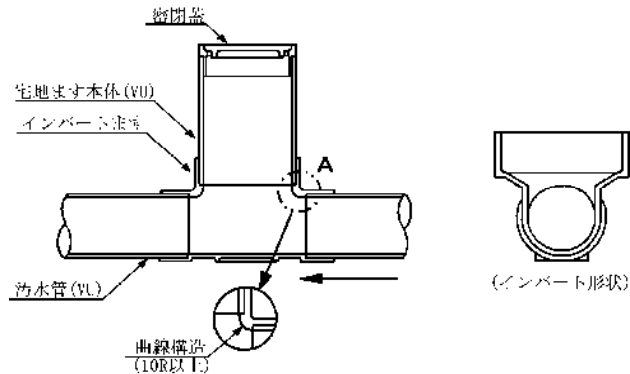
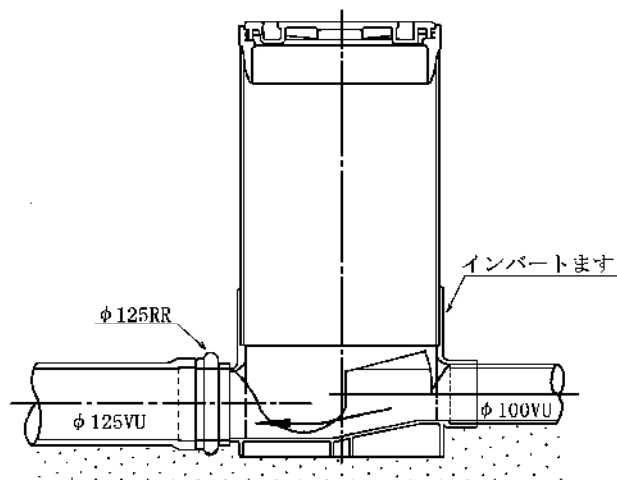


表 19-13 深度による取付ますの大きさ

深度 H (cm)	ます内径 (mm)	取付管径 (mm)	ます底部の構造
$H \leq 150$	200～350	125 以上	インバート又は底抜け式
$H > 150$	300～	125 以上	インバート又は底抜け式

※(注) 底抜け式（ドロップ）は上流側受口 90° 大曲 L を使用すること。

図 19-4 取付ます



※(注) 公共下水道の支管で RR 継手を使用されており、道路取付管の延長が 2.0m 以下の場合は取付ます下流側の RR 継手を接着接合とすることができる。

② 蓋

汚水ます本体と接着接合ができる硬質塩化ビニル製又は鋳鉄製の密封蓋で、器具により開閉できる方式とする。なお硬質塩化ビニル製蓋には金属製の感知板を取り付けること。また宅地内にあっても、総重量 2 t を超える車両が通行する箇所等では、JSWAS-G-3-1996 に規定する防護蓋を使用するなど、ますの材質、基礎など荷重に十分耐えうるものか設置条件を考慮し適切な蓋を施すこと。

③ 基礎

汚水ますの種類、設置条件を考慮し、適切な基礎を施す。

(3) 特殊ます

① ドロップます・底部有孔ます

ます上流又は下流で、著しい落差の出る場所及び地盤の急変する箇所（階段、擁壁等）で管内の流速を調整する場合に、図 19-5、図 19-6、図 19-7 のように汚水ますを設置する。設置場所は基準勾配により設計し、図 19-6 は原則として、ますの上流側手前 1m で、落差を生ずる箇所とする。

図 19-5 硬質塩化ビニル製ドロップます

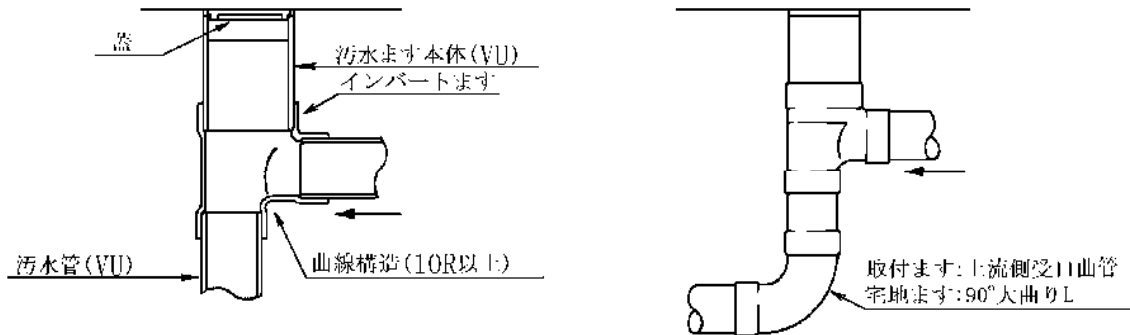


図 19-6 コンクリート製ドロップます

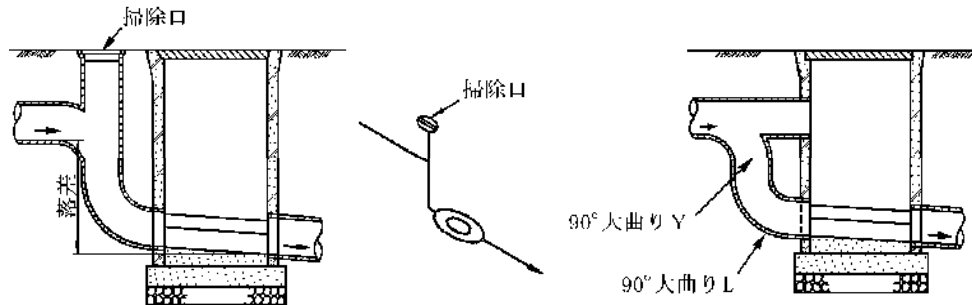
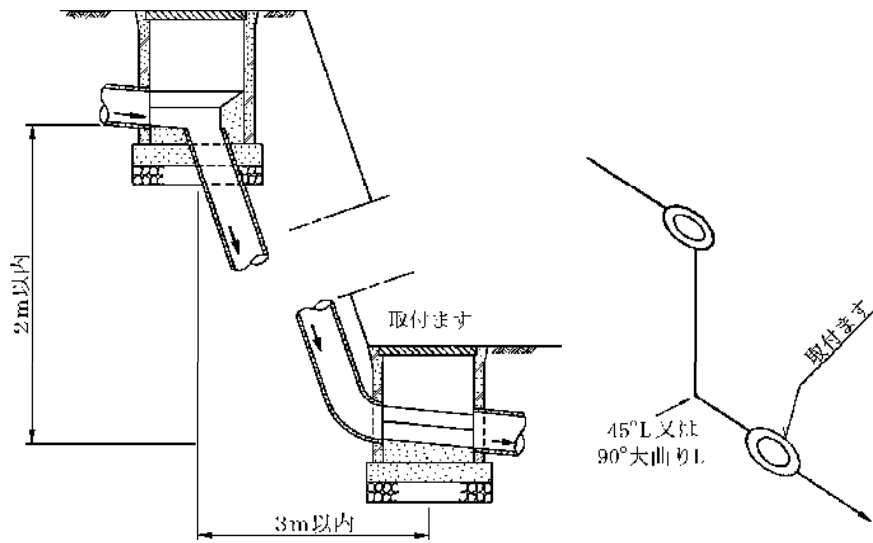


図 19-7 コンクリート製底部有孔ます



② トラップます

- ・ 次に該当する場合は図 19-8、図 19-9、図 19-10 を参考にトラップますを設置する。

(ア) 既設の衛生器具等にトラップの取付が技術的に困難な場合

(イ) 食堂、生鮮食料品取扱所等において、残渣物が排水設備に混入し、排水設備または公共下水道に支障をきたす恐れがある場合

図 19-8 硬質塩化ビニル製トラップます

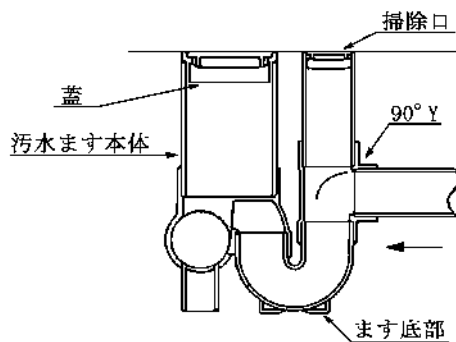
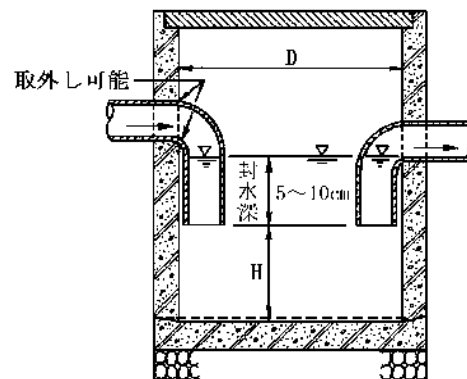


図 19-9 コンクリート製トラップます

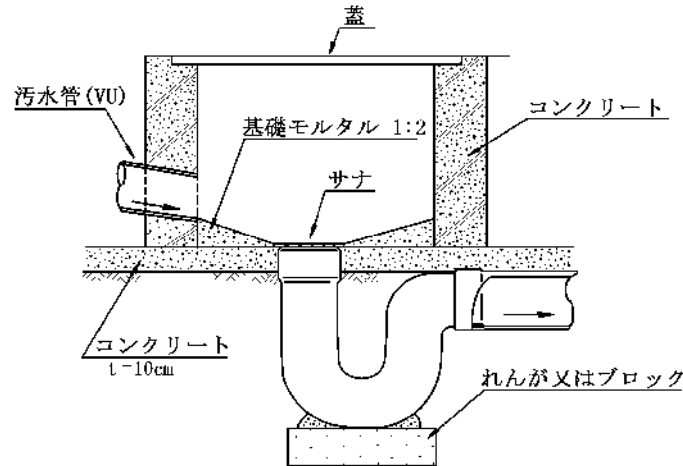


※(注 1) 内径又は内のり (D) は 45cm 以上とする。

※(注 2) 泥だめ (H) は 15cm 以上とする。

※(注 3) 下流側の曲管は固着するものとし、上流側の曲管は取外しが可能なものとする。

図 19-10 コンクリート製トラップます



・ 注意事項

- (ア) 二重トラップとしてはならない（器具トラップを有する排水管はトラップますのトラップ部に接続してはならない。）
- (イ) トラップを有する排水管の管路延長は、排水管の管径の 60 倍を越えてはならない。
- (ウ) 便所からの排水管は、トラップますのトラップに接続してはならない。
- (エ) 小口径トラップますにおいては、ます底部とUトラップが連結され、掃除口付きのものとし点検清掃ができる構造とする。また、トラップの口径は 75 mm 以上で、複数の管が合流する場合は 100 mm とし、封水深は 5 cm 以上 10 cm 以下とする。

5. 掃除口

宅地ますを設けることが困難な場合は、管内の掃除が容易にできるように適切な位置に掃除口を設ける。

1) 掃除口の設置箇所

- ・ 排水横枝管及び排水横主管の起点
- ・ 排水立管の最下部又はその付近
- ・ 直線部分は、管径の 120 倍を超えない範囲
- ・ 排水管の屈曲箇所

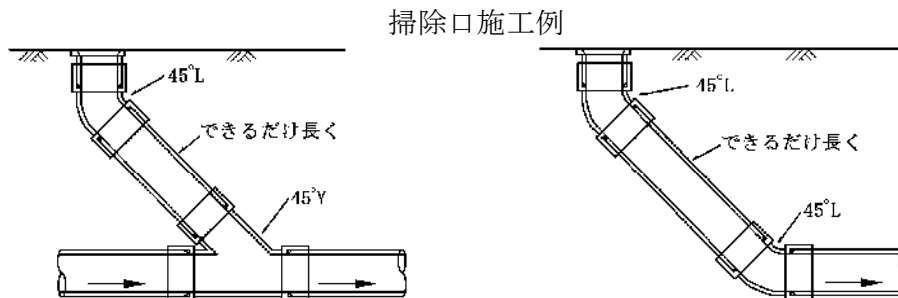
ただし 45° L を 2 個使用して直角に屈曲する場合はこれを 1 箇所とみなすものとし、直角屈曲が 2 箇所以上連続するときは 2 箇所につき掃除口 1 箇所とする。

- ・ 上記以外でも特に必要と思われる箇所

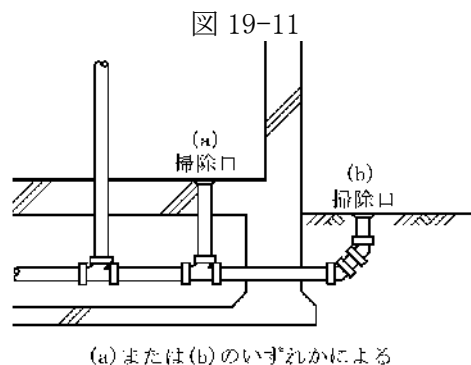
2) 掃除口の構造

- ・ 掃除口の口径は 100 mm 以上を標準とし、排水管の口径が 100 mm 以上の場合は掃除口の口径を 100 mm 以下にしてはならない。なお、排水管の口径が 100 mm 未満の場合は排水管と同一の口径としてもよい。

- ・ 設置する場所によっては、重量物による破損又は掃除時の損傷が考えられるのでコンクリートで適切な防護及び補強を講じる。
- ・ 蓋は堅固で開閉が容易で臭気のもれない構造とした密閉式のものとし、硬質塩化ビニル製蓋には金属製の感知板を取り付けること。



- ・ 掃除口は容易に掃除できる位置に設け、周囲の壁、はりなどが掃除の支障となるような場合には、原則として、管径 65mm 以下の排水管の場合には 300mm 以上、管径 75mm 以上の管の場合には 450mm 以上の空間を掃除口の周囲にとる。
- ・ 掃除口を地中埋設管に設ける場合には、その配管の一部を床仕上げ面又は地盤面、若しくはそれ以上まで立ち上げる。ただし、この方法は管径が 200mm 以下の場合に用いる。
- ・ 隠ぺい配管の場合には、壁又は床の仕上げ面と同一面まで配管の一部を延長して掃除口を取付ける。また、掃除口をやむを得ず隠ぺいする場合は、その上部に化粧ふたを設けるなどして掃除に支障のないようにする。
- ・ 排水立管の最下部に掃除口を設けるための空間がない場合等には、その配管の一部を床仕上げ面又は最寄りの壁面の外部まで延長して図 19-11 のとおり掃除口を取り付ける。



- ・ 掃除口は、排水の流れと反対又は直角に開口するよう設ける。
- ・ 地中埋設管に対しては、十分な掃除のできる宅地ますを設置しなければならない。ただし、管径 200mm 以下の場合には掃除口でもよい。この場合、排水管の一部を地表

面又は建物の外部まで延長して取り付ける。

なお、容易に取り外すことができる器具トラップ等で、これを取り外すことにより排水管の掃除に支障ないと認められる場合には、掃除口を省略してもよい。

6. 防臭装置（トラップ）

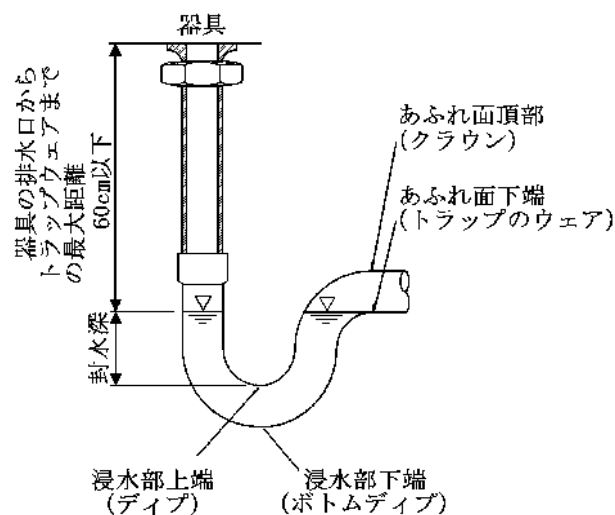
公共下水道からの下水臭（腐敗ガス）が室内に侵入するのを防ぐために設ける装置で一般的に封水により防臭するものであり、以下の必要条件を満たすよう設定する。なお、設置する防臭装置（トラップ）は原則、器具トラップとし、器具トラップの設置が困難な場合には屋外にトラップ（トラップます）を設置することができる。

1) トラップの必要条件

- ・ 常に下水臭を遮断し、安定性があること。
- ・ 構造が簡易で、容易に損傷しないこと。
- ・ 非吸水性、耐食性の材質であること。
- ・ トラップの作用で内部を洗浄させることができること。
- ・ 深さ 50 mm～100 mmの封水を持っていること。
- ・ 器具に接続しやすく、検査、掃除が容易であること。

2) トラップ各部の名称

トラップの各部の名称を下図に示す。

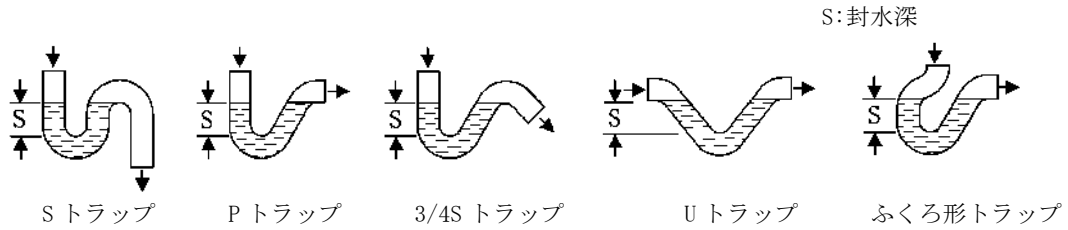


※(注) 器具の排水口からトラップウェア（あふれ面下端）までの垂直距離は 60cm を超えてはならない。

3) トラップの種類

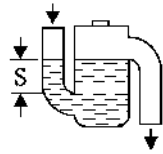
トラップの種類は基本的な型を次の 4 種に分類できる。

・ 管トラップ

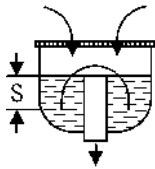


1

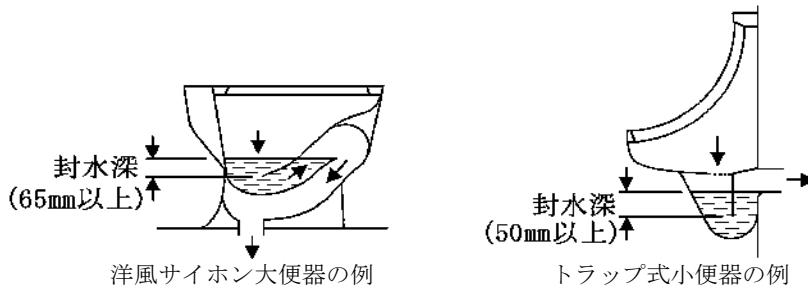
・ ドラムトラップ



・ ベルトラップ (わんトラップ)



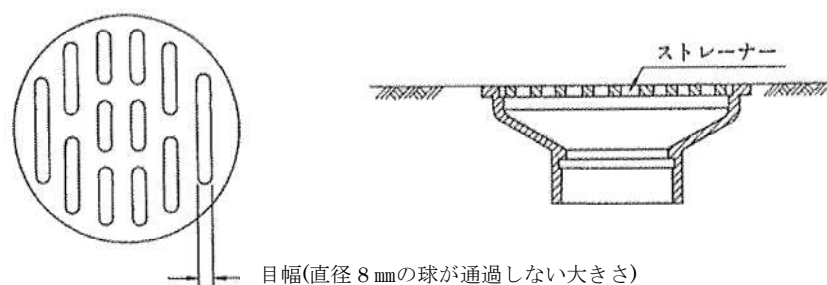
・ 造り付けトラップ (陶器に内蔵されているもの)



7. ストレーナー (除塵装置)

台所や浴室、その他の流し場などの床排水口には、固形物が流入しないようにストレーナーを設置する。

ストレーナーは、取外しの出来る構造として、開口有効面積が、流出側に接続する排水管の断面積以上で目幅は直径 8 mm の球が通過しない大きさとする。



8. 阻集器

油脂、ガソリン、土砂等で下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷する恐れのある物質、あるいは危険な物質を含む汚水を公共下水道に排水する場合は、阻集器を設けなければならない。

1) 阻集器設置上の注意事項

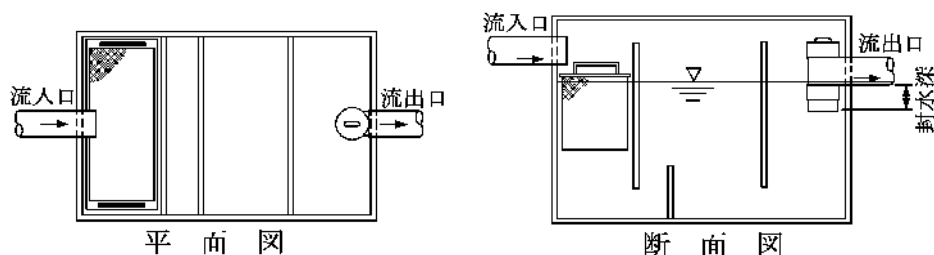
- ・ 使用目的に適合した阻集器を有効な位置に設ける。その位置は容易に維持管理ができ、有害物質を排出するおそれのある器具又は装置のできるだけ近くが望ましい。
- ・ 阻集器は汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に阻止分離できる構造とし、分離を必要とするもの以外の下水を混入させないものとする。
- ・ 容易に保守、点検ができる構造とし、材質はステンレス、鋼、鋳鉄、コンクリート又は樹脂等の不透水性、耐食性のものとする。
- ・ 阻集器に密閉蓋を使用する場合は、適切な通気がとれる構造とする。
- ・ 阻集器は原則としてトラップ機能を有するものとする。これに器具トラップを接続すると二重トラップになるおそれがあるので十分注意する。なおトラップ機能を有しない阻集器を用いる場合は、その阻集器の直近下流にトラップを設ける。
- ・ トラップの封水深は、5cm 以上とする。

2) 阻集器の種類

(1) グリース阻集器

営業用の調理場等からの汚水中に含まれている油脂類を阻集器の中で冷却、凝固させて除去し、排水管中に流入して管を詰まらせるものを防止する。器内には隔板をさまざまな位置に設けて、流入してくる汚水中の油脂の分離効果を高めている。グリース阻集器の大きさについては、用途により算出する。

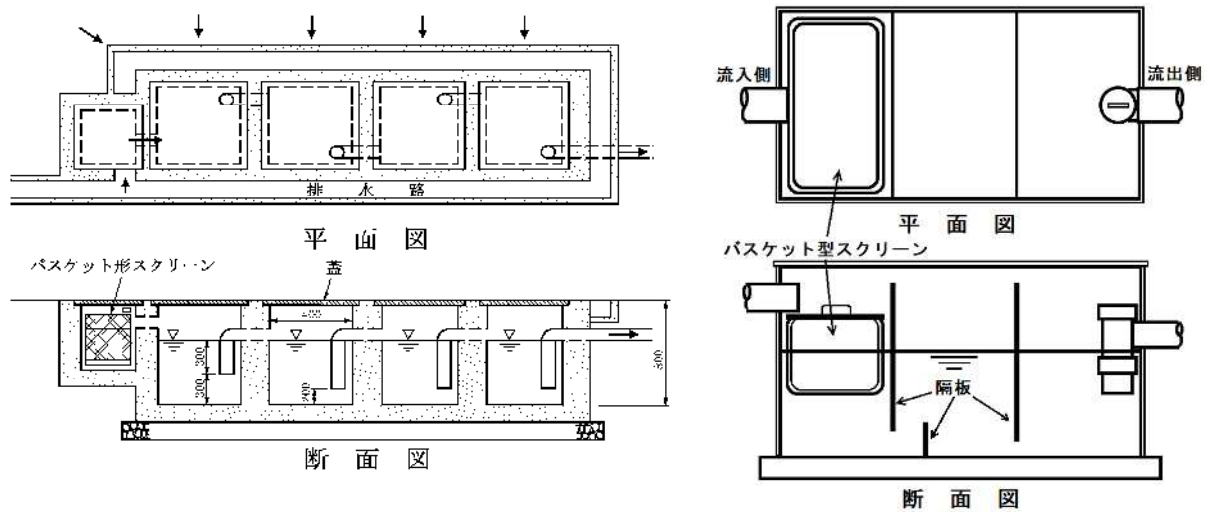
グリース阻集器の例



(2) オイル阻集器

給油場等のガソリン・油類の流出する場所に設け、ガソリン・油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、それらが排水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。オイル阻集器に設ける通気管は、他の通気管と兼用にせず独立のものとする。オイル阻集器の大きさについては用途により算出する。

オイル阻集器の例



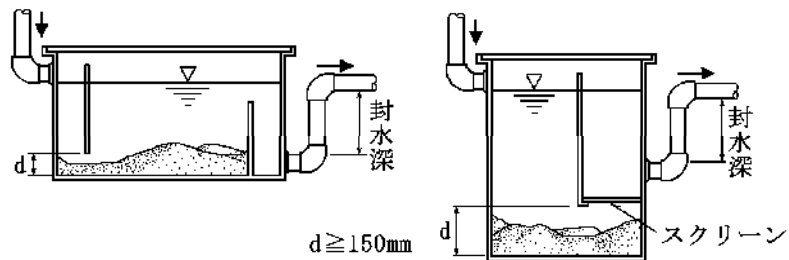
※(注1) オイル阻集器は、サンド阻集器を兼ねる場合がある。

※(注2) 第1槽の封水深を 30 cmとしたのは、第1槽は、土砂がたまりやすいので泥だめ深さを大きくしたためである。

(3) サンド阻集器

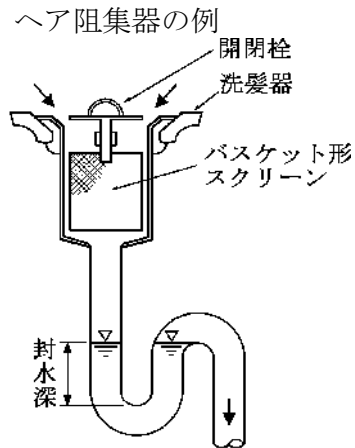
汚水に泥・砂等を多量に含むときは、サンド阻集器を設けて泥・砂等を阻止する。
また、底部の泥だめ深さは、150 mm以上とする。

サンド阻集器の例



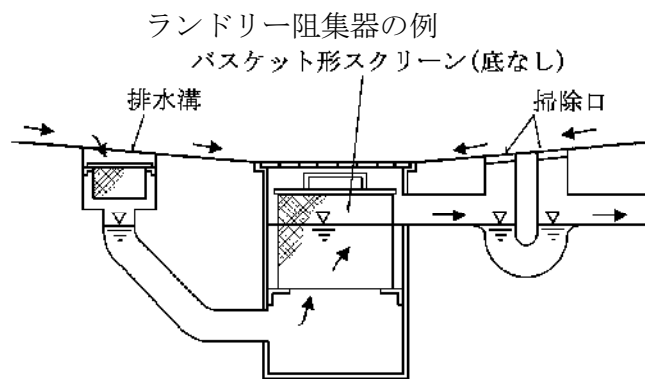
(4) ヘア阻集器

理髪店、美容院の洗髪器に取付けて、毛髪が排水管に流入するのを阻止する。
また、屋内プールや公衆浴場には、大型のヘア阻集器を設ける。



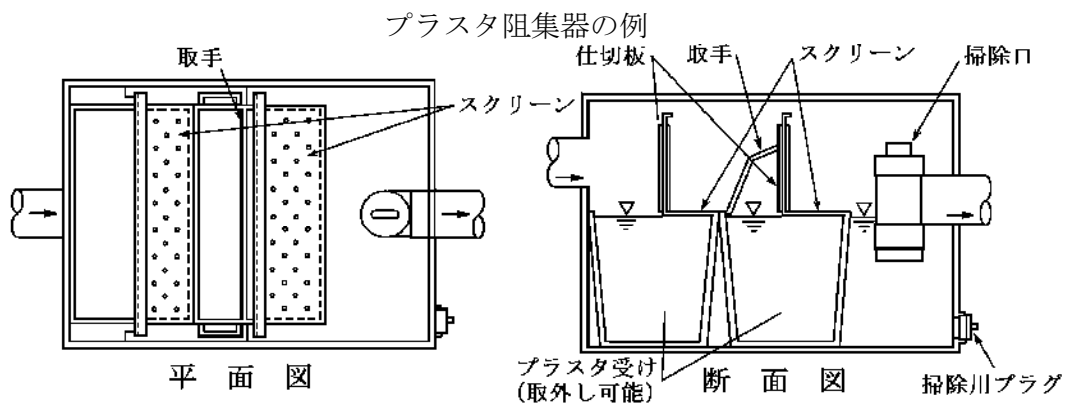
(5) ランドリー阻集器

営業用の洗濯場等からの汚水中に含まれる糸くず、布くず、ボタン等を有効に分離する。阻集器には、取外し可能なバスケット形スクリーンを設ける。



(6) プラスタ阻集器

外科のギプス室や歯科技工室等からの汚水中に含まれるプラスタ等の不溶性物質を分離する。プラスタは排水管に流入すると管壁面に付着凝固し、容易に取れなくなる。



3) グリース阻集器の容量算出(参考)

(1) 店舗全面積に基づく算出方法

- ・ 統一設定条件

(ア) 表 19—14、表 19—15、表 19—16 により設定条件を算出する。

表 19—14 各因子の標準値

因 子 食 種		W _m	t ※	k	g _u	g _b
		店舗全面積 1 m ² ・1 日当 たりの使用 水量 〔ℓ/(m ² ・日)〕	1 日当たり の厨房使用 時間 〔min/日〕	危険率を用い て定めたとき の流量の平均 流量に対する 倍率 〔倍〕	店舗全面積 1 m ² ・1 日当 たりの阻集グリ ースの質量 〔g/(m ² ・日)〕	店舗全面積 1 m ² ・1 日当 たりのたい積残 さの質量 〔g/(m ² ・日)〕
営業用 厨房	中国(中華)料理	130	720	3.5	18.0	8.0
	洋食	95			9.0	3.5
	和食	100			7.0	2.5
	ラーメン	150			19.5	7.5
	そば・うどん	150			9.0	3.0
	軽食	90			6.0	2.0
	喫茶	85			3.5	1.5
	ファーストフード	20			3.0	1.0
	社員・従業員用厨房		90	600	6.5	3.0
学生食堂		45	3.0		1.0	
※(注)1 日当たりの使用時間が前もってわかっている場合は、その時間を1 日当たりの厨房使用時間としてもよい。						

(イ) SHASE 規格の算出方法において掃除周期は、当事者間の打合せによってなっているが、算出時に不明確な場合は、表 19—15 を参考に周期を定める。

表 19—15 回転数の標準値と算出時に不明確な採用する掃除の周期

食 種		n：回転数 〔人/（席・日）〕	掃除の周期 〔日〕	
			i _u ：阻集グリース	i _b ：たい積残さ
営業用厨房	中国(中華)料理	5.0	7	30
	洋 食	4.5		
	和 食	5.0		
	ラーメン・そば・うどん	5.0		
	軽 食	7.0		
	喫 茶	8.0		
	ファーストフード	8.0		
社員・従業員用厨房		4.0	7	30
学生食堂		4.0		

表 19—16 補正回転数の標準値

因 子 食 種		n _o ：補正回転数 〔人/（席・日）〕																
		厨房を含む店舗全面積 〔㎡〕 ※																
		25	50	75	100	125	150	175	200	250	300	400	500	600	700	800	1000	1500
営業用厨房	中国(中華)料理	—	—	3.1	3.1	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4	3.4	—	—	—	—	—	—
	洋食	—	—	—	2.0	2.1	2.3	2.4	2.6	2.8	2.9	3.1	3.2	3.3	3.3	3.4	—	—
	和食	—	—	2.1	2.3	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	3.2	—	—	—	—	—	—
	ラーメン・そば・うどん	—	3.1	3.9	4.5	4.9	5.2	5.5	5.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	軽食	3.3	4.2	4.4	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0	5.1	—	—	—	—	—	—	—	—
	喫茶	3.7	4.7	5.3	5.7	5.9	6.0	6.1	6.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ファーストフード	3.3	4.2	4.4	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0	5.1	—	—	—	—	—	—	—	—
社員・従業員用厨房		—	—	—	—	—	2.4	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3	4.5
学生食堂		—	—	—	—	—	2.4	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3	4.5

※(注) 厨房を含む、店舗全面積の値が表中の中間となる場合には、比較補正して求める。

- ・ 流入流量の計算

$$Q=A \cdot W_m \times (n/n_o) \times (1/t) k$$

Q：流入流量 〔ℓ/min〕

A：店舗全面積 〔㎡〕

W_m：店舗全面積 1 ㎡・1 日当たりの使用水量（表 19—14）〔ℓ/（㎡・日）〕

n：回転数(表 19—15) 〔人/（席・日）〕

n_o：補正回転数（表 19—16）〔人/（席・日）〕

t : 1日当たりの厨房使用時間 (表 19—14) [min/日]

k : 危険率を用いて定めたときの流量の平均流量に対する倍率 (表 19—14)
[倍]

- ・ 阻集グリース及びたい積残さの質量の計算

$$G = G_u + G_b$$

G : 阻集グリース及びたい積残さの質量 [kg]

G_u : 阻集グリースの質量 [kg]

G_b : たい積残さの質量 [kg]

$$G_u = A \cdot g_u \times (n/n_o) \times i_u \cdot C_2$$

G_u : 阻集グリースの質量 [kg]

A : 店舗全面積 [m²]

g_u : 店舗全面積 1 m²・1日当たりの阻集グリースの質量 (表 19—14)
[g/(m²・日)]

n : 回転数 (表 19—15) [人/(席・日)]

n_o : 補正回転数 (表 19—16) [人/(席・日)]

i_u : 阻集グリースの掃除周期 (表 19—15) [日]

C_2 : 定数 (=10⁻³) [kg/g]

$$G_b = A \cdot g_b \times (n/n_o) \times i_b \cdot C_2$$

G_b : たい積残さの質量 [kg]

A : 店舗全面積 [m²]

g_b : 店舗全面積 1 m²・1日当たりのたい積残さの質量 (表 19—14)
[g/(m²・日)]

n : 回転数 (表 19—15) [人/(席・日)]

n_o : 補正回転数 (表 19—16) [人/(席・日)]

i_b : たい積残さの掃除周期 (表 19—15) [日]

C_2 : 定数 (=10⁻³) [kg/g]

(2) 利用人数に基づく算出方法

- ・ 統一設定条件

表 19—15、表 19—17 により設定条件を算出する。

表 19—17 各因子の標準値

因 子 食 種		W _m ´	t ※	k	g _u ´	g _b ´
		利用人数 1 人 当たりの使 用水量 〔ℓ/人〕	1 日当たりの 厨房使用時 間 〔min/日〕	危険率を用 いて定めた ときの流量 の平均流量 に対する倍 率 〔倍〕	利用人数 1 人 当たりの阻 集グリース の質量 〔g/人〕	利用人数 1 人 当たりのの たい積残さ の質量 〔g/人〕
営 業 用 厨 房	中国(中華)料理	80	720	3.5	11.0	5.0
	洋食	80			8.0	3.0
	和食	80			5.5	2.0
	ラーメン	50			6.5	2.5
	そば・うどん	50			3.0	1.0
	軽食	45			3.0	1.0
	喫茶	25			1.0	0.5
	ファーストフード	10			1.5	0.5
	社員・従業員用厨房		50	600	3.5	1.5
	学生食堂		25		1.5	0.5
学校給食		15	480		0.7	0.3
※(注) 1 日当たりの使用時間が前もってわかっている場合は、その時間を 1 日当たりの厨房使用時間と してもよい。						

- ・ 流入流量の計算

$$Q=N \cdot W_m \times (1/t) k$$

Q : 流入流量〔ℓ/min〕

N : 1日当たりの利用人数〔人/日〕

W_m : 利用人数1人当たりの使用水量(表 19—17)〔ℓ/人〕

t : 1日当たりの厨房使用時間(表 19—17)〔min/日〕

k : 危険率を用いて定めたときの流量の平均流量に対する倍率
(表 19—17)〔倍〕

- ・ 阻集グリース及びたい積残さの質量の計算

$$G=G_u+G_b$$

G : 阻集グリース及びたい積残さの質量〔kg〕

G_u : 阻集グリースの質量〔kg〕

G_b : たい積残さの質量〔kg〕

$$G_u = N \cdot g_u \cdot i_u \cdot C_2$$

G_u : 阻集グリースの質量 [kg]

N : 1日当たりの利用人数 [人/日]

g_u : 利用人数1人当たりの阻集グリースの質量 (表 19—17) [g/人]

i_u : 阻集グリースの掃除周期 (表 19—15) [日]

C_2 : 定数 ($=10^{-3}$) [kg/g]

$$G_b = N \cdot g_b \cdot i_b \cdot C_2$$

G_b : たい積残さの質量 [kg]

N : 1日当たりの利用人数 [人/日]

g_b : 利用人数1人当たりのたい積残さの質量 (表 19—17) [g/人]

i_b : 阻集グリースの掃除周期 (表 19—15) [日]

C_2 : 定数 ($=10^{-3}$) [kg/g]

(3) 阻集器の容量の算出

阻集器は図 19-12 に示すように、上部空間層・グリース阻集層・グリース分離層・残さたい積層からなり、(1)又は(2)において、流入流量 Q 及び阻集グリース及びたい積残さの質量 G を求め、阻集器実容量 V 及び上部空間層の高さ H を下記によって計算する。

$$V_1 = G \cdot v$$

$$V_2 = Q \cdot T$$

$$V = V_1 + V_2$$

$$H = H_1 + H_2$$

V_1 : グリースおよび残さ阻集層の容量 [ℓ] (図 19-12 における V_1 + V_1)

V_2 : グリース分離層の容量 [ℓ]

V : 阻集器の実容量 [ℓ]

G : 阻集グリース及びたい積残さの質量 [kg] ((1)-③又は(2)-③にて算出)

Q : 流入流量 [ℓ/min] ((1)-②又は(2)-②にて算出)

v : 阻集グリースの比体積 ($=1.0$) [ℓ/kg]

T : 停滞時間 (標準値は 1.0) [min]

H : 上部空間層の高さ [mm]

H_1 : 流入管の内径あるいは流入側溝の深さに等しい高さ [mm]

H_2 : 標準水位面と上昇水位面との差 (表 19—18) [mm]

図 19-12 阻集器の容量

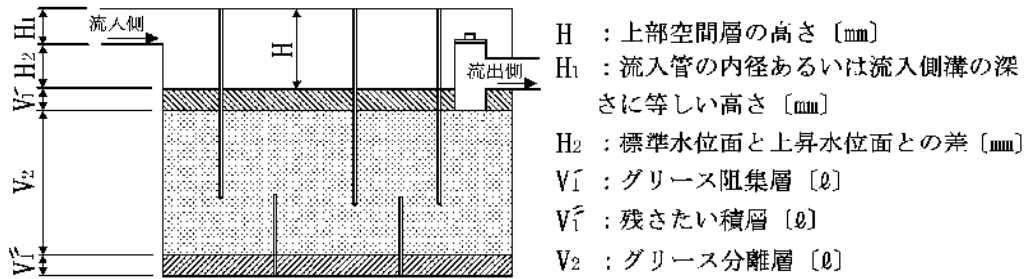


表 19-18 標準水位面と上昇水位面との差の標準値

実容量 [ℓ]	H_2 [mm]
～200	100
201～400	125
401～600	150
601～800	175
801～1000	200

H_2 : 標準水位面と上昇水位面との差 [mm]

(4) オイル阻集器の容量算出(参考)

許容流入流量が下記の計算式 1) で求めた流入流量以上で、許容オイル阻集量及び許容土砂たい積量が、2)、3) によって求めたオイル阻集量及び土砂たい積以上となり、機能上支障のない構造をもつ阻集器を選定すること。

1) 流入流量 オイル阻集量及び土砂たい積量は、次のように算定する。

流入流量の算定

流入流量 Q

$$Q = (Q_{m1} \cdot n_1) \times \alpha + Q_{m2} \cdot n_2$$

Q : 流入流量 [ℓ/min]

Q_{m1} : 水栓を使用する場合の流量 [ℓ/min]

水栓 (13 mm) の時 : 11

水栓 (20 mm) の時 : 23

Q_{m2} : 洗車機を使用する場合の流量 [ℓ/min]

明記されている使用流量を用いる

n_1 : 水栓个数に対する同時使用水量比 (標準値を表 19-19 に示す) [倍]

n_2 : 洗車機台数に対する同時使用水量比 (標準値を表 19-19 に示す) [台]

α : 使用水压を考慮した割増率 (標準値を表 19-20 に示す) [倍]

表 19-19 同時使用水量比

水栓個数又は洗車機台数 [個又は台]	1	2	3	4	5
同時使用水量比 n_1 、 n_2 [倍]	1.0	1.4	1.7	2.0	2.2

表 19-20 使用水压を考慮した割増率

使用水压 [MPa]	0.05	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5
割増率 α [倍]	0.7	1.0	1.4	1.7	2.0	2.2

2) オイル阻集量の算定

オイル阻集量 O は、次の式によって算定する。

$$O = O_n \times N_d \times i \times C_1$$

O : オイル阻集量 [L]

O_n : 車 1 台当たりのオイル量 (標準値を表 19-21 に示す) [g/台]

N_d : 1 日当たりの洗車台数 (受渡当事者間の打合せによる) [台/日]

i : 掃除の周期 (受渡当事者間の打合せによる) [日]

C_1 : 定数 ($=10^{-3}$) [ℓ/g]

表 19-21 車 1 台当たりのオイル量

洗 車 種 別		車 1 台当たりの土砂たい積量 [ℓ/台]	
		普 通 車	大 型 車
手 洗 い		1	普通車の 4 倍とする
小形洗車機		2	
門形洗車機	水洗い洗車	1	
	ワックス洗車	10	

3) 土砂たい積量の算定

土砂たい積量 S は、次の式によって算定する。

$$S = S_n \cdot N_d \cdot i$$

S : 土砂たい積量 [ℓ]

S_n : 車 1 台当たりの土砂たい積量 (標準値を表 19-22 に示す) [ℓ/台]

表 19-22 車 1 台当たりの土砂たい積量

洗 車 種 別		車 1 台当たりの土砂たい積量 [ℓ/台]	
		普 通 車	大 型 車
手 洗 い		0.07	普通車の 4 倍とする
小形洗車機		0.09	
門形洗車機	水洗い洗車	0.07	
	ワックス洗車	0.09	

9. 排水槽

地階にある建築物及び地形等により、汚水を自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合は、排水槽を設置して汚水を一時貯留し排水ポンプでくみ上げて排水するものである。

1) 排水槽の有効容量

排水槽の有効容量は、時間当たりの最大排水量以下とし、次式によって算定する。
なお、槽の実深さは計画貯水深さの 1.5～2.0 倍程度が望ましい。

$$\text{有効容量} = \frac{\text{建築物(地階部分)の1日平均排水量(m}^3\text{)}}{\text{建築物(地階部分)の1日当たり給水時間(時)}} \times 2.0 \sim 2.5$$

10. ディスポーザー

ディスポーザーとは、野菜くず等の生ごみを水とともに粉砕するための装置で、粉砕し直接下水道に流し込む「直接投入型ディスポーザー」と、粉砕後、排水処理部で処理し下水道に接続する「ディスポーザ排水処理システム」がある。

ディスポーザーの使用により、高齢化社会におけるごみ出し作業の軽減、臭気被害や鳥獣被害の低減による住環境の向上が期待できることから、条例並びに岐阜市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱及び直接投入型ディスポーザー取扱要綱に基づいて条件に適合する場合のみ設置することができる。

なお、直接投入型ディスポーザーは北西部処理区内の家事用に限り設置することができる。集合住宅に設置する場合は、取付管が閉塞するおそれがあるため、ディスポーザーに併せて排水処理装置を設置することが望ましい。よって、ディスポーザーを設置する場合は管理者と協議をすること。

11. 水洗便所施設

水洗便所に設置する便器及び付属器具は、洗浄、排水、封水等の機能を保持したものとする。

1) 基本事項

- ・ 大便器の洗浄方式はフラッシュバルブ式、ロータンク式又はハイタンク式とする。
- ・ 小便器の洗浄方式は水栓式、フラッシュバルブ式及び自動サイホン式とする。
- ・ 大便器に直結するトラップは、内径 75 mm以上のものを使用する。

12. 通気

排水管内を水が流下するとき、管内の空気は水流により圧縮あるいは吸引されて、管内の気圧は正圧又は負圧に変動する。通気系統は、このような排水系統内に生じる過度

の気圧変動を防止するために、排水設備には必ず設けなければならない。

1) 通気の方法

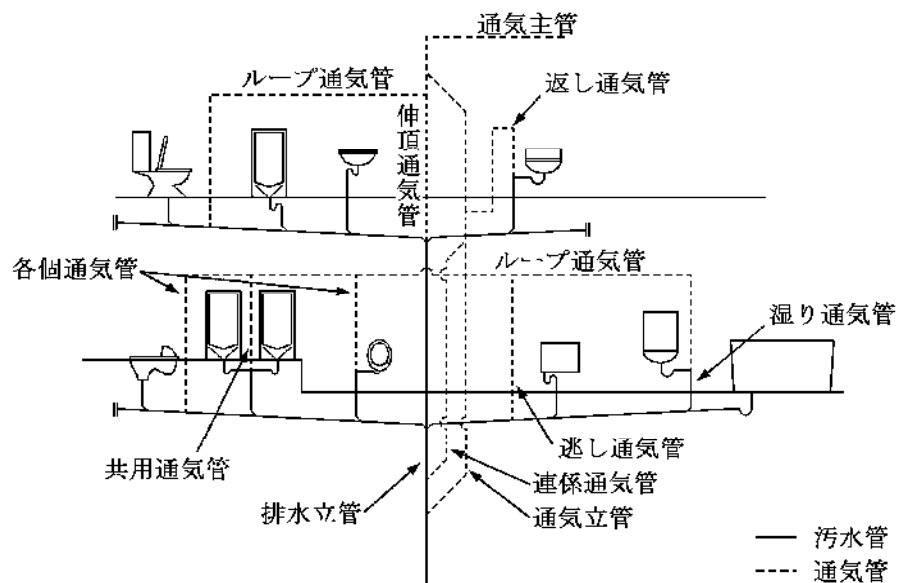
- ・ サイホン作用及びはね出し作用からトラップの封水を保護する。
- ・ 排水管内の汚水の流れを円滑にする。
- ・ 排水管内に新鮮な空気を流下させて、排水系統内の換気を行う。

2) 通気の設置箇所

- ・ 一時に多量の汚水が流下する管及びこれらの接続する排水横枝管
- ・ 排水立管の伸頂部
- ・ その排水設備の排水管の最も上流部分

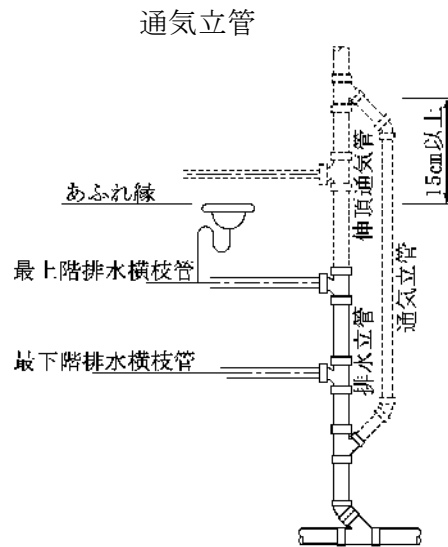
ただし、平屋建て家屋の場合に限り、排水横主管の最上流部に接続する施設の主流側に設ける。

3) 通気管の種類



(1) 通気立管

- ・ 通気立管の上部は、管径を縮小せずに延長し、その上端は、単独に大気中に開口するか、最上位の器具あふれ縁から 15 cm 以上高い位置で伸頂通気管に接続する。
- ・ 通気立管の下部は、管径を縮小せず、最低位の排水横枝管より低い位置で、排水立管に接続するか排水横主管に接続する。

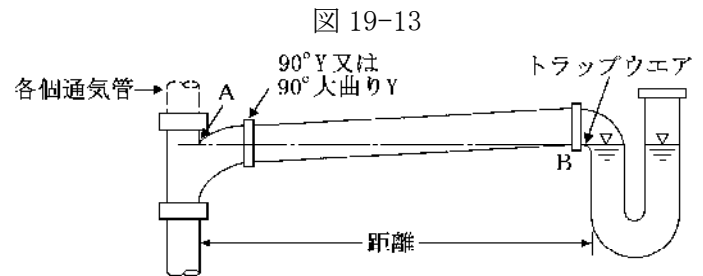


(2) 各個通気管

・1 個のトラップを通気するため、トラップ下流から取り出し、その器具より上方で通気系統へ接続するか又は大気中に開口するように設けた通気管をいう。

各器具のトラップ毎に通気をとる方式で、他の通気方式に比べ最もすぐれているといえる。

・ 各器具トラップと通気管までの距離は、図 19-13 における表 19-23 に示された距離以内としなくてはならない。

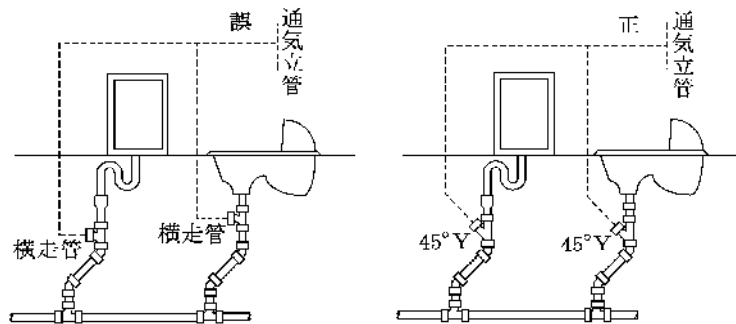


A点における通気管の開口は两点間に水平直線を引いた場合、B点より下がってはならない。

表 19-23 各器具トラップと通気管までの距離

器具排水管の径(mm)	距 離 (m)
30	0.8
40	1.0
50	1.5
75	1.8
100	3.0

図 19-17

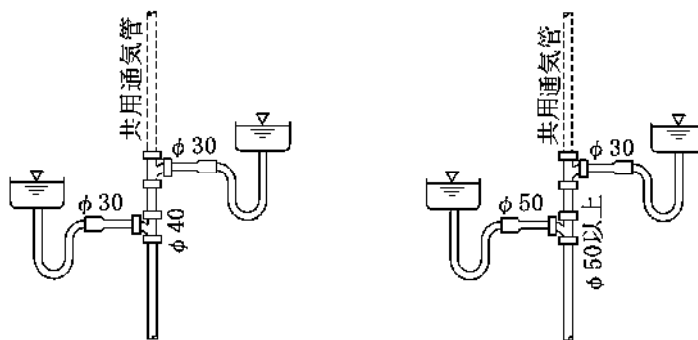


(3) 共用通気管

背中合わせ、又は並列に設置した衛生器具の器具排水管の交点に接続して立上げ、その両器具のトラップ封水を保護する 1 本の通気管をいう。

- ・ 背中合わせ、又は並列に設置された 2 個の器具排水管が同じ高さで、1 本の排水管に連結できる場合共用通気管としてよい。ただし、前記(2)各個通気管「各器具トラップと通気管までの距離は、図 19-13 における表 19-23 に示された距離以内としなくてはならない。」に適合しているものである。
- ・ 2 つの器具が同じ排水立管に高さを異にして連結する場合でも、図 19-18 のように 2 つの器具が同じ階床にもうけられるならば共用通気管としてもよい。ただし、排水立管の管径は上方の器具排水管より一回り太くし、かつ下方の器具排水管の管径よりは小さくしてはならない。

図 19-18

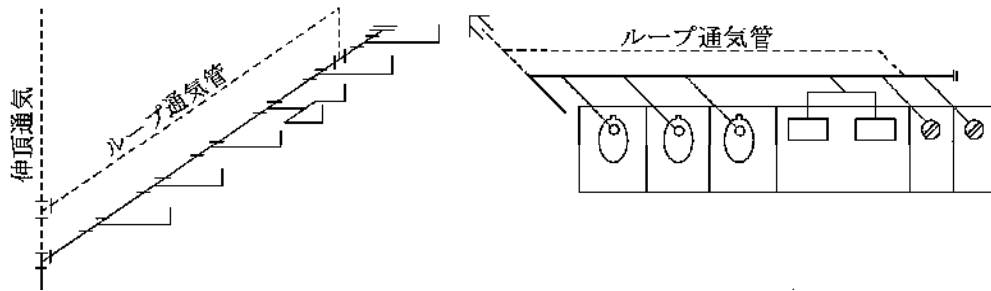


(4) 環状及び回路通気管（ループ通気管）

- ・ 2 個以上のトラップを保護するため、最上流の器具排水管が排水横枝管に接続する点のすぐ下流から立ち上げて、通気立管又は、伸頂通気管に接続するまでの通気管をいう。

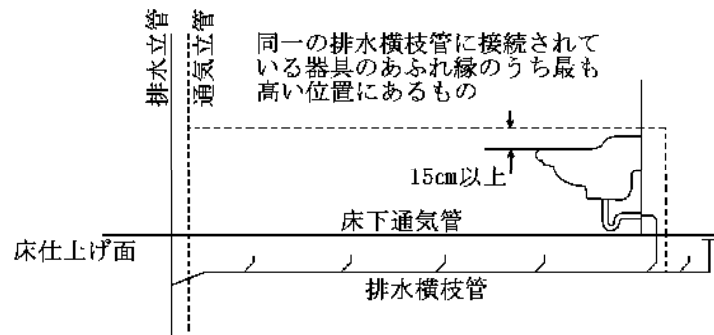
排水横枝管の最上流の器具排水管の接合された箇所のすぐ下流で図 19-19 のとおり取出し、通気立管又は伸頂通気管に接続する方法で最も一般的に用いられている。

図 19-19



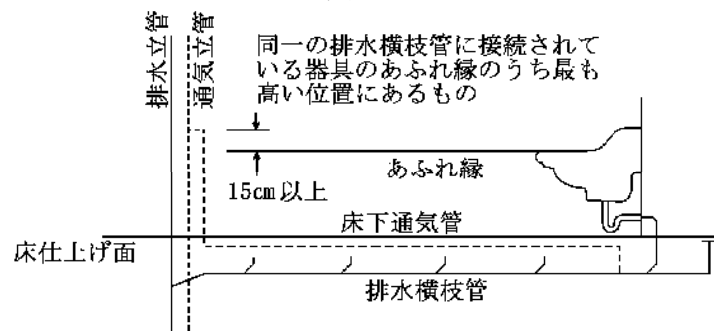
- ・ 各階で通気管を立上げ通気立管に連結する場合、図 19-20 のとおりその階の器具のあふれ縁より 15 cm 以上立上げて連結しなくてはならない。

図 19-20



- ・ 一般的に建物の構造上、上記のような方法で立上げることが困難な場合が多く床下で通気管を横走りさせる配管方式をとると、通気管への汚水の流入・通気の妨げ、固形物の通気管内の残留等の恐れがあるので、図 19-21 のとおり取出した通気は横走り部分を最小限短くして配管スペース・間仕切又は室内の差し支えない箇所まで天井まで立上げるようにすべきである。

図 19-21



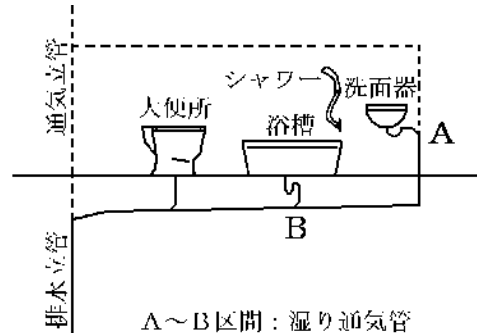
(5) 湿り通気管

2 個以上のトラップを保護するため、図 19-22 のように器具排水管と通気管を兼用する部分をいう。

器具排水管と通気管を兼用とした湿り通気とする場合は、流水時にも通気機能を保持するため、排水管としての許容流量は、1/2 程度の評価になる。

なお、大便器からの排水は、湿り通気管に接続しない。

図 19-22



(6) 逃し通気管

排水・通気両系統間の空気の流通を円滑にするために設ける通気管をいう。

二階建て以上の建物の各階（最上階を除く）の、大便器及びこれと類似の器具 8 個以上を受け持つ排水横枝管並びに大便器・掃除流しの S トラップ・囲いシャワー・床排水などの床面に設置する器具と、洗面器及びこれと類似の器具が混在する排水横枝管には、ループ通気を設ける以外に、その最下流における器具排水管が接続された直後の排水横枝管の下流側で、図 19-23 のように逃し通気を設ける。

また洗面器又はこれに類似の器具からの排水が、これらの排水横枝管の上流に排水されるときは、各立上り枝管に各個通気をとることが望ましい。

図 19-23



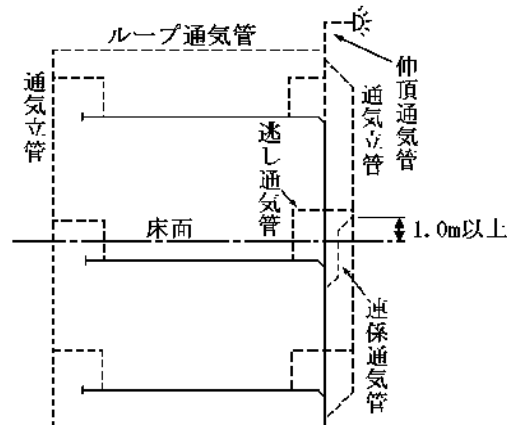
(7) 連係通気（結合通気）

排水立管内の圧力変化を防止又は緩和するために、排水立管から分岐して立上げ通気立管へ接続する逃し通気管をいう。

高層建築で枝管間隔 10 以上を持つ排水立管は最上階から 10 番目ごとに連係通気管を設けなければならない。排水立管と連係通気管の接続は、図 19-24 のように連係通気管の下端が、その階の排水横枝管が排水立管と接続する部分より下方になる

ようにし、45° Yを用いて排水立管から分岐して立上げ、通気立管との接続は、その階の床面から1m上方の点で45° Yを用いて通気立管に接続する。

図 19-24



(8) 伸頂通気管

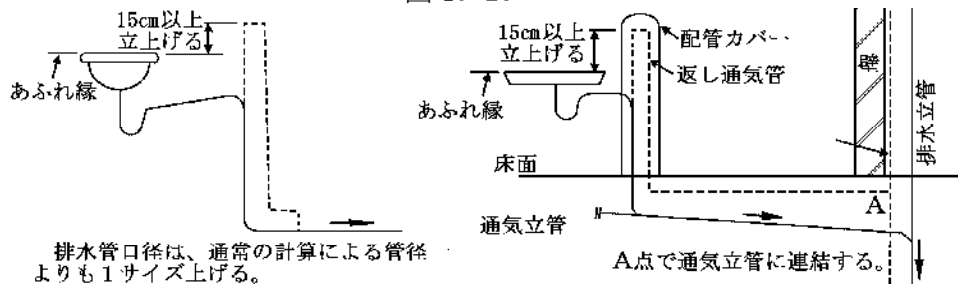
最上階の排水横枝管が排水立管に接続された箇所から上方に更に立上げて通気に使用する管をいう。

排水横枝管又は屋外排水管が満流となるおそれがある場合には、伸頂通気方式にしてはならない。

(9) 返し通気管

器具の通気管を図 19-25 のようにそのあふれ縁より高い位置に立上げ、それから折り返して立下げ、その器具排水管が他の排水管と合わさる直前の横走り部へ接続するか、又は床下を横走りして通気立管へ接続するものをいう。

図 19-25



(a) 排水管へ接続する方法

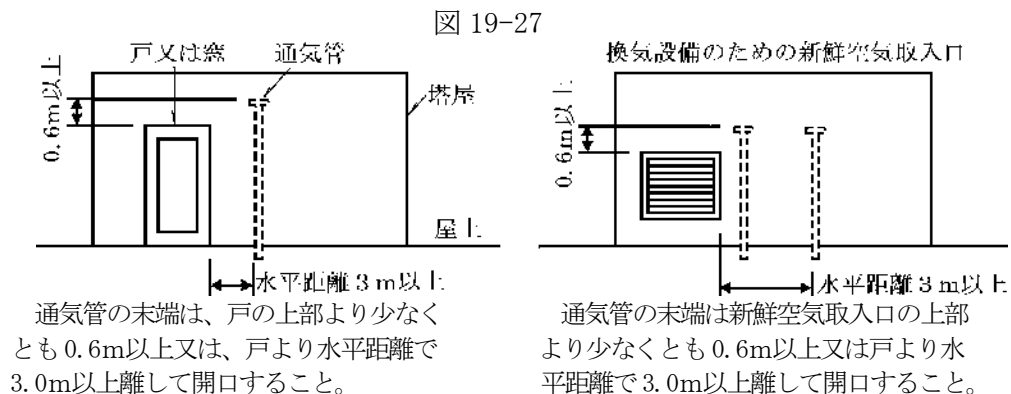
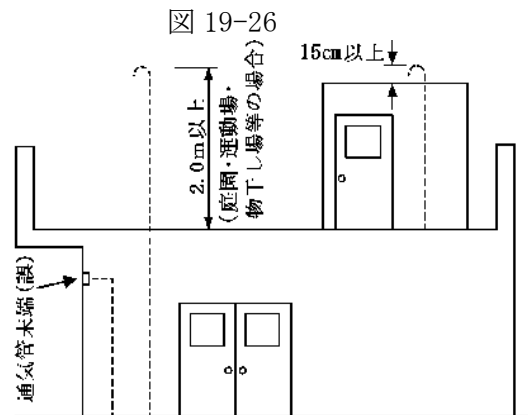
(b) 通気立管へ接続する方法

4) 通気の一般的留意事項

通気管について各方式共通の留意事項は、次のとおりである。

- ・ 各個通気方式及びループ通気方式には、必ず通気立管を設ける。
- ・ 排水立管は、上部を延長して伸頂通気管として大気中に開口1する。

- ・ 伸頂通気管及び通気立管は、その頂部で通気主管に接続し 1 箇所で大気中に開口してもよい。ただし間接排水系統の通気管は、他の排水系統の通気系統に接続せず単独に、かつ衛生的に大気中に開口する。これらの排水系統が 2 系統以上ある場合も同様にする。
- ・ 屋根を貫通する通気管は、図 19-26 のとおり屋根から 15 cm 以上立ち上げて大気中に開口する。
- ・ 屋根を庭園、運動場、物干し場等を使用する場合は図 19-26 のとおり貫通する通気管は屋上から 2.0m 以上立ち上げて大気中に開口する。また、通気管の末端は、図 19-26 のとおり建物の張出し部の下方に開口しない。
- ・ 通気管の末端が建物出入口、窓、換気口等の付近にある場合は、図 19-27 のとおりこれらの換気用開口部の上端から 0.6m 以上立ち上げて大気中に開口する。これができない場合は、換気用開口部から水平に 3m 以上離す。



※(注) この距離は最小限度を示すものであって、通気管の末端が高速度の換気設備の空気取入口の近くにある場合は、垂直及び水平距離とも上記の数値以上でなければならない。

5) 通気管の管径

(1) 管径決定の基本的事項

- ・ 最小管径は、30mm とする。ただし、排水槽に設ける通気管の管径は、50mm 以

上とする。

- ・ ループ通気管の場合は次のとおりとする。

(ア) ループ通気管の管径は、排水横枝管と通気立管とのうち、いずれかの小さい方の管径の $1/2$ より小さくしない。

(イ) 排水横枝管の逃し通気管の管径は、接続する排水横枝管の管径の $1/2$ より小さくしない。

- ・ 伸頂通気管の管径は、排水立管の管径より小さくしない。
- ・ 各個通気管の管径は、接続する排水管の管径の $1/2$ より小さくしない。
- ・ 排水立管のオフセットの逃し通気管の管径は、通気立管と排水立管とのうち、いずれか小さい方の管径以上とする。
- ・ 結合通気管の管径は、通気立管と排水立管とのうち、いずれか小さい方の管径以上とする。

(2) 口径の決定

通気管の管径決定方法には排水管と同じく、定常流量法と器具負荷単位による方法がある。これらの方法によって管径を求め、上記の基本則を満足していることを確認して管径を定める。

＜参考＞ 器具排水負荷単位による口径の決定

器具排水負荷単位法は、通気管の長ささとそれに接続している器具の器具排水負荷単位の合計から求める。

通気立管・通気ヘッダーの管径と長さ

汚水又は 雑排水管 の管径 mm	排水負 荷単位 数 f. u. D	通 気 管 の 管 径 mm								
		30	40	50	65	75	100	125	150	200
		許 容 最 大 配 管 長 m								
30	2	9								
40	8	15	45							
	10	9	30							
50	12	9	22.5	60						
	20	7.8	15	45						
65	42		9	30	90					
75	10		9	30	60	180				
	30			18	60	150				
	60			15	24	120				
100	100			10.5	30	78	300			
	200			9	27	75	270			
	500			6	21	54	210			
125	200				10.5	24	105	300		
	500				9	21	90	270		
	1100				6	15	60	210		
150	350				7.5	15	60	120	390	
	620				4.5	9	37.5	90	330	
	960					7.2	30	75	300	
	1900					6	21	60	210	
200	600						15	46	150	390
	1400						12	30	120	360
	2200						9	24	105	330
	3600						7.5	18	75	240
250	1000							22.5	37.5	300
	2500							15	30	150
	3800							9	24	105
	5600							7.5	18	75

回路及び環状通気の管径表

汚水又は雑排水の管径 mm	最大器具排水 負荷単位 数 f. u. D	回路及び環状通気の管径 mm					
		40	50	65	75	100	125
		横 管 の 最 大 長 さ m					
40	10	6					
50	12	4.5	12				
	20	3	9				
75	10		6	12	30		
	30			12	30		
	60			4.8	24		
100	100		2.1	6	15.6	60	
	200		1.8	5.4	15	54	
	500			4.2	10.8	42	
125	200				4.8	21	60
	1100				3	12	42

13. 間接排水

飲料水・食物・食器などを使用又は取り扱う機器・装置からの排水は、一般の排水管に直結して排出すると、排水管に詰まりなどが発生した場合、排水が機器内に侵入し、機器内の飲料水・食物・食器などを汚染し、衛生上非常に危険な状態となる。このため、食物・食器などを取り扱う機器からの排水、及び飲料水を使用又は取り扱う機器からの排水は、排水管を直結して排水することをせず、間接排水、すなわち、排水管を一度大気中で縁を切り、所定の排水口空間又は排水口開放を設けて適切な間接排水用の水受け容器などへ開口させて排水する必要がある。

従って、間接排水の目的は、汚水の逆流防止である。

なお、一般家庭用の台所流しは、個人用で常時使用されており、排水管に詰りなどの異常が起こった場合に、容易に発見ができるため、直接排水としても汚染の防止ができるので、間接排水としなくてもよい。

間接排水とする機器・装置の配管末端の開口方法は、表19－24による。ただし同等の以上の効果がある場合は、この限りでない。

表19-24 間接排水とする機器・装置及び配管末端の開口方法

区分	機器・装置	配管末端の開口方法		区分	機器・装置	配管末端の開口方法	
		A	B			A	B
サービス用機器	飲料用機器	・水飲み器 ・飲料用冷水器 ・給茶器 ・浄水器	○ ○ ○ ○	配管装置の排水	(1)	・貯水槽のオーバーフロー及び排水 ・膨張水槽のオーバーフロー及び排水	○ ○
	冷蔵機器	・冷蔵庫 ・冷凍庫 ・その他食品冷蔵・冷凍機器	○ ○ ○		(2)	・上水用のポンプの排水 ・給湯用ポンプの排水 ・飲料用冷却水ポンプの排水	 ○ ○
	厨房機器	・皮むき機 ・洗米器 ・洗水器 ・食器洗浄機 ・食器洗い乾燥機 ・消毒器 ・カウンタ流し ・調理用流し ・その他水を使用する機器	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		(3)	・露受け皿の排水	 ○
					(4)	・上水系統の水抜き ・給湯用系統の水抜き ・飲料用冷却水系統の水抜き	○ ○ ○
					(5)	・消火栓系統の水抜き ・スプリンクラ系統の水抜き	 ○ ○
					(6)	・上水・給湯用逃がし弁の排水	○
					(7)	・水ジャケットの排水	 ○
					(8)	・太陽熱給湯装置のオーバーフロー排水及び空気抜き弁の排水	○
					洗濯機器	・洗濯機 ・脱水機 ・洗濯機パン	 ○ ○
	(10)	・空調機と機器の排水	 ○				
(11)	・上水用水処理装置の排水	○					
医療・研究用機器	・蒸留水装置 ・滅菌水装置 ・滅菌器 ・滅菌装置 ・消毒器 ・洗浄器 ・洗浄装置 ・水治療用機器	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
バブルプール設備	・プール自体の排水 ・オーバーフロー排水 ・周縁歩道の床排水 ・ろ過装置逆洗水	○ ○ ○ ○	温水系統などの排水		・貯湯槽からの排水 ・電気温水器からの排水 ・ボイラからの排水 ・熱交換器からの排水 ・蒸気管のドリップ排水	○ ○ ○ ○ ○	
浴場設備	・浴槽自体の排水 ・オーバーフロー排水 ・ろ過装置逆洗水	○ ○ ○					
水景設備	・噴水池自体の排水 ・オーバーフロー排水 ・ろ過装置逆洗水	 ○ ○					

・この表は、間接排水とすべき機器・装置などの代表的なものを示している。したがって、この表にないものでも、汚染を防止する必要があるものは、間接排水とする。
・A：排水口空間とする。B：排水口空間又は排水口開放とする。

1) 配管方法

- ・配管長が1,500mを超える間接配管には、その装置に近接してトラップを設ける。
- ・容易に掃除及び洗浄ができるように配管する。
- ・機器・装置の種類又は排水の水質を同じくするものごとに、系統を分けることが望ましい。

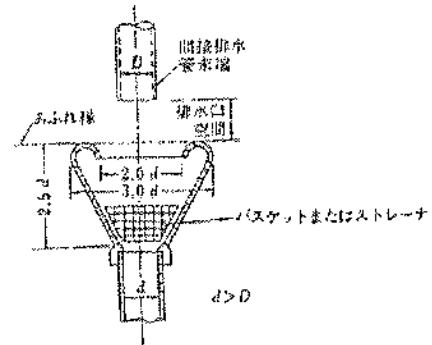
2) 排水口空間

間接排水とする機器、装置の排水管（間接排水管）は、原則としてその機器・装置ごとに、一般の排水系統に接続した水受け容器のあふれ縁より上方に排水口空間をとって開口する。排水口空間は、表 19-25 とする。

表 19-25 排水口空間

間接配水管の管径 (mm)	排水口空間 (mm)
25 以下	最小 50
30～50	最小 100
65 以下	最小 150

※(注)飲料用貯水タンク等の間接排水管の排水口空間は、表に関わらず最小 150 mm とする。



3) 水受け容器

水受け容器は、トラップを備え、排水が跳ねたりあふれたりしないような形状、容量及び排水口径をもつものとする。手洗い、洗面、料理等の目的に使用される器具は間接排水管の水受け容器と兼ねてはならない。

便所、洗面所及び換気のない場所等は、常に、容易に排水状況が確認できる場所に設置する。

第20条 （除害施設）

条例第6条の2及び第6条の3の規定による除害施設は、公共下水道に対して、悪質下水による障害を除去するために必要な構造を有する施設としなければならない。

[解説]

1. 下水道と除害施設

下水道で受け入れる汚水、特に事業場排水が、下水道に流れ込んだ場合、施設を損傷させたり、又は施設の機能を妨げたり、あるいは、終末処理場で処理できない物質を含む場合には、放流水の水質を悪化させ排水基準を守ることができなくなることがある。したがって、下水道の機能を保全するためには、これらの物質を下水道に受け入れる前に一定の基準以下に取り除いておく必要がある。そのための基準が法及び条例で定められており、この排水中の障害となる物質を一定基準以下に取り除く施設が「除害施設」である。

2. 下水道へ排出する水の水質基準

下水道施設の機能を保全し、終末処理場からの放流水を排水基準に適合させるためには、事業場等の排水の下水道への受け入れを制限する必要がある。この方策としては特定施設（人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や廃液を排出する施設として、水質汚濁防止法施行令別表第1及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2で定められた施設）を設置する特定事業場と特定施設を設置しない非特定事業場に分けて規制が行われている。

非特定事業場から排除される排水には、条例により水質基準を定めており、基準に適合しない場合は、除害施設を設けなければならない。

また、下水道の施設を保護するために施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのある排水については、条例により除害施設を設けなければならない。

3. 届出の義務

新たに特定施設を設置し又は構造変更しようとする特定事業場は、発生する排水の水質及び量を予測し、問題のないものであるか否かを確かめなければならない。

これは当然事業者の責務であるとともに、管理者へ事前（工事着手60日前）に届出を行い、審査を受けた後でなければ設置又は構造変更の工事などに着手してはならない。

構造変更の中には排水経路、排水処理施設、使用原材料、水質、水量などの変更も含まれる。特定事業場以外の事業場であっても、排水の水質が一定の基準を超えるため除害施設を設置する必要がある場合には、上記同様、事前の届出が必要である。

なお特定施設又は除害施設がすでに設置されていて、下水道への切り替えを行う事業場、及び一日の全下水量が50m³以上の事業場については、公共下水道の使用開始後30日以内の届出が必要である。

下水道への排除基準

			直罰に係る排除基準(特定事業場)		除害施設設置基準 (全ての事業場)	
			50m ³ /日以上	50m ³ /日未満		
環境項目	温度	温度	—	—	45度未満 (40度未満)	
		水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	—	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	
		生物化学的酸素要求量(BOD)	600 未満 (300 未満)	—	600 未満 (300 未満)	
		浮遊物質(SS)	600 未満 (300 未満)	—	600 未満 (300 未満)	
		よう素消費量	—	—	220 未満	
		ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類	5 以下	—	5 以下
			動植物油類	30 以下	—	30 以下
		窒素含有量	240 未満 (150 未満)	—	240 未満 (150 未満)	
		りん含有量	32 未満 (20 未満)	—	32 未満 (20 未満)	
		等	フェノール類	フェノール類	5 以下	—
銅及びその化合物	3 以下			—	3 以下	
亜鉛及びその化合物	2 以下			—	2 以下	
鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下			—	10 以下	
マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下			—	10 以下	
クロム及びその化合物	2 以下			—	2 以下	
カドミウム及びその化合物	カドミウム及びその化合物			0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
	シアン化合物			1 以下	1 以下	1 以下
	有機りん化合物			1 以下	1 以下	1 以下
	鉛及びその化合物			0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
政令で定める有害物質	アルキル水銀化合物	六価クロム化合物	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	
		ヒ素及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
		水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下	
		アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
		ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下	
		トリクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
		テトラクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
		ジクロロメタン	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	
		四塩化炭素	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	
		1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下	
基準	1,1-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1 以下	1 以下	1 以下	
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	3 以下	3 以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	
		1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	
		チウラム	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	
		シマジン	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	
		チオベンカルブ	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	
		ベンゼン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
		セレン及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
基準	ほう素及びその化合物	ほう素及びその化合物	10 以下	10 以下	10 以下	
		ふっ素及びその化合物	8 以下	8 以下	8 以下	
		アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380 未満 (125 未満)	380 未満 (125 未満)	380 未満 (125 未満)	
		1,4-ジオキサン	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	
		ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L以下	10 pg-TEQ/L以下	10 pg-TEQ/L以下	

備考1 条例で定める基準は岐阜市下水道条例第6条、政令で定める基準は下水道法施行令第9条第1項によるものです。

2 単位は温度、pH、ダイオキシン類を除きすべてmg/Lです。

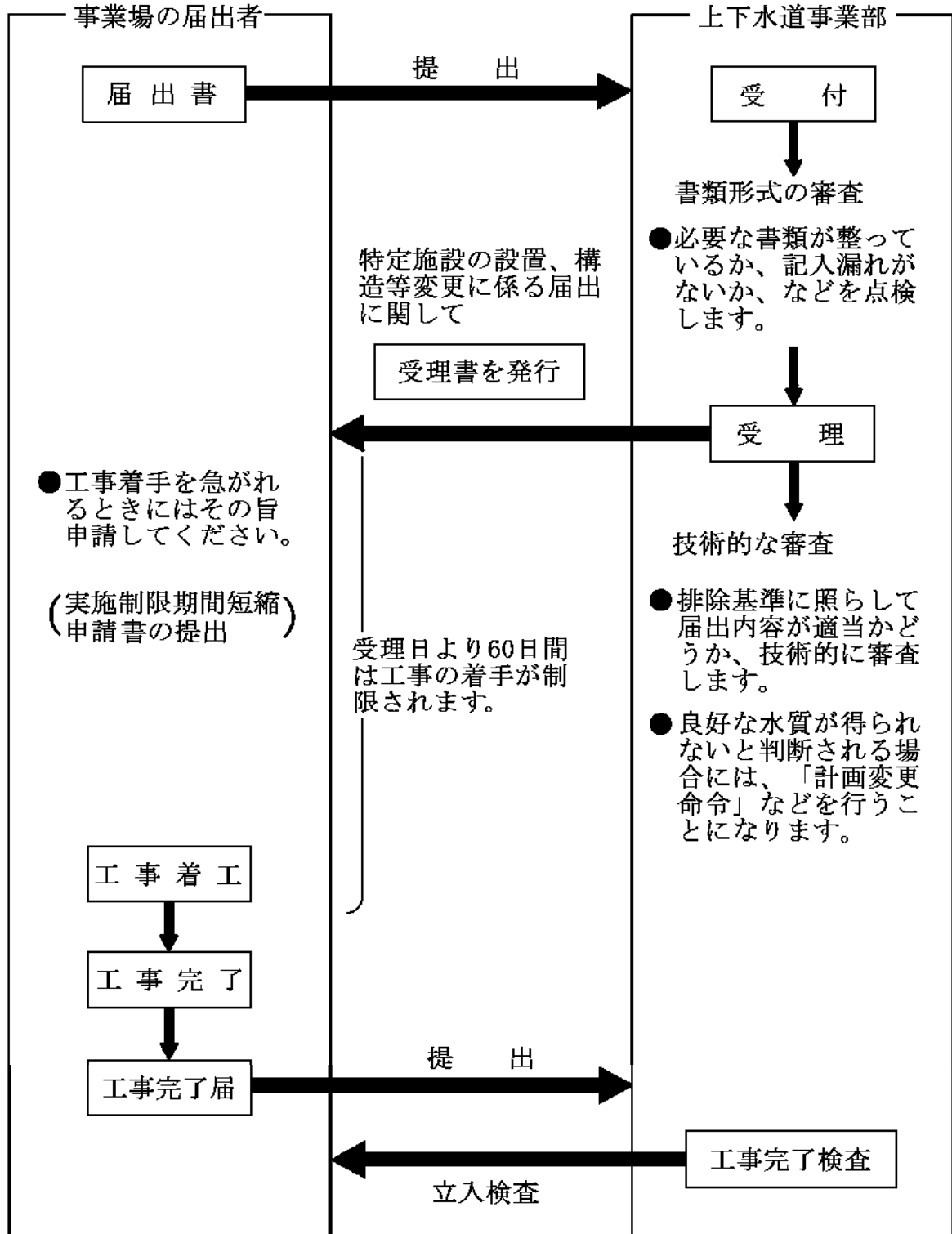
3 温度、アンモニア性窒素等、pH、BOD、SS、窒素、りんに係る()内の数値は、事業場等の排水量が1000m³/日以上の製造業又はガス供給業に適用となります。

4 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量は条例で定める基準です。

5 業種によっては暫定基準が適用される場合があります。詳しくは水質管理課までお問い合わせください。

審査を受ける必要のある「特定施設設置届出書」「特定施設の構造等変更届出書」「除害施設の設置（変更）届出書」についての届出から検査までの全手順は以下のとおりとする。

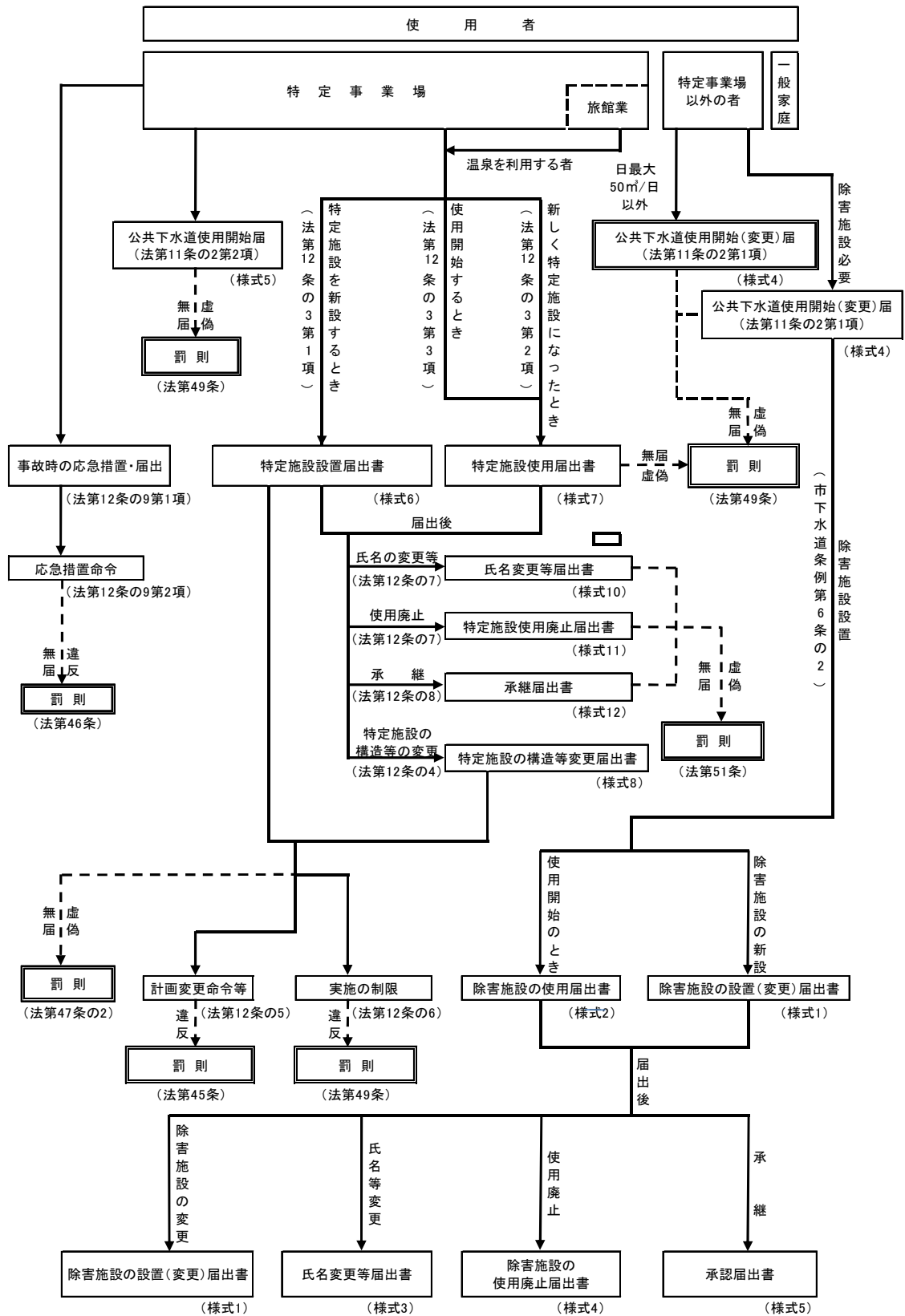
届出から工事完了までの手順



各種届出様式（下水道排水水質規制関係）

根拠法令	届出を要する場合	届出の種類	根拠条文	届出期日
下水道法	・日最大下水量が 50m ³ 以上の場合 ・除害施設の必要な場合 ・届出内容を変更する場合	公共下水道使用開始（変更）届出書（様式 4）	第 11 条の 2 第 1 項	使用開始の前
	・特定施設の設置者が下水道を使用する場合	公共下水道使用開始届出書（様式 5）	第 11 条の 2 第 2 項	使用開始の前
	・特定施設を新しく設置する場合	特定施設設置届出書（様式 6） 記入例（様式 6）	第 12 条の 3 第 1 項	着工の 60 日前
	・使用している施設が、新たに特定施設に指定された場合	特定施設使用届出書（様式 7）	第 12 条の 3 第 2 項	特定施設となった日から 30 日以内
	・特定施設を設置している事業場が、新たに下水道を使用する場合		第 12 条の 3 第 3 項	
	・特定施設に関する届出事項を変更する場合	特定施設の構造等変更届出書（様式 8）	第 12 条の 4	着工の 60 日前
	・事業場の名称、代表者及び所在地名の変更があった場合	氏名変更等届出書（様式 10）	第 12 条の 7	変更があったときから 30 日以内
	・特定施設の使用を廃止した場合	特定施設使用廃止届出書（様式 11）		廃止した日から 30 日以内
岐阜市下水道条例施行規程	・事業場を譲り受けるなど、届出者の地位を承継した場合	承継届出書（様式 12）	第 12 条の 8	承継があった日から 30 日以内
	・除害施設を新しく設置する場合 ・届出事項を変更する場合	除害施設の設置（変更）届出書（様式 1）	第 4 条	着工の 60 日前
	・除害施設を設置している事業場が、新たに下水道を使用する場合	除害施設の使用届出書（様式 2）		使用することとなった日から 30 日以内
	・事業場の名称、代表者及び所在地名の変更があった場合	氏名変更届等届出書（様式 3）		変更があった日から 30 日以内
	・除外施設の使用を廃止した場合	除外施設の使用廃止届出書（様式 4）		廃止した日から 30 日以内
	・事業場を譲り受けるなど、届出者の地位を承継した場合	承継届出書（式 5）		承継のあった日から 30 日以内

下水道法に基づく届出と罰則



第21条 （雨水排水）

- 1 屋根、バルコニー、中庭、構内等の雨水は、適切な方法で円滑に排水する。
- 2 雨水を排除する排水設備は、暗渠又は開渠とする。
ただし、多孔管その他雨水を浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 3 排水管の内径もしくは排水渠幅、勾配、ますの大きさ、構造及び設置の箇所等は、いずれも雨水の放流に支障がなく維持管理に容易なものでなければならない。

[解説]

施工基準第5条[解説] 参照

※(条例第9条第1号)

単独に雨水を排除する排水設備の工事を施行する場合、第9条第1号後段の規定に該当するときは、この条例の各条の規定の適用を受けないものとする。(条例第35条)

1. 雨水の定義

「雨水」とは単なる雨水の集まりのみならず、雪どけ水、湧水等いわゆる自然水という。

2. 設計の範囲

雨水を排除する排水設備にあつては、雨水流入口より道路側溝又は水路その他の雨水を排除する排水施設に接続するまでとする。

1) 雨水量

- ・ 雨水排水管の設計に用いる最大雨水量は、その地域の降水量から定めるものとする。
- ・ 雨水量を算定するときは、屋根面積は水平に投影した面積とし、建物の壁面に吹き付ける雨水でその下部の屋根などに流入する場合は、外壁面の1/2の面積を下部の屋根の面積に加える。

2) 雨水管の口径

- ・ 雨水立管の口径は、表21-1にしたがって決定する。

表21-1 雨水立管の口径

雨水立管の 口 径	降 雨 量 mm/時					
	50	75	100	125	150	175
近似 mm	許容最大投影屋根面積 m ²					
50	134	89	67	54	45	38
65	270	180	135	108	90	77
75	394	263	197	158	131	113
100	850	567	425	340	283	243
125		1,027	770	616	513	440
150			1,250	1,000	833	714
200			2,700	2,160	1,800	1,543

- ・ 雨水横管の口径は、表21-2にしたがって決定する。

表21-2 雨水横管の口径

雨水横管 の口径	1/100勾配、降雨量 mm/時					1/50勾配、降雨量 mm/時				
	50	75	100	125	150	50	75	100	125	150
近似 mm	許 容 最 大 投 影 屋 根 面 積 m ²									
65						194	129	97	78	65
75	200	133	100	80	67	282	188	141	113	94
100	432	288	216	173	144	612	408	306	245	204
125	784	523	392	314	261	1,108	739	554	443	369
150	1,274	849	637	510	425	1,808	1,205	904	723	603
200	2,760	1,840	1,380	1,104	920					
250	4,980	3,320	2,490	1,992	1,660					

3. 雨水排水の工事

雨水を排除する工事は、汚水を排除する工事と同時又は、それ以前に竣工しなければならない。

ただし、雨水を排除する工事は申込者において施工することができる。

雨水ますは、管がますの側壁よります内部に突き出さないよう固着し、底部は15cm以上の深さをもつ泥だめを設け、雨水と一緒に流入した砂れきを沈殿させる。

雨水の流入が容易なように格子蓋等を設け、雨水ますの天端が地表面より低目になるよう築造する。

その他施工については、第4章、排水設備工事の施工に準ずる。

4. 雨水貯留浸透施設

雨水貯留浸透施設とは、雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川等への雨水流出量を抑制するものである。

雨水貯留浸透施設には、雨水貯留施設と雨水浸透施設に区分され、雨水貯留施設は、雨水を公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプ及び建物の地下に貯留するタイプがある。

また、雨水浸透施設には、浸透ます、浸透トレンチ及び透水性舗装があり、申請敷地内の雨水の放流先について、県道の側溝にしか接していない敷地の場合、側溝に放流することが認められていないため、浸透ますを設置し適切な雨水処理を施したりしなければならない。

第22条 （雨水放流の許可）

汚水と雨水を分離して排除することができない場合、必要最小限の雨水を、汚水を排除すべき排水設備によって、排水管にて放流することができる。

[解説]

排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除するものとする。ただし、管理者においてやむを得ないと認めたものに限り雨水を、汚水を排除すべき排水設備によって、汚水管に放流することを許可することができる。（条例第8条第1項）

条例第8条第1項ただし書の規定により、雨水を排水管に放流しようとするときには、雨水放流許可申請書（様式第8号）に雨水放流面積図（様式第9号）を添えて管理者に提出し、その許可を受けなければならない。（条例施行規程第6条第1項）

事業場からの汚水と雨水を分離して排除することができない場合には、必要最小限の雨水を雨水放流面積図により算出して、雨水放流許可申請のもと管理者より許可を受けなければならない。なお、雨水を公共下水道へ放流する場合、放流面積1平方メートルにつき、下水料金が加算される。

第 4 章 排水設備工事の施工

第23条 (基本事項)

- 1 指定工事店は、排水設備工事を施工するにあたっては、管理者から工事の承認を受けた後でなければ工事に着手してはならない。
- 2 工事の施工は、設計書、本基準及び所定の工事仕様書に準拠して行わなければならない。

[解説]

施工基準第 8 条[解説] 参照

※(条例第 12 条第 1 項)

※(条例第 13 条第 1 項)

※(条例第 13 条第 2 項)

指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規定その他管理者が定めるところに従い、誠実に工事を施工しなければならない。(指定工事店規程第 12 条第 1 項)

施工基準第 17 条[解説] 参照

※(指定工事店規程第 11 条第 6 項)

施工基準第 17 条[解説] 参照

※(指定工事店規程第 12 条第 2 項第 5 号)

1. 変更協議

承認済みの工事内容を変更する必要があるときは、事前に協議し承認を受けなければならない。

2. 注意事項

排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）は、設計及び施工に当たらなければならないため、工事従事者等に工事及び設計書内容をよく説明し、適正に施工されるよう以下の内容について指導すること。

- ・ 使用する材料及び排水口の確認を行い、適正に施工されるよう指導すること。
- ・ 責任技術者等の現場代理人は、工事現場に常駐するようにすること。
- ・ 公道等の工事においては、関係官公署の許可及び利害関係者の承諾書等を確認すること。
- ・ 公衆災害防止のため、関係法令及び許可条件に基づき保安設備等を設置すること。
- ・ 公害防止のため、騒音、振動等で近隣住民等に迷惑をかけないように配慮し、工事後も周辺整理に努めること。
- ・ 地下埋設物については、必要に応じて各事業体に立会いを求め、掘削部分の埋設物等の埋設状況の調査把握し施工すること。
- ・ 施工途中で重大なる変更の必要がある場合は、直ちにその旨を管理者に報告し

指示を受けること。

- ・万一事故等が発生したときには、指定工事店の責任において迅速かつ適切な処置を行うとともに、速やかに管理者に報告すること。

第24条 （施 工）

- 1 排水設備の施工は、設計図書に従って正確、かつ良心的に行わなければならない。**
- 2 設計もれや設計内容に変更が生じた場合には、設計変更をしなければならない。**
- 3 施工責任者は、設計図書及び現場の状況を十分把握していなければならない。**

[解説]

1. 公道内の工事

道路等の掘削を伴う工事は、その許可条件及び関係法令等を遵守して適正に施工し、かつ事故防止に努めなければならない。

なお、事前に必要書類を添え管理者に届出し了承を得ること。

届出は、申請書及び工事設計書、掘削許可証（写）、道路使用許可（写）、道路通行制限許可（写）その他必要書類を添え、申請窓口にて施工日等を予約する。

1) 掘削

- ・ 掘削に先立ち、構造物及び地下埋設物を調査し、下水道台帳等で深さや管種、管径、枝管位置を再確認して、構造物等の損傷又は舗装復旧面積を拡大しないよう注意しなければならない。
- ・ 舗装面の撤去にあたっては、他の部分に影響を及ぼさないようカッターで縁切りを行うこと。
- ・ 深さが 1.5m 以上の場合は必ず土留工を設けること。なお、掘削面の深さが 2m 以上の場合は、『地山の掘削及び土止め支保工作業主任者』を配置すること。
- ・ 土質によっては、適切に土留工を設けて掘削し、湧水のある場所ではその排水先にも十分注意すること。
- ・ えぐり掘り（すかし掘り）は行ってはならない。
- ・ 掘削下面は、不陸のないように仕上げる。
- ・ 掘削により露出した地下埋設物等は砂で保護する。
- ・ 掘削中、地下埋設物を確認した場合は、すみやかに関係管理者に連絡し、その指示に従うようにする。
- ・ 掘削土砂は、できるだけ掘削箇所から離して置き、埋戻し材料等の混入をさけ、作業等に支障のないようにする。
- ・ 道路の掘削は、当日中に仮復旧が完了できる範囲とする。
- ・ 道路を横断して掘削する場合は、原則、片側の工事を完了し、その部分に交通を妨げない措置を講じた後、次の部分を掘削すること。

- ・ 夜間に掘削をするときは、保安灯をつけ、柵を設ける等危険防止のための万全の措置を講ずるものとする。

2) 埋戻しと残土処理

- ・ 道路の埋戻しは、管底は 5cm、管頂 10cm までは砂（再生砂）又は改良土（20～0 mm）とし、路床部は、碎石（再生碎石）、改良土（40～0）又は山土等の埋戻し材をもって行う。なお、宅内の道路取付管及び取付ます（公設汚水ます）周辺についても同様な埋戻しとすること。
- ・ 砂は必要に応じて水締めとする。埋戻しは 1 層の厚さが 20cm とし、各層ごとに敷きならし、ランマー及びその他の転圧機で十分転圧し、締固める。
- ・ 側溝等の下部の埋戻しは、間隙が残らないよう十分つき固めること。
- ・ 残土、埋戻し材等は、当日中に速やかに搬出すること。

3) 舗装仮復旧

- ・ 舗装路盤を十分転圧し、道路管理者が指示する材料及び仮舗装厚にて均一に敷きならし、在来路面と同じ高さに転圧し仕上げること。
- ・ 舗装仮復旧後は、舗装本復旧施工までは常に仮復旧箇所を巡回し、路面沈下、その他不良箇所が生じたときは、ただちに復旧しなければならない。

占用工事路面仮復旧舗装（市道）の例

舗装形態	L 交通（簡易） （加熱混合式舗装）	浸透式マカダム舗装（現況）	B 交通（加熱混合式舗装）	C 交通（加熱混合式舗装）
舗装材	アスファルト合材	アスファルト合材	加熱合材	加熱合材
舗装厚	5cm	4cm	5cm	5cm

舗装形態	L・A 交通（加熱混合式舗装）	歩道（加熱混合式舗装）	歩道（コンクリートブロック舗装）	セメントコンクリート舗装（現況）
舗装材	アスファルト合材	アスファルト合材	アスファルト合材	加熱合材
舗装厚	5cm	3cm	3cm	5cm

占用工事路面仮復旧舗装（県道）の例

舗装形態	L 交通又は A 交通（アスファルト・コンクリート舗装）	B・C 交通又は D 交通（アスファルト・コンクリート舗装）	特殊改良第 4 種舗装	歩道舗装
舗装材	アスファルト合材	アスファルト合材	アスファルト合材	アスファルト合材
舗装厚	5cm	5cm	5cm	3cm

4) 舗装本復旧

道路舗装本復旧工事は、各道路管理者の施工基準及び岐阜市上・下水道工事共通仕様書、岐阜県標準仕様書によるほか、日本道路協会の「アスファルト舗装要綱」等に準拠して施工すること。

2. 公共下水道への取付け

1) 道路取付管接続の基本事項

汚水を排除する排水設備を公共下水道に接続しようとするときは、次の基準によらなければならない。

- ・ 布設方向は、公共下水道管に対して直角に布設する。ただし、道路の構造、他の埋設管の占用位置により、直角に布設することができない場合は、道路管理者との協議により 30 度の範囲内で角度を変更することができる。

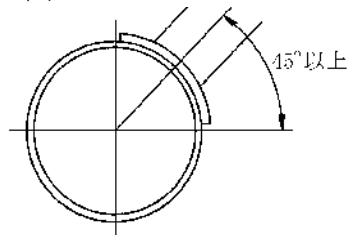
(岐阜市道路占用許可基準第 2 条)

- ・ 道路取付管は、公共下水道管と同口径以下の口径で、硬質塩化ビニル管とし内径 125mm・150mm・200mm とする。(下水道事業課及び維持管理課と要協議)
- ・ 排水設備の公共下水道への取付は、同一敷地内で、同じ目的に使用するものについては、原則として 1 箇所とする。(柳津区域は下水道事業課と要協議)
- ・ 道路取付管工事施工後、下流側にあるマンホール中心から上流側にあるマンホールに向かって、道路取付管までの距離を測定し工事設計書の図面に記入する。
- ・ 取付管接続後は、水を流し下水道本管に接続されていることを確認する。
- ・ 道路取付管は、下水道本管のサイフォン構造部に接続することができない。

2) 支管による接続

- ・ 公共下水道取付位置は、図 24-1 のとおり公共下水道管の中心より上方 45° 以上に穿孔し、支管を取付ける。道路取付管の管底が公共下水道の中心より下になると、流れに抵抗を生じ、所定の流量を流すことができなくなり、また常時道路取付管内に本管より背水を受け、この部分に汚泥が沈殿して道路取付管を閉鎖させるおそれがある。

図 24-1



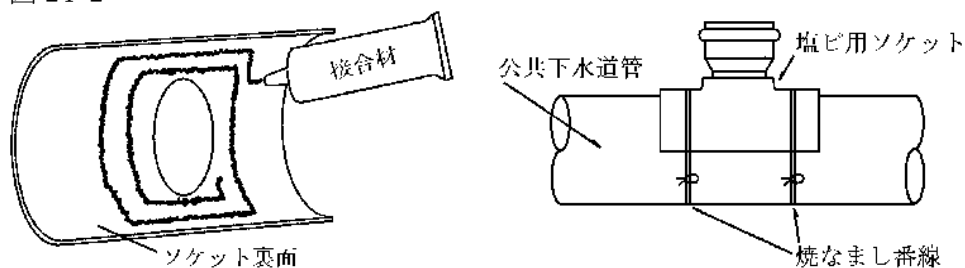
- ・ 公共下水道管の穿孔は、本管種別に応じて専用の穿孔機（ホルソー等）を使用し、本管にひび割れ等が生じることのないよう丁寧に行う。
- ・ 硬質塩化ビニル管への取付けは、図 24-2 のとおりとする。
 - (ア) 支管を当てがい、せん孔位置をマジック等で記入する。
 - (イ) せん孔部中心に穴をあける。
 - (ウ) ガイド棒をせん孔部に挿入し、ホルソーの刃を管から離し回転させながら取っ手を十分につかみせん孔する。
 - (エ) 切り口は糸面取りを行い、管内の切削粉を除去する。
 - (オ) 支管を仮合わせして、マジック等で接続範囲を記入する。
 - (カ) ウェス等で塗布面を清掃する。
 - (キ) 接着剤を支管に均一に塗布する。なお、本管側には塗布する必要はない。接着剤塗布後、素早くせん孔穴にそわせて取付け、できるだけ支管分岐近くを焼なまし番線で締め付け、圧着させる。

表 24-1 支管取付け接着剤使用量

本管呼び径 \ 取付管呼び径	100～200
	80g／箇所
200～500	80g／箇所

- (ク) 締め付け後、管内外にはみ出した接着剤は必ず拭き取る。
- (ケ) 既設管などで、スキマがある場合は当て木をして、締め付け圧着する。
- (コ) せん孔の芯間距離は、他の取付け位置及び本管の継手位置より 70 cm以上あけること。

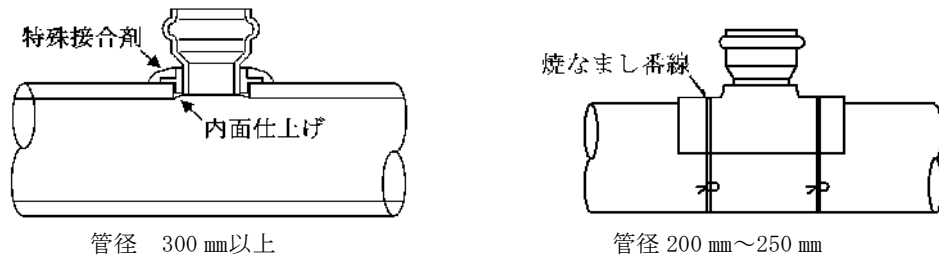
図 24-2



- ・ 鉄筋コンクリート管・陶管への取付けは、図 24-3 のとおりとする。
 - (ア) 管内のせん孔屑は除去し、接合部の油、劣化層、泥などはワイヤーブラシで清掃する。
 - (イ) 接合剤の主剤と硬化剤を等量ずつ取出し、手練りし特殊接合剤を作る。手に水をつけ、硬化剤でつつみ込むよう練る。
 - (ウ) 支管のクラ裏面に特殊接合剤を盛り付ける。せん孔部に圧着接続し、更に、支管の周辺内面の仕上げを行う。

- (エ) 管径が 200 mm～250 mm の場合、支管分岐近くを焼きなまし番線で締めつけ、圧着する。

図 24-3



3) 公共下水道マンホールとの接続

- マンホールへの接続をする場合は、原則、図 24-4 のように可とう継手を用いる。なお、マンホールの構造、接続の可否等については事前に下水道事業課にて確認すること。
- 砂付け短管を用いる場合、接続継手は R R タイプを用いる。接続継手 R R を、図 24-5 のように仮置き、マンホール内側は、取付角度に合わせ、斜めに切断する。
- マンホール内側から、すき間につめるようにしてモルタル接合してから、モルタル仕上げする。
- マンホールへの接続はできる限り避ける。やむを得ず接続する場合は、管頂接合若しくはそれよりも高い位置とし、図 24-6 のように取付け管用インバートを設ける。公共下水道管土被りが 1.4m を超える場合は中段落としとすることができる。

図 24-4

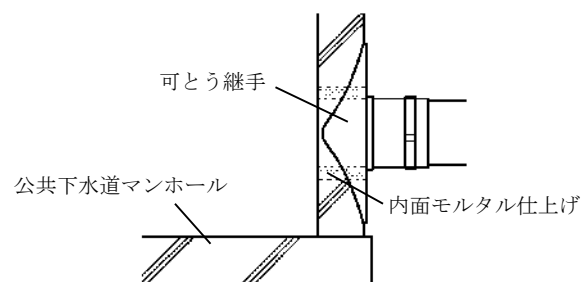


図 24-5

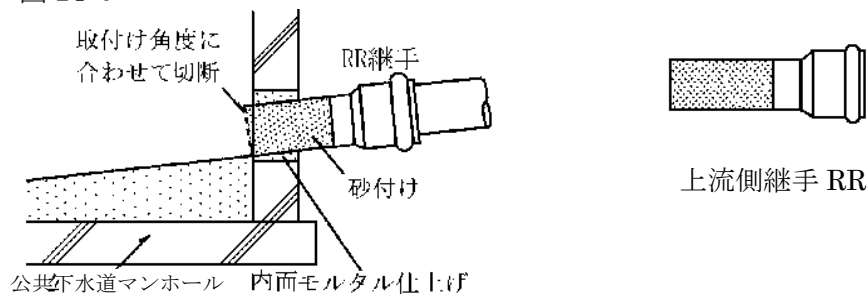
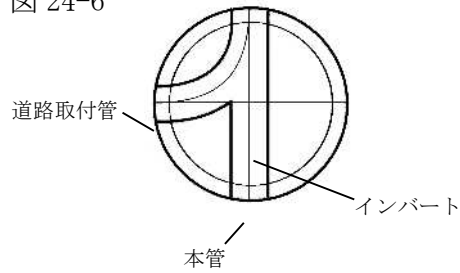


図 24-6

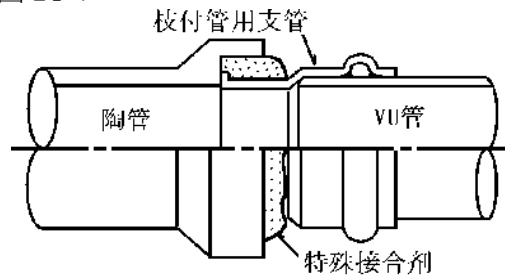


4) 取付管への接続

取付管に接続施工の場合は次の基準によって施工しなければならない。

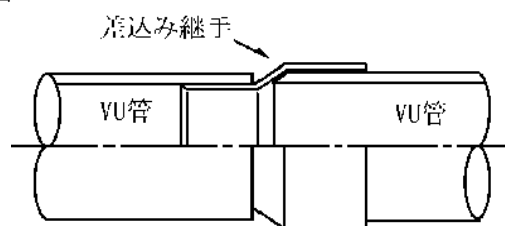
- ・ 取付管が陶管の場合は、接合面及び周辺を水洗いしてから図 24-7 のとおり枝付管用支管を差込み、道路取付管を布設し砂にて胴締後、取付管受口と枝付管用支管の間隙に特殊接合剤を充填し、硬化後に砂及び埋戻し材で埋戻しすること。

図 24-7



- ・ 取付管がビニル管の場合は、接合面及び周辺を水洗いしてから図 24-8 のとおり差込み継手を、接着剤で取付管内面及び差込み継手外面に塗り挿入すること。

図 24-8



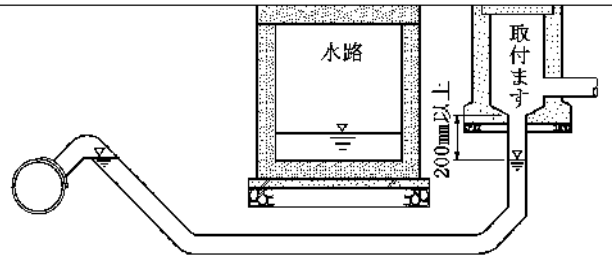
5) 道路取付管の特殊な施工法

公共下水道が水路敷等より浅い場合は、サイホン式配管により布設しなければならない。

(1) 支管及び取付管による接続

支管及び取付管による、サイホン式配管をする場合は、図 24-9 のような施工方法が望ましい。

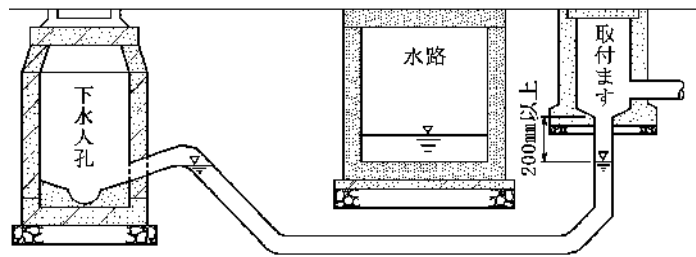
図 24-9



(2) マンホールへの接続

マンホールへの接続による、サイホン式配管をする場合は、図 24-10 のような施工方法が望ましい。

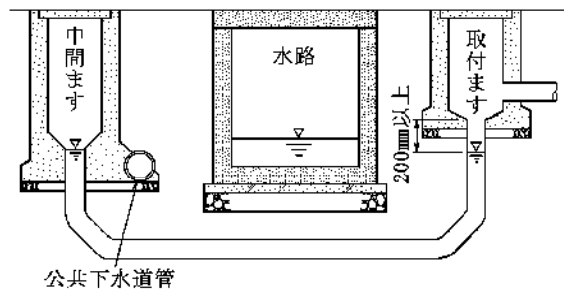
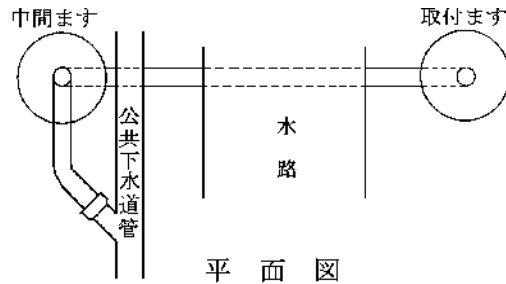
図 24-10



(3) バックサイホン

水路及び構造物等に下水道本管が近接していて、公共下水道に接続し難い場合に行う工法で図 24-11 のような施工方法が望ましい。

図 24-11



※原則、曲管部には 45° 以下の曲管を使用し、やむを得ない場合に限り 90° 大曲り L

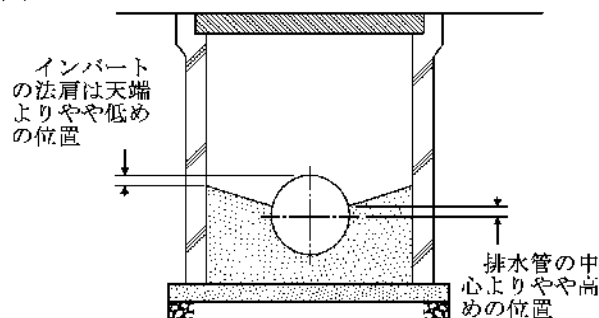
3) 据付工

- ・ 汚水ますは傾かないよう垂直に据付ける。
- ・ 重車両等の荷重がかかる場所に設置する汚水ますは、荷重に十分耐え得るよう施工する。
- ・ 汚水ますは、雨水の流入を避けるため地表面より低くならないように施工する。
- ・ 汚水ますの内部に水道管、ガス管などを通すことは危険であるのでこれらを巻き込んで築造してはならない。
- ・ 密閉ぶた等により臭気がもれないよう施工する。

4) 底部の築造

コンクリートますにおいては、図 24-13 のとおり、インバートは半円形とし、表面は滑らかに仕上げインバートの肩は汚物がたい積しないよう又、水切りをよくするために適切な勾配を設け、汚水ますの上流側管底と下流側管底との間には原則として 2cm 程度の落差を設ける。

図 24-13



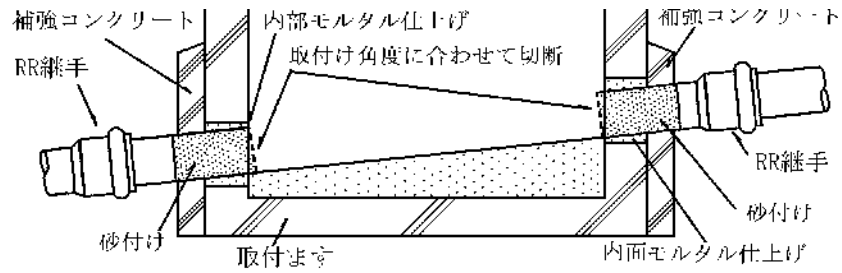
5. 汚水ますと排水管の接続

1) 取付ますとの接続

(1) コンクリート製取付ます

取付ますの内壁からおおむね 30cm の箇所に、管の伸縮を吸収することができるよう伸縮継手（R R 継手）を上下流に 1 箇所ずつ設置する。ただし、公共下水道の支管に R R 継手を使用されており、道路取付管の延長が 2.0m 以下の場合は、図 24-14 のとおり取付ます下流側の R R 継手を接着接合とすることができる。又、上下流とも継手には、図 24-14 のとおり砂付けされた短管を用い、取付ます外側から継手を仮置き、取付ます内面に突き出ることのないように管端を内壁面の角度に合わせて切断する。取付ます下流側においては布設されてきた道路取付管との勾配を十分に確認したのち連結し、取付ます外側から上下流とも、間隙につめるようにしてモルタル接合してから内側をモルタル仕上げする。

図 24-14



(2) 塩化ビニル製取付ます

下流側継手のみ図 24-15 のように RR 継手を用いる。ただし、道路取付管延長 2.0 m 以下の場合は、図 24-16 のとおり接着接合とすることができる。

図 24-15

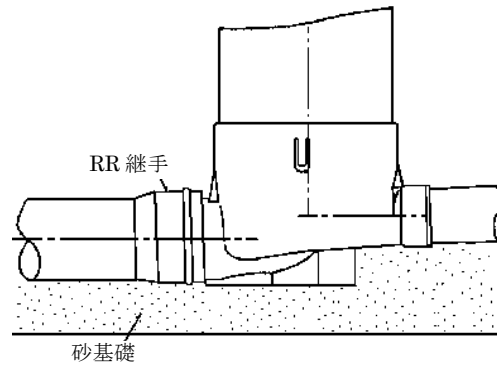
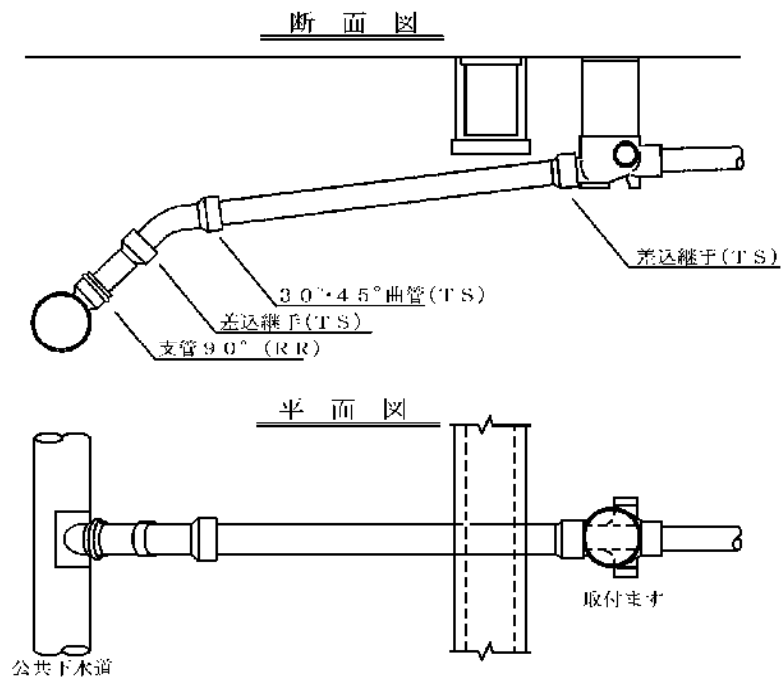
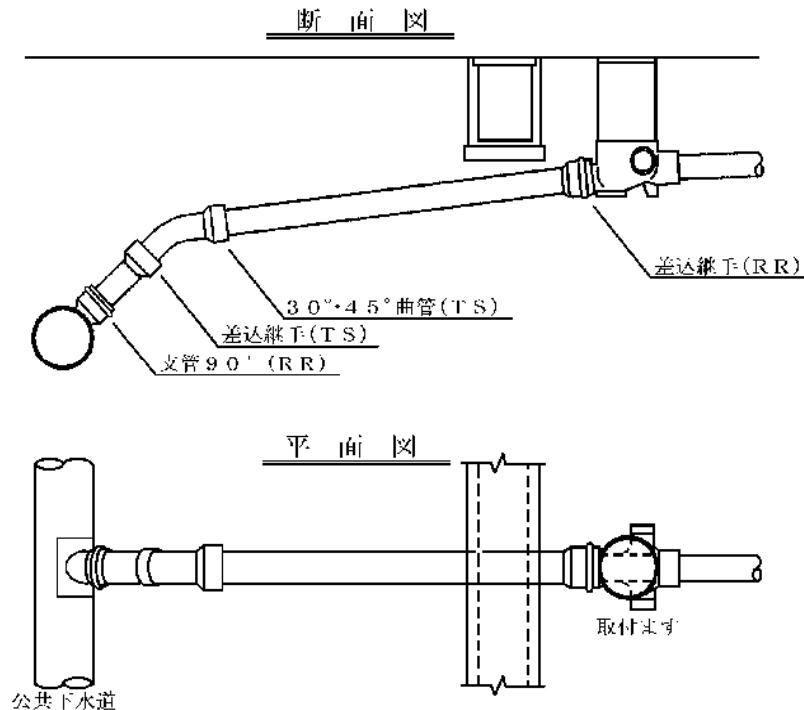


図 24-16

道路取付管配管延長 2.0m 以下の標準配管図



道路取付管配管延長 2.1m 以上の標準配管図



2) 宅地ますとの接続

コンクリートますは、コンクリート製取付ますの施工に準ずる。

硬質塩化ビニルますにおいては、排水管と宅地ます本体が接着接合できる構造であること。

6. 排水管の施工

1) 硬質塩化ビニル管の接合

(1) 管の切断及び面取り

- ・ 切断箇所は、管軸に対し直角に帯テープをあて切断線の標線を記入する。
- ・ 標線に添って食違いを生じないように注意して切断する。
- ・ 切断面に生じたバリや、食違いを平らに仕上げると共に管端内外周をグラインダー又は、やすりで軽く面取りをする。
- ・ 切り粉をウェスで拭き取る。

(2) 接着 (TS) 接合

管の接着受口は、テーパサイズになっており、一般的にはこれを接着接合という。

- ・ 接合する直管又は異形管の受口及び差口に、接合作業に支障をもたらすような外傷や亀裂がないか確認する。

- ・ 受口内面及び差口外面を乾いたウエスできれいに拭く。特に油分と水分は注意して拭き取る。
- ・ 管径ごとの接着差口の標線位置は、表 24-2 により、差込み深さを差口端よりスケールで測り標線を記入する。曲管等で方向性のある場合、受口及び差口に合マークを軸方向に入れる。

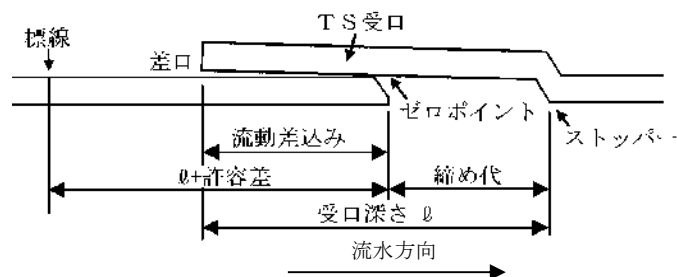
表 24-2

単位 mm

呼 び 径	100	125	150	200
差 込 深 さ	55	70	85	125

- ・ 接合部下端は接着剤塗布後に泥等がつかないように、継手掘りする分、まくら木を置く。(まくら木は接合後、必ず撤去をする事)
- ・ 受口内面（ストッパーまで）及び差口外面（標線の手前約 1cm まで）を塗りもらしなく、薄く均一に接着剤を塗る。刷毛塗り方向は円周方向とする。取付管などで、やむを得ず一人で塗る場合は、受口を先に塗り乾燥や泥の付着を防ぐ。
- ・ 図 24-17 のように接着剤塗布後は速やかに差口を受口に挿入し、合マークに合わせて、ひねることなく一気にストッパーに当たるまで、差込みそのまま 30 秒以上保持する。受口端は必ずしも標線の位置にはこず、受口深さの許容差から管径 150mm 以下は約 5mm 空き、管径 200mm 以上は約 10mm 空くのが標準である。
- ・ 差込み後、受口端からはみ出した接着剤を保持と同時に拭き取る。
- ・ 接合後配管上に無理な荷重を加えないようにする。

図 24-17

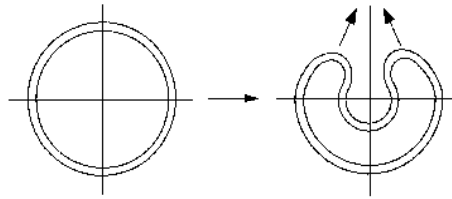


(3) ゴム輪（RR）接合

ゴム輪（Rubber Ring）の差口に挿入することによって水密を保つもので、一般にはこれをRR接合という。

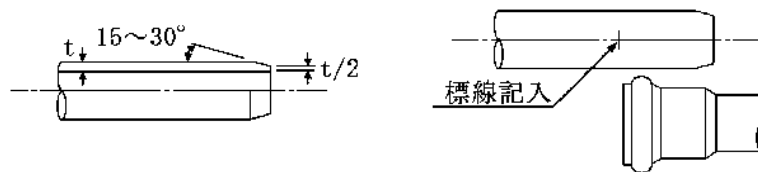
- ・ ゴム輪受口及び差口をウエスで拭き、砂やドロを取る。また、ゴム輪がねじれていたり、はみ出している場合は、ゴム輪を取り出し、溝を拭いてから、ゴム輪を水で濡らし図 24-18 のようにし再装置する。

図 24-18



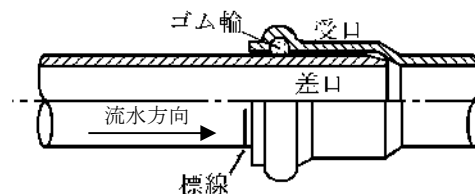
- ・ 差口端が面取りされていない場合は図 24-19 の寸法にグラインダー又はやすりで面取りする。
- ・ 図 24-19 のように受口端から受口肩までの寸法を写し取り、標線を記入する。
曲管等で方向性のあるものは受口及び差口に合マークを軸方向に入れる。
- ・ ゴム輪接合用滑剤をゴム輪表面及び差口（特に先端面取り部）に均一に刷毛で塗る。

図 24-19



- ・ 図 24-20 のように管軸及び合マークを合わせ、一気に差口を標線まで差込む。

図 24-20



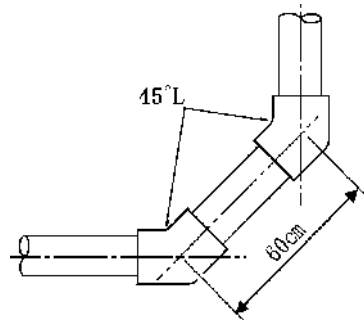
- ・ チェックゲージを受口のすき間からゴム輪に当たるまで挿入し、差込外周に合わせて回転させ、ゲージの出入りをチェックし、ゴム輪が差込みによってねじれていないか確認する。ゴム輪がねじれている場合は、管を抜きゴム輪を再確認のうえ、再度差込む。

2) 屈曲箇所の施工

(1) 直角に流下方向を変える箇所

管が直角に流下方向を変える箇所では、図 24-21 のとおり 45° L を概ね 60 cm 間隔で 2 個を用いて屈曲させる。

図 24-21



(2) 合流箇所

合流箇所に設ける場合は、図 24-22 による。ただし地形上その他、やむを得ない場合は図 24-23 による。

図 24-22

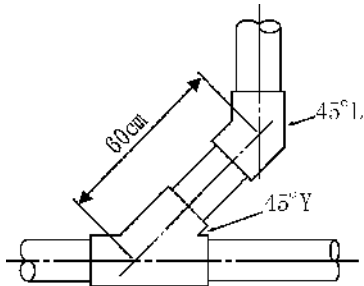
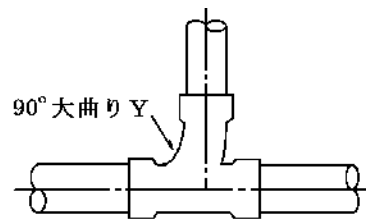


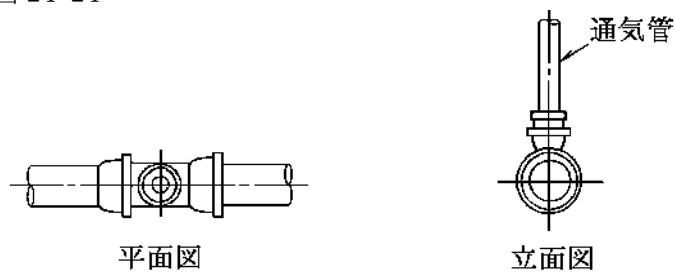
図 24-23



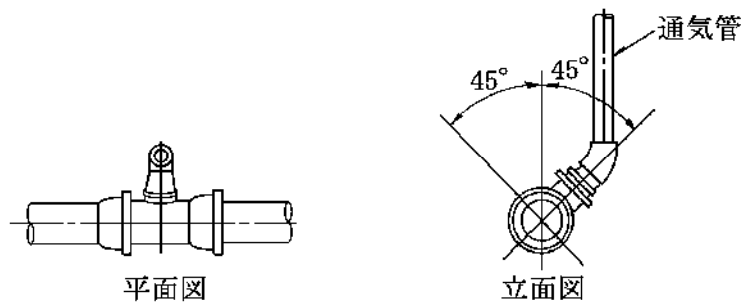
7. 通気管の施工

・ 通気管は、図 24-24 のように排水管より垂直又は 45° 以内で取出し、水平に取出してはならない。

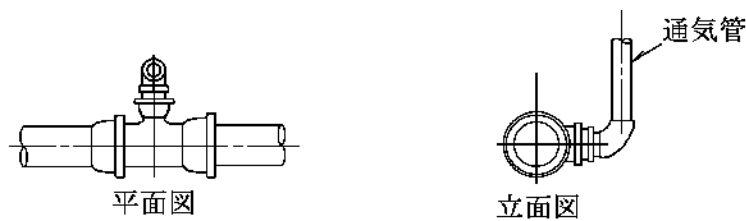
図 24-24



正しい取出し方(1)



正しい取出し方(2)



誤った取出し方

- ・ 通気立管の頂部開口には、異物が管内に入らないようにしたり、ねずみや鳥が巣を作ったりして開口部をふさぐことを防止するために金網等を設けなければならない。
- ・ 排気が通気開口部を通して通気管内へ逆流するのを防止するため、通気管を煙突の中や排気ダクト内に出してはならない。

8. 浄化槽からの切替工事

使用していた浄化槽を廃止する場合には、最終清掃を行うこと。最終清掃とは、浄化槽の汚泥等の引き抜きを行い、その後消毒を行うこと。浄化槽の汚泥は、一般廃棄物に該当し、廃止した浄化槽に汚泥が残存したまま埋めてしまう行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に規定する不法投棄に該当するため行わないこと。

ただし、雨水の一時貯留等に再利用する場合は、適切な処理を講ずること。

1) 浄化槽の廃止工事

公共下水道への切替え、家屋解体に伴い、浄化槽の廃止工事を行う場合、浄化槽清掃業者に最終清掃を依頼し、「浄化槽最終清掃日通知書」の写しを工事申込み時に提出すること。不用になった浄化槽は原則として撤去（掘り起し）すること。工事完成時には、検査書類とともに「浄化槽使用廃止届出書」を提出すること。

・ 注意事項

- (ア) 浄化槽は、し尿及び汚泥を完全に汲取り、清掃後に撤去すること。
- (イ) 埋戻しの際には、良質土を用い、十分な転圧を行い、不等沈下のないように施工すること。

- (ウ) プラスチック及びコンクリートガラなどの廃棄物は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に従って適切に処理すること。

9. 汲取り便所の改造工事

汲取り便所を水洗便所に改造する場合は、工事申込み時に「下水道つなぎ込み工事に係る最終清掃日通知書（し尿くみ取り用）」を提出し、便槽内のし尿をきれいに汲取ること。

その後、不用になった便槽は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条（投棄禁止）の適用を受けるため適切に撤去し、将来にわたって衛生上問題のないように処置すること。

・ 注意事項

- (ア) 便槽撤去後の埋戻しが不完全な場合、不等沈下が生じ、結果、排水管が破損し水漏れが生じるので注意して施工すること。
- (イ) 便槽の残材及びがれきなどは、産業廃棄物として適切に処理すること。

第 5 章 材 料 器 具

第25条 （材料器具）

排水設備に使用する材料は、規格品又は本市が使用について指定承認したものとす
る。

[解説]

排水設備に使用する材料及び器具は、長期間にわたる機能の確保という見地から選
定することが必要であり、併せて、それらの施工性、経済性及び安全性についての配
慮が必要である。

1. 材料及び器具の選定基準

一般的に、次の事項を考慮して決定する。

- ・ 長期間の使用に耐えるように強度や劣化等の変化のないこと。
- ・ 維持管理、清掃等が容易であること。
- ・ 設置する場所の環境（地中、水中、大気中等）に適応していること。
- ・ 汎用性があり、経済的で安全性等が高いこと。

規格品とは以下を指す。

J I S ： 日本産業規格
J S W A S ： 日本下水道協会規格
S H A S E ： 空気調和・衛生工学会規格

2. 材料の承認について

排水設備工事に伴い、指定承認されていない特殊継手及び排水ヘッダーなどを使用
する場合には、「使用材料の承認に関する取扱要綱」に基づき事前に材料承認申請書を
管理者に提出し、使用承認の通知を受けること。ただし、管理者が必要ないと認めた場
合については、この限りではない。

指定承認された材料については、排水設備使用承認材料一覧表を営業課にて配布して
いるので参照すること。

付表 1 関係提出書類一覧表

	名 称	適用様式（補足事項）	※	掲載頁
提出書類	雨水放流許可申請書	施行規程第6条	△	95
	雨水放流面積図			96
	工事申込書及び施行承認申請書	施行規程第9条第1項	◎	97
	給水装置 排水設備	工事設計書	◎	98
				99
	代理人又は管理人選定届	施行規程第2条	△	100
	浄化槽使用廃止届出書	環境省関係浄化槽法施行規則 第9条の5	△	101
	浄化槽最終清掃日通知書	岐阜市環境部指定様式	△	102
	下水道つなぎ込み工事に係る最終清掃日 通知書（し尿くみ取り用）	岐阜市環境部指定様式	△	103
	舗装復旧計画書	施工基準	△	104
	道路占用工事 道路復旧工事 道路自費工事 に関する工事の完了届（市道）	施工基準（市道）	○	105
	工事完了届（県道）	道路占用許可条件書第5条 （県道）	○	106
	工事申込書及び施行承認申請書取下届	施工基準	△	107
	道路占用許可取り下げ届	岐阜市道路管理者指定様式	△	108
	給水装置 排水設備	使用開始届	○	109
	給水装置 排水設備	工事完成届	○	110
	排水工事自社完成検査	施工基準	○	111
	公共下水道の特別使用許可申請書 岐阜市公共下水道特別使用に係る土地の 申告書 委任状	施行規程第5条 岐阜市公共下水道の特別使用 許可に関する取扱要綱	△	—
	ディスポーザー排水処理システム新設 ・変更届出書 ディスポーザー排水処理システム廃止届出書 維持管理業務委託契約確約書 誓約書 維持管理承諾届出書	施行規程第9条 岐阜市ディスポーザー排水 処理システム取扱要綱	△	—
	直接投入型ディスポーザー新設・変更届出書 直接投入型ディスポーザー廃止届出書 誓約書	施行規程第9条 岐阜市直接投入型ディスポー ザー取扱要綱	△	—
添付書類等	利害関係人等の同意書		△	—
	委任状		△	
	排水設備工事設計書(写)		△	
	岐阜市下水道台帳(写)	道路取付管設置工事等	△	
	既設状況図面(写)	既設排水設備工事設計書	△	
	建築確認済証又は申請受理書(写)		△	
	材料庫出調書	岐阜市指定管工事協同組合用	△	
	念書又は誓約書等		△	
	品質確認証明書等(又は写)	特殊な排水設備用具を使用 する場合	△	
	その他管理者が提出を求めるもの		△	

◎：申し込み時の必須提出書類

※ ○：着手後の必須提出書類

※ △：必要に応じて提出又は添付

様式第8号（第6条関係）

年 月 日

雨 水 放 流 許 可 申 請 書

（あて先）岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

住所
申請者
氏名
（ 法 人 名 ）
（ 電 話 番 号 ）

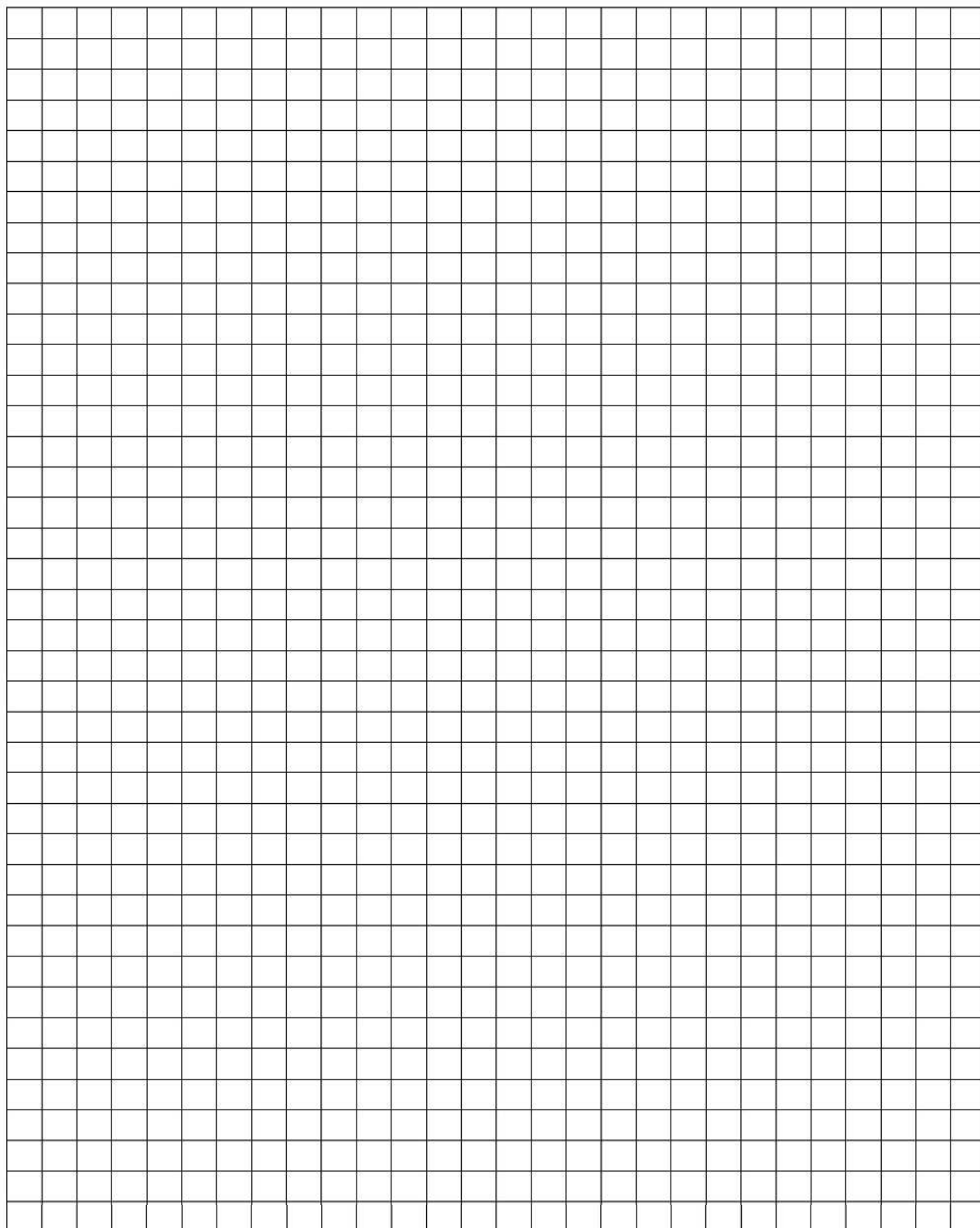
岐阜市下水道条例第8条第1項ただし書及び岐阜市下水道条例施行規程第6条の規定により、当事業場から排出される雨水を排水設備によって污水管に放流する許可を受けたいので申請します。

なお、岐阜市下水道条例及び岐阜市下水道条例施行規程を遵守することを確約します。

事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	岐阜市
雨 水 放 流 面 積	m ²
雨 水 放 流 面 積 図	様式第9号のとおり
雨 水 放 流 の 理 由	

様式第9号(第6条関係)

雨 水 放 流 面 積 図



※雨水放流区域を赤色で囲うこと。

(施行規程 様式第 1 号)

工事申込書及び施行承認申請書

(あて先) 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
下記のとおり工事をしたいので、その承認を申請します。
岐阜市水道給水条例及び岐阜市水道給水条例
施工規程を給水装置工事の契約の内容とすることに合意します。

提出日		年	月	日
申込者	住所			
	氏名	電話		

工事施行場所	岐阜市					
使用者	方書			ビル名		
	フリガナ					
	氏名	電話				
	使用人員	人	3 階以上直結給水	有 (階)、	無	
	用途	家事用、学校・幼稚園用、公衆浴場用、その他 ()				
建物の種類	専用住宅 階					
	共同住宅 階、 戸	適用戸数申請の有無		有 、 無		
		遠隔指示メーター有無		有 、 無		
	複合ビル 階、 戸 (内訳 住宅 戸、その他 戸)					
工事施行種別	その他					
	給水装置	新 設 増 設 変 更 撤 去				
	排水設備	新 設 増 設 変 更 撤 去				
	工 種	汲取り切替、浄化槽切替、井水併用、井水のみ、井水切替、2 次給水有、工事用仮設、道路分のみ				
	井戸下水放流の有無		有 、 無	雨水放流の有無		有 、 無
工事施行予定	着 工 日	年 月 日		完 成 日	年 月 日	
工事施行业者	岐阜市水道給水条例その他の定めのとおり施行いたします。 住 所 氏名又は商号 電話					

処 理 区	北 部、中 部、南 部、東 部 1、東 部 2、芥 見、日 置 江、北 東 部、北 西 部、柳 津
-------	---

工事資金融資	申 込 日	年 月 日	受付番号	第 号
--------	-------	-------------------------	------	--------------

太枠の枠内を記入してください。

(注) この工事に関して利害関係人があるときは、その同意を得てから申込み(承認申請)をしてください。
後日、利害関係人その他の者から意義が生じても、上下水道事業部はその責任を負いません。

(施行規程 様式第 2 号)

了 完
料 金
檢 查
計 測
普 及
審 查
(承認)
受 付

[illegible]

(表面)

(施行規程 様式第 2 号)

施行場所		岐阜市		設計審査及び工事検査手数料				工事変更理由																																																																																																																																																	
申込者氏名		北郡・中部・阿部・東部1・東部2・芥見・日西江・北東部・北西部・柳津		区分		単位		排水設備																																																																																																																																																	
下水処理区		年 月 日		設計審査手数料		円		円																																																																																																																																																	
提出日		年 月 日		工事検査手数料		円		円																																																																																																																																																	
納付日(設計審査手数料)		年 月 日		計																																																																																																																																																					
納付日(工事検査手数料)		年 月 日																																																																																																																																																							
道路分施工日		年 月 日																																																																																																																																																							
完成日		年 月 日																																																																																																																																																							
処理日		年 月 日		納付確認印																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">給水</th> <th colspan="2">排水</th> <th colspan="2">工事</th> <th colspan="2">工事</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">道</td> <td>サドル付分水栓</td> <td>個</td> <td></td> <td rowspan="5">宅</td> <td>止水栓</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>止水栓</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">路</td> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td rowspan="5">地</td> <td>止水栓</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>止水栓</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">分</td> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td rowspan="5">内</td> <td>止水栓</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>止水栓</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">分</td> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td rowspan="5">分</td> <td>止水栓</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>止水栓</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										給水		排水		工事		工事		区分	名称	単位	数量	区分	名称	単位	数量	道	サドル付分水栓	個		宅	止水栓	個		ユニオンナース	個		止水栓	個		ユニオンナース	個		メーター	個		ユニオンナース	個		メーター	個		ユニオンナース	個		メーター	個		路	ユニオンナース	個		地	止水栓	個		ユニオンナース	個		止水栓	個		ユニオンナース	個		メーター	個		ユニオンナース	個		メーター	個		ユニオンナース	個		メーター	個		分	ユニオンナース	個		内	止水栓	個		ユニオンナース	個		止水栓	個		ユニオンナース	個		メーター	個		ユニオンナース	個		メーター	個		ユニオンナース	個		メーター	個		分	ユニオンナース	個		分	止水栓	個		ユニオンナース	個		止水栓	個		ユニオンナース	個		メーター	個		ユニオンナース	個		メーター	個		ユニオンナース	個		メーター	個	
給水		排水		工事		工事																																																																																																																																																			
区分	名称	単位	数量	区分	名称	単位	数量																																																																																																																																																		
道	サドル付分水栓	個		宅	止水栓	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			止水栓	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
路	ユニオンナース	個		地	止水栓	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			止水栓	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
分	ユニオンナース	個		内	止水栓	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			止水栓	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
分	ユニオンナース	個		分	止水栓	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			止水栓	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">給水</th> <th colspan="2">排水</th> <th colspan="2">工事</th> <th colspan="2">工事</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">道</td> <td>サドル付分水栓</td> <td>個</td> <td></td> <td rowspan="5">宅</td> <td>止水栓</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>止水栓</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">路</td> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td rowspan="5">地</td> <td>止水栓</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>止水栓</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">分</td> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td rowspan="5">内</td> <td>止水栓</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>止水栓</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">分</td> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td rowspan="5">分</td> <td>止水栓</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>止水栓</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニオンナース</td> <td>個</td> <td></td> <td>メーター</td> <td>個</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										給水		排水		工事		工事		区分	名称	単位	数量	区分	名称	単位	数量	道	サドル付分水栓	個		宅	止水栓	個		ユニオンナース	個		止水栓	個		ユニオンナース	個		メーター	個		ユニオンナース	個		メーター	個		ユニオンナース	個		メーター	個		路	ユニオンナース	個		地	止水栓	個		ユニオンナース	個		止水栓	個		ユニオンナース	個		メーター	個		ユニオンナース	個		メーター	個		ユニオンナース	個		メーター	個		分	ユニオンナース	個		内	止水栓	個		ユニオンナース	個		止水栓	個		ユニオンナース	個		メーター	個		ユニオンナース	個		メーター	個		ユニオンナース	個		メーター	個		分	ユニオンナース	個		分	止水栓	個		ユニオンナース	個		止水栓	個		ユニオンナース	個		メーター	個		ユニオンナース	個		メーター	個		ユニオンナース	個		メーター	個	
給水		排水		工事		工事																																																																																																																																																			
区分	名称	単位	数量	区分	名称	単位	数量																																																																																																																																																		
道	サドル付分水栓	個		宅	止水栓	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			止水栓	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
路	ユニオンナース	個		地	止水栓	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			止水栓	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
分	ユニオンナース	個		内	止水栓	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			止水栓	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
分	ユニオンナース	個		分	止水栓	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			止水栓	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			
	ユニオンナース	個			メーター	個																																																																																																																																																			

(裏面)

(施行規程 様式第 4 号)

代理人又は管理人選定届

(あて先) 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
下記のとおり選定したいので、お届け
します。

届	年 月 日
出	住所
人	氏名

使 用 場 所	岐阜市			
所 有 者	住 所			
	氏 名			
代 理 人	新	条例その他の定めにより所有者のなすべき事項を私が代わって いたします。 住 所 氏 名 電 話 () -		
	旧	住 所		
		氏 名		
管 理 人	新	給水装置・排水設備を共同使用しますので、条件その他に定め られた事項を処理いたします。 住 所 氏 名 電 話 () -		
	旧	住 所		
		氏 名		

(施工基準第 10 条関係)

様式第一号の三 (第九条の五関係)

浄化槽使用廃止届出書	
年 月 日 岐阜市長 殿	
届出者	
住所	
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第 11 条の 3 の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 設置場所の地名地番	
2 使用廃止の年月日	年 月 日
3 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
4 廃止の理由	
※事務処理欄	
(注意) 1 ※欄には、記載しないこと。 2 3 欄は、該当する事項を○で囲むこと。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

(施工基準第 10 条関係)

様式第 14 号

浄化槽最終清掃日通知書

年 月 日

(あて先) 岐阜市長

届出者 住所

氏名

フリガナ		電話
依頼者氏名		() -
依頼者住所		
施設の名称	(依頼者氏名と同じ場合は記入不要)	
設置場所	岐阜市	(依頼者住所と同じ場合は記入不要)

清掃業者記入欄	最終清掃予定日	年 月 日	確認欄 (清掃業者の 署名又は記名)	
	清掃業者名			
	浄化槽番号			
	メーカ		備考	
	処理方式			
	容量	人槽 m ³		
	理由	☐ 下水道つなぎ込み ☐ 建物解体 ☐ 浄化槽入替え		

浄化槽清掃業者は次の 3 社です。

- 中衛工業(株)岐阜支店 岐阜市六条南 3-6-9
TEL (058) 274-8881 FAX (058) 274-8860
(担当区域) 下記 2 社以外の各地区
- トバナ産業(株)岐阜支店 岐阜市西河渡 2 丁目 6 7
TEL (058) 251-8682 FAX (058) 251-8620
(担当区域) 鏡島・合渡・三里・日置江・七郷・西郷・木田・網代・方県・常磐の各地区
- 松南(株) 岐阜市六条南 3-6-9
TEL (058) 274-3224 FAX (058) 276-0808
(担当区域) 柳津

送付先：環境部 環境二課 浄化槽係
TEL 058-214-2154 FAX 058-267-4458

岐阜市提出用

下水道つなぎ込み工事に係る最終清掃日
通知書（し尿くみ取り用）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

申請者住所
（指定工事店）氏名

フリガナ		電話
依頼者氏名		() —
依頼者住所		
施設の名称	(依頼者氏名と同じ場合は記入不要)	
設置場所	(依頼者氏名と同じ場合は記入不要)	
最終清掃予定日	令和 年 月 日	

※工事申込書・施工承認申請書とともに岐阜市上下水道事業部へ提出してください。

担当 環境部 環境二課

(指定様式)

(自社復旧用)

舗装復旧計画書

年 月 日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長 様

許可番号

工事施工場所 岐阜市

申込者氏名

上下水取出し工事日 年 月 日

舗装本復旧日（予定日）	年 月 日
-------------	-------

緊急時の連絡先



舗装本復旧が完了するまでは、定期的に巡視を行い、第三者に対する災害が発生しないよう事故防止に努めます。

苦情・事故等が発生した場合は、迅速に処理いたします。

舗装本復旧の完了後、一週間以内に工事写真を提出いたします。

上記事項について、遵守いたします。

年 月 日

指定工事店名

(指定様式)

道路占用工事 道路復旧工事
道路自費工事に関する工事の完了届

年 月 日

岐阜市長

様

申請者 住所 岐阜市
氏名 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
 上下水道事業部長
 電話

施工業者 住所
 氏名
 電話

道路占用工事
下記のとおり 道路自費工事が完成しましたのでお届けします。

1 占用許可番号又は 自費工事承認番号	年 月 日 岐阜市指令基管(占)第 号
2 占用工事場所又は 道路自費工事場所	岐阜市 (方)
3 道路復旧工事の内 容	
4 工事完了年月日	年 月 日
5 工 事 写 真	別紙に添付
6 備 考	

第 8 号様式 (第 5 条関係)

工 事 完 了 届 年 月 日 岐阜土木事務所長 様 住 所 氏 名 〔法人にあつては名称〕 及び代表者氏名 (電 話) 承認 年 月 日付け岐阜県指令 第 号 で を受けた 道路 許可 工事は、次のとおり完了したので届け出します。 占用 記	
工 事 の 場 所	市 町 丁目 番地先 大字 郡 村 字
	国 線 道 県
工 事 の 目 的	
承認 に係る工事期間 許可	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
工 事 の 記 録	別添記録写真のとおり
第 号 上記の工事については、完了したものと認めます。 年 月 日 岐阜土木事務所長 印	

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 完了届は、2 部提出すること。

年 月 日

電話 ()

申 請 年 月 日	年 月 日 受付	
工 事 施 工 場 所	岐阜市	
取 下 げ 理 由		
工 事 施 工 業 者	住所 名称	
返 金 額	円	
返 金 先	金融機関名	支店名
	預金種目	口座番号
	口座名義人 カナ 漢字	

課 長	課 員

道路占用許可取り下げ届

岐阜市水営(堀)第 号
年 月 日

(あて先) 岐阜市長

申請者 住所 岐阜市
岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
氏名 上下水道事業部長

連絡先(担当者)

TEL

年 月 日付け岐阜市指令基(占)第 号で許可を受けた道路
占用について、下記のとおり道路占用許可を取り下げますので、お届けします。

記

占 用 の 場 所	
占 用 の 目 的	
取 下 げ の 事 由	

自社・組合復旧

申請業者名

(施行規程 様式第 5 号の 2)

給水装置
排水設備

使用開始届

(あて先) 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
 下記のとおり使用をしたいので申込みます。
 岐阜市水道給水条例及び岐阜市水道給水条例
 施工規程を給水契約の内容とすることに合意し
 ます。

申 込 者	提出日	年	月	日	承認日	年	月	日																	
	住 所																								
	氏 名	電話																							
使用場所	岐阜市	町	丁目	番地	番	号																			
使 用 者	方 書	ビル名																							
	フリガナ																								
	氏 名																								
	使用人員	人			電話																				
使用開始日	年			月	日	一部使用開始日	年			月	日														
納 付 者	住 所																								
	フリガナ																								
氏 名	電話																								
メー ター	口径	mm	番号	指針	検定期限	年	月	位置																	
給排水区分	炊 事 便 所 手 洗 洗面 風 呂 洗濯 床 排 散 水 S K 受水槽 P 止め 仮 設	上 下 上 下 上 下 上 下 上 下 上 下 上 下 上 下 上 下 上 下 上 下 上 下 上 下																							
水 道 水	新設																								
	増設																								
	変更																								
	撤去																								
	既設																								
井 戸 水	新設																								
	増設																								
	変更																								
	撤去																								
	既設																								
計測器設置の有無		有 、 無																							
遠隔指示メーターの有無等		有 、 無																							
雨水放流の有無		有 (m × m = m ²) 、 無																							
ディスポーザー設置有無		有 (台・排水処理装置 [有・無]) 、 無																							
工事施行業者	住 所																								
	氏名又は商号	電話																							

処 理 区	北部、 中部、 南部、 東部 1、 東部 2、 芥見、 日置江、 北東部、 北西部、 柳津
お客さま番号	

検 査	検 査 日	検 査 係 員
	年 月 日	

マスター確認	確 認 日	確 認 者
	年 月 日	

太線の枠内を記入してください。

(施行規程 様式第 3 号)

給水装置 排水設備

工事完成届

(あて先) 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者 下記のとおり完成しましたのでお届けします。		承認	年 月 日 第 号											
		住所												
		氏名	電話											
使用場所	岐阜市		町		丁目		番地		番		号			
使用 者	方書					ビル名								
	フリガナ													
	氏名													
	使用人員	人				電話								
	用途	家事用、学校・幼稚園、営業用()、その他()												
使用開始日		年 月 日				一部使用開始日		年 月 日						
納 付 者	住所													
	フリガナ													
	氏名	電話												
メーター		口径	mm		番号			指針			検定期限	年 月 位置		
給排水区分		炊事	便所	手洗	洗面	風呂	洗濯	床排	散水	S	K	受水槽	P止め	仮設
		上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上
水 道 水	新設													
	増設													
	変更													
	撤去													
	既設													
井 戸 水	新設													
	増設													
	変更													
	撤去													
	既設													
		計測器設置の有無		有、無										
遠隔指示メーターの有無等		有、無							区分	水道、井戸水				
雨水放流の有無		有(m× m= m ²)、無												
工事 施行 業者		住所												
		氏名又は商号												
		電話												

処 理 区	北部、中部、南部、東部1、東部2、芥見、日置江、北東部、北西部、柳津
使用者番号	区 日 町 番 枝 お客さま番号

上記の工事を検査した結果、条例その他の定めのとおり完成したことを認める。	
年 月 日	検査係員
	主任技術者
本工事の完成検査に立会いました。	責任技術者

(施行基準 様式第 3 号)

排 水 工 事 自 社 完 成 検 査

年 月 日

(あて先)岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長 様

下記のとおり自社検査をしましたので
検査写真を添付してお届けします。

住 所
氏 名
電 話

受 付 日	年 月 日		
使 用 場 所	岐阜市		
申 込 者 氏 名		使 用 者 氏 名	
完 成 年 月 日	年 月 日	使 用 開 始 年 月 日	年 月 日
道 路 施 工 日	年 月 日	本 復 旧 予 定 日	年 月 日
路 面 復 旧 種 別	AS(市、原因者) ・ TA ・ その他()		助成金の有無 有 ・ 無
井 水 の 有 無	井水併用・井水のみ・無し	排 水 切 替	汲取り切替 ・ 浄化槽切替

排 水 工 事			
検 査 項 目	検 査 内 容	業者 確認	職員 確認
路 面 復 旧	仮復旧の状態は良好であること。原因者復旧の処置、届出等。		
汚 水 枳	配 置	取付枳は道路に最も近い宅地内に設けてあること。	
	形 状	大きさ、深さ、高さ、構造等正しく設けてあること。	
掃 除 口	基準のとおりに適切な位置に設けてあること。		
管 径 及 び 勾 配	各設備の最低管径及び排水勾配が確保されていること。		
通 気 口	通気管の最小口径、取付及び開口位置が適切であること。		
雨水、冷却水の分離	既設管利用の場合、特に分離の確認ができていること。		
地 下 水 の 浸 入	既設管利用の場合、特に漏水の有無の確認ができていること。		
ト ラ ッ プ 枳	適切な位置に設けてあること。		
水 洗 機 能	洗浄、排水、封水等の機能を保持していること。		
器 具 取 付	所定の位置に堅固に据付けてあること。		
配 管 の 状 況	適切な工法で、正しい勾配、深さに埋設されていること。		
規 格 材 料	規格品、または、指定承認された材料であること。		
器具トラップの接続	排水管との接続等、適切に取付けてあること。		
除 害 施 設 (阻 集 器)	排水設備に適合する構造であり、適切に設けてあること。		
浄化槽及び既設管関係	既設管利用の適否判断等衛生上適切な処置がなされていること。		
設 計 書 と の 照 合	完成図面と整合し正しく図示されていること。		
禁 止 事 項 の 厳 守	適切な排水設備、工法等総合的な確認ができていること。		

※ 検査不要項目は／で削除すること。

自社検査日 年 月 日

責任技術者

関係条例・規程等

- 岐阜市下水道条例
- 岐阜市下水道条例施行規程
- 岐阜市下水道排水設備指定工事店規程
- 岐阜市道路占用規則
- 岐阜市水洗便所改造等工事助成規程

関係法令

- 下水道法
- 下水道法施行令
- 下水道法施行規則
- 建築基準法
- 建築基準法施行令
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令
- 建築基準法に基づく告示
- ダイオキシン類対策特別措置法施行令
- 水質汚濁防止法施行令

関係要綱

- 岐阜市公共下水道の特別使用許可に関する取扱要綱
- 岐阜市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱
- 岐阜市直接投入型ディスポーザー取扱要綱

排水設備工事施工基準 2022 改訂版

1972年版	昭和47年	2月	1日	改訂版発行
1994年版	平成6年	11月	1日	改訂版発行
2011年版	平成24年	3月	1日	改訂版発行
2019年	平成31年	4月	1日	改訂
2021年	令和3年	8月	1日	改訂
2022年	令和4年	7月	1日	改訂
2025年	令和7年	9月26日		一部改訂

編集者 岐阜市上下水道事業部